

沖縄振興公共投資交付金交付要綱（国土交通省）

平成24年 4月 6日 制 定
令和 7年 3月31日 最終改正

第1 通則

沖縄振興公共投資交付金制度要綱（平成24年4月6日付け、府沖振第148号・警察庁甲官発第136号・総官企第161号・24文科施第9号・厚生労働省発会0406第4号・23地第483号・平成24・03・28財地第1号・国官会第3338号・環境会発第120406012号通知。以下「制度要綱」という。）に基づく沖縄振興公共投資交付金（国土交通省所管事業に係るものに限る。以下同じ。）の交付に関しては、沖縄振興特別措置法（平成14年3月31日法律第14号）、沖縄振興特別措置法施行令（平成14年3月31日政令第102号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号）その他の法令及び関連通知のほか、この交付要綱に定めるところによるものとする。

第2 目的

沖縄振興公共投資交付金は、沖縄県が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図ることを目的とする。

第3 定義

一 沖縄振興公共投資交付金

制度要綱第6に定める沖縄振興特別措置法第95条の2第1項に規定する沖縄振興交付金事業計画（以下単に「事業計画」という。）に基づく事業又は事務（以下「事業等」という。）の実施に要する経費のうち、沖縄の振興の基盤となる施設の整備に関する事業（当該事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業等を含む。）の実施に要する経費に充てるため、この要綱に定めるところに従い国が交付する交付金をいう。

二 交付対象事業

第5に掲げる事業等（法律又は予算制度に基づき別途国の負担又は補助を得て実施するものを除く。）をいう。

三 交付金事業者

沖縄振興公共投資交付金の交付を受けて交付対象事業を実施する沖縄県及び沖縄県からその経費の一部に対して負担金の負担又は補助金の交付を受けて

交付対象事業を実施する市町村等をいう。

第4 交付対象

沖縄振興公共投資交付金の交付対象は、沖縄県とする。

第5 交付対象事業

交付対象事業は、制度要綱別表の別紙3に記載された事業等とし、交付対象事業の細目については附属編において定めるものとする。

第6 交付額

- 1 国土交通大臣は、制度要綱第11により内閣総理大臣から移し替えられた交付金について、事業計画に掲げる交付対象事業に要する費用を沖縄県に交付する。
- 2 交付対象事業に対する毎年度の沖縄振興公共投資交付金の交付額は、次に掲げる式により算出された額（以下「国土交通省交付限度額」という。）を超えないものとする。

$$\text{国土交通省交付限度額} = (A + B + C)$$

ここで、A、B、Cは、それぞれ

A：制度要綱別表の別紙3の1から9に掲げる事業等に係る当該年度の国費算定の基礎額の合計額

B：制度要綱別表の別紙3の10のイの関連社会資本整備事業に係る当該年度の国費算定の基礎額の合計額

C：制度要綱別表の別紙3の10のロの効果促進事業に係る当該年度の国費算定の基礎額の合計額

であり、次に掲げる式より算出した額とする。なお、国土交通省交付限度額の算定に用いる交付対象事業ごとの国費算定の基礎額の算定方法については附属編において定めるものとする。

$$A = \sum_{j=1}^l (\alpha_j \times A_j)$$

A_j ：事業jの当該年度の事業費（事務費は除く。以下同じ。）

α_j ：事業jに係る国費率

l：事業の数

$$B = \sum_{j=1}^m (\beta_j \times B_j)$$

B_j ：事業jの当該年度の事業費

β_j ：事業jに係る国費率（国の負担又は補助について個別の法令等に規定がある場合は、当該法令等に規定する負担の割合又は補助の割合。それ以外の場合は1/2。）

m : 事業の数

$$C = \sum_{j=1}^n (\gamma_j \times C_j)$$

C_j : 事業 j の当該年度の事業費

γ_j : 事業 j に係る国費率（国の負担又は補助について個別の法令に規定がある場合は、当該法令に規定する負担の割合又は補助の割合。それ以外の場合は $1/2$ 。ただし、道路事業と一体となって実施する場合はこの限りではない。）

n : 事業の数

- 3 沖縄振興公共投資交付金の交付後、交付対象事業の進捗の状況により、第7第2項の規定を適用した結果、事業費の実績額に基づいて前項の規定により算出される国土交通省交付限度額が、交付された金額と異なることとなったときは、交付された金額から事業費の実績額に基づいて算出される国土交通省交付限度額を控除した額（次項において「差額」という。）は、事業計画ごとに、次年度の国土交通省交付限度額の算定において調整することができる。
- 4 前項の規定による調整は、次年度の国土交通省交付限度額から差額を控除することにより行う。
- 5 沖縄県が交付金事業者に対し、交付対象事業に要する経費の一部について負担又は補助をする要素事業（事業計画に記載された個々の基幹事業、関連社会資本整備事業又は効果促進事業をいう。以下同じ。）においては、沖縄県が当該交付金事業者に対して負担又は補助をする費用（事務費は除く。）の額の範囲内の事業費に限り、前四項の規定を適用する。

第7 交付申請等

- 1 沖縄県は、交付対象事業のうち沖縄県が沖縄振興公共投資交付金を充てて実施するものについて交付申請を行うものとする。
- 2 要素事業に要する費用の総額について国費と地方費の割合を定め、要素事業ごとの国費の割合を固定しないことができることとする。

第8 沖縄振興公共投資交付金の経理

交付金事業者は、国の交付金について経理を明らかにする帳簿を作成し、交付期間の終了後5年間保存しなければならない。

第9 監督等

- 1 国土交通大臣は沖縄県に対し、沖縄県知事は市町村に対し、沖縄県知事又は市町村長は沖縄県又は当該市町村が補助する交付金事業者に対し、それぞれその施行する交付対象事業に関し、適正化法その他の法令及びこの要綱の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する交付対象事業の促進を図るため、必要な勧告、助言若しくは援助をす

ることができる。

- 2 国土交通大臣は沖縄県に対し、沖縄県知事は市町村に対し、沖縄県知事又は市町村長は沖縄県又は当該市町村が補助する交付金事業者に対し、それぞれその施行する交付対象事業につき、沖縄振興公共投資交付金の適正な執行を図る観点から監督上必要があるときは、その交付対象事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、沖縄振興公共投資交付金の交付に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月6日から施行する。

附 則 (平成25年5月16日付け国官会第223号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年5月16日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日付け国官会第3215号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年8月1日付け国官会第700号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月10日付け国官会第106号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月10日より施行する。

附 則 (平成28年4月1日付け国官会第4203号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

附 則 (平成29年3月31日付け国官会第4359号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日より施行する。ただし、改正後の要綱の施行の際現に国に提出されている事業計画に基づく関連社会資本整備事業についての改正前の要綱附属編10の1.(2)口の適用については、当該事業計画の計画期間内に限り、なお従前の例による。

附 則 (平成29年6月15日付け国官会第719号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年6月15日より施行する。

附 則 (平成30年3月30日付け国官会第37号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日より施行する。

附 則 (平成31年3月29日付け国官会第24309号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日より施行する。

附 則 (令和元年10月3日付け国官会第17449号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年10月3日より施行する。

附 則 (令和2年3月31日付け国官会第29903号)
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日より施行する。

附 則 (令和2年9月4日付け国官会第14947号)
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年9月7日より施行する。

附 則 (令和3年3月30日付け国官会第28964号)
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日より施行する。

附 則 (令和4年3月31日付け国官会第23925号)
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日より施行する。

附 則 (令和5年3月31日付け国官会第24465号)
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日より施行する。

附 則 (令和6年3月29日付け国官会第26992号)
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日より施行する。

附 則 (令和6年11月7日付け国官会第15592号)
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年11月8日から施行する。

附 則 (令和7年3月31日付け国官会第25831号)
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附属編 交付対象事業及び国費の算定方法

沖縄振興公共投資交付金交付要綱(社会資本整備に関する事業)(以下単に「交付要綱」という。)第5条に規定する交付対象事業(国土交通省所管事業に限る。以下同じ。)の細目については、この編の定めるところによる。

また、交付要綱第6条に規定する国土交通省交付限度額の算定に用いる交付対象事業ごとの国費算定の基礎額(以下単に「基礎額」という。)はこの編に定めるところにより算定するものとする。なお、国費率のみが規定されている事業については、算定の対象となる事業費(交付対象事業に係る当該年度の事業費。ただし、交付対象となる事業費の範囲が詳細に定められているものに関しては、その範囲に限る。)に国費率を乗じた額をもって基礎額とする。

1 道路

1. 交付金事業者

沖縄県及び市町村

2. 交付対象事業

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三条第二号に規定する一般国道(指定区間外の一般国道に限る。この項において同じ。)、同条第三号に規定する都道府県道(同法第五十六条の規定による国土交通大臣の指定を受けた都道府県道及び資源の開発、産業の振興その他国の施策上特に整備を行う必要があると認められる都道府県道に限る。この項において同じ。)又は同法第三条第四号に規定する市町村道(沖縄県が実施する事業については、半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第十一条又は過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第十四条の規定による指定を受けた市町村道に限り、市町村が実施する事業については、道路法第五十六条の規定による国土交通大臣の指定を受けた市町村道及び資源の開発、産業の振興その他国の施策上特に整備を行う必要があると認められる市町村道に限る。この項において同じ。)の新設、改築又は修繕に関する事業のうち、沖縄県又は市町村が実施する次に掲げる事業(地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上を図るために必要であり、又は快適な生活環境の確保若しくは地域の活力の創造に資すると認められるものであって、かつ、公共施設その他の公益的施設の整備、管理若しくは運営に関連して、又は地域の自然的若しくは社会的な特性に即して行われるものに限る。)

- 1 道路（一般国道、都道府県道又は市町村道に限る。）の新設又は改築に関する事業のうち、次に掲げるもの
 - 一 道路の改良に係る事業（国の直轄事業などの他事業と密接に関連して実施する事業や大規模構造物の整備を伴う事業を除く。）
 - 二 土地区画整理事業又は市街地再開発事業に係る事業（国の直轄事業などの他事業と密接に関連して実施する事業や大規模構造物の整備を伴う事業を除く。）のうち、沖縄県又は市町村が実施するもの
 - 三 交通安全対策に係る事業のうち、沖縄県が実施するもの
 - 四 無電柱化に係る事業のうち、沖縄県が実施するもの
- 2 道路（一般国道又は都道府県道に限る。）の修繕に関する事業

3. 道路事業に係る基礎額

新設に関する事業に係る当該年度の基礎額は、当該年度の事業費に、表 1-1 の左欄に掲げる事業ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて算定するものとする。

表 1-1

事業	率
道路法第 50 条第 1 項に規定される事業	道路法第 50 条第 1 項に定める負担の割合
道路法第 56 条に規定される事業	道路法第 56 条に定める補助の割合
道路の修繕に関する法律（昭和 23 年法律第 282 号）第 1 条第 1 項に規定される事業	道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和 24 年政令第 61 号）第 1 条第 2 項に定める補助の割合
交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和 41 年法律第 45 号）第 6 条第 2 項及び第 3 項に規定される事業	交通安全施設等整備事業の推進に関する法律第 6 条第 2 項及び第 3 項に定める負担又は補助の割合
沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 105 条に規定される事業	沖縄振興特別措置法施行令（平成 14 年政令第 102 号）別表（第 32 条関係）に定める負担又は補助の割合
共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和 38 年法律第 81 号）第 22 条第 2 項に規定される事業	共同溝の整備等に関する特別措置法第 22 条第 2 項に定める負担又は補助の割合
電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号）第 22 条第 2 項に規定される事業	電線共同溝の整備等に関する特別措置法第 22 条第 2 項に定める負担又は補助の割合

土地区画整理法第121条に規定される事業	土地区画整理法第121条に定める負担の割合
----------------------	-----------------------

改築又は修繕に関する事業に係る当該年度の基礎額は、当該年度の事業費に、表1-2に定める率を乗じて算定するものとする。なお、道路局所管補助事業採択基準等、街路・交通連携推進事業採択基準、公共団体等区画整理補助事業実施要領、又は市街地再開発事業等管理者負担金補助採択基準に定める基準に適合する事業については、表1-1の左欄に掲げる事業ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて算定することができる。

表1-2

一	沖縄県の区域内の地方公共団体	指定区間外国道・県道の改築・修繕	9.0/10 (※1)
		市町村道の改築	8.0/10 (※2)

※1 市街地再開発事業に係る改築又は県道の改築のうち道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第1条第1項第5号に係るものについては、8/10

※2 土地区画整理事業に係る改築については、9/10

2 港湾

2-1 港湾改修事業

一般公衆の利用に供することを目的として、港湾施設(水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設及び港湾施設用地)の建設又は改良の港湾工事を行うものをいう。

1. 交付金事業者

沖縄県、市、一部事務組合

2. 交付対象事業

港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設及び港湾施設用地の建設又は改良を行う事業のうち、以下の①、②、③、④、⑤のいずれかに該当するもの

- ① 離島間の連絡船等の港内における安全な航行、係留の確保を目的として実施する事業。
- ② 小型船の安全な係留の確保を目的として実施する事業。
- ③ 港内静穏度の向上を通じた、港内における船舶の安全な航行、船舶の安全な係留の確保を目的として実施する補助的防波堤事業。
- ④ 港湾区域や周辺海域の適正利用や事故・災害防止等の観点から、小型船舶の係留及び保管能力の向上を目的として実施する事業。
- ⑤ 老朽化等により陳腐化し、利用効率の低下した港湾施設を有効活用するために必要な事業であって、交付金事業者が行う以下のa)～d)に該当する事業(1件あたりの事業規模が5億円を超えないものであり、かつ県が港湾管理者である場合にあつては2億円以上、市及び一部事務組合が港湾管理者である場合にあつては90百万円以上に限る。)
 - a) 既存施設の利用転換：民間の既存バース等の公共施設への利用転換するための買い取り、既存岸壁の利用転換のための改良事業。
 - b) 港湾空間の再開発・高度利用化
 - c) 利便性の向上：係留施設、臨港交通施設、港湾緑地等におけるバリアフリーを目的とした改良や安全上必要なさくの設置及び津波避難施設その他の港湾施設の利便性の向上に資する局所的な改良事業。港湾管理者情報システムの整備。
 - d) 既存施設の延命化：港湾法第2条第5項第1号から第4号までに掲げる施設において、現有施設が機能上支障を来しているか又は近い将来支障を来すおそれがあるものでかつ、早急に手当

をすれば施設の効用が失われる時期が延伸されるものについて、腐食対策、沈下対策、コンクリート劣化対策、付属品の取り替え、埋没浚渫、橋梁塗装。

3. 港湾改修事業に係る基礎額

前項の交付対象事業のうち①に該当するものの基礎額は、施設毎に当該施設の整備費用の額に次に掲げる国費率を乗じて得た額とする。

重要港湾、地方港湾 9/10

前項の交付対象事業のうち②に該当するものの基礎額は、施設毎に当該施設の整備費用の額に次に掲げる国費率を乗じて得た額とする。

重要港湾、地方港湾 9/10

前項の交付対象事業のうち③に該当するものの基礎額は、施設毎に当該施設の整備費用の額に次に掲げる国費率を乗じて得た額とする。

重要港湾、地方港湾 9/10

前項の交付対象事業のうち④に該当するものの基礎額は、施設毎に当該施設の整備費用の額に次に掲げる国費率を乗じて得た額とする。

・基礎額を算定する場合に用いる国費率

水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設、港湾施設用地 9/10

※ ただし、交付金事業者が行う事業（1件あたりの事業規模が5億円を超えないものであり、かつ県が港湾管理者である場合にあっては2億円以上、市及び一部事務組合が港湾管理者である場合にあっては90百万円以上に限る。）については、基礎額を算定する場合に用いる国費は次のとおりとする。

・基礎額を算定する場合に用いる国費率 1/3

交付対象事業のうち⑤に該当するものの基礎額は、施設毎に当該施設の整備費用の額に次に掲げる国費率を乗じて得た額とする。

・基礎額を算定する場合に用いる国費率 1/3

2-2 緑地等施設整備事業

臨港地区就業者のための快適な就労環境の確保や港湾を訪れる市民等に開かれたウォーターフロントの形成を図るとともに、震災時において避難地・防災拠点として機能するオープンスペースの確保を図るため、港湾における緑地、海浜等を整備するものをいう。

1. 交付金事業者

沖縄県、市、一部事務組合

2. 交付対象事業

港湾法第2条第5項第9の3号に規定する港湾環境整備施設の建設又は改良を行う事業。ただし、レクリエーションに関する施設の整備事業を除く。

3. 緑地等施設整備事業に係る基礎額

基礎額は、港湾環境整備施設及びそれと一体で整備される用地の建設又は改良に要する費用の額に次に掲げる国費率を乗じて得た額とする。

- ・基礎額を算定する場合に用いる国費率

緑地： 6/10

用地： 4/10

2-3 海域環境創造・自然再生等事業

海域の環境改善及び適正な港湾利用を図るため、港湾における水質・底質改善及び沈廃船等の処理を行うものをいう。

1. 交付金事業者

沖縄県、市、一部事務組合

2. 交付対象事業

以下の①～③に掲げる事業。

①海浜・水質浄化施設：港湾区域における汚泥上への覆砂、海浜及び当該施設を構成するために必要な突堤及び離岸堤の整備、水質浄化施設の整備

②施設改良：水質・底質の改善を図るための外郭施設、係留施設等の改良

③沈廃船等処理：

沈廃船：港湾法第37条の3に規定する禁止行為に係る公示をした港湾及びその他適切な規制を講じている港湾において、みだりに捨て又は放置されている所有者不明の船舶の処理

放置座礁船：船舶所有者等に代わり、やむを得ず行う放置座礁船の処理

3. 海域環境創造・自然再生等事業に係る基礎額

基礎額は、交付対象事業に掲げる各事業に要する費用の額に次に掲げる国費率を乗じて得た額とする。

・基礎額を算定する場合に用いる国費率

水質浄化施設 6/10

施設改良 9/10

沈廃船等処理 1/3

2-4 みなと振興計画に基づく事業

地域の活性化に寄与するみなとの振興を図るため、地方公共団体等が策定したみなと振興計画に基づき、港湾施設の整備や関連事業を実施するものをいう。

1. 交付金事業者

沖縄県、市、一部事務組合

2. 交付対象事業

港湾所在市町村及び港湾管理者又は港湾所在市町村が作成し、国土交通大臣が認定したみなと振興計画に基づき実施される表2-4に掲げる事業。

表2-4（みなと振興計画に基づく事業の交付対象事業）

交付対象事業	交付対象事業の費用の範囲
1. 港湾改修事業 (水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設)	港湾法第43条第1項第1号から第3号に規定する（重要港湾、地方港湾に限る。）水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設の建設又は改良の港湾工事に要する経費。但し、港湾管理者以外の者の事業の場合、上記に準ずる扱いとする。
2. 港湾公害防止施設	港湾法第43条第1項第4号に規定する港湾公害防止施設の

整備事業	建設又は改良の港湾工事に要する経費。但し、港湾管理者以外の者の事業の場合、上記に準ずる扱いとする。
3. 港湾環境整備施設整備事業	港湾法第43条第1項第4号に規定する港湾環境整備施設の建設又は改良の港湾工事に要する経費。但し、港湾管理者以外の者の事業の場合、上記に準ずる扱いとする。
4. 廃棄物埋立護岸整備事業	港湾法第43条第1項第5号に規定する廃棄物埋立護岸の建設又は改良の港湾工事に要する経費。但し、港湾管理者以外の者の事業の場合、上記に準ずる扱いとする。
5. 海洋性廃棄物処理施設整備事業	港湾法第43条第1項第5号に規定する海洋性廃棄物処理施設の建設又は改良の港湾工事に要する経費。但し、港湾管理者以外の者の事業の場合、上記に準ずる扱いとする。
6. 提案事業	みなと振興計画に定める目標及び指標の達成に必要であり、事業実施主体の提案する地域の知恵と工夫をこらした事業等に要する経費。(総事業費の20%以内)

3. みなと振興計画に基づく事業に係る基礎額

基礎額は、施設毎に当該施設の整備費用の額に次に掲げる国費率を乗じて得た額とする。

・基礎額を算定する場合に用いる国費率

港湾改修事業（水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設）

9/10

港湾公害防止施設整備事業 6/10

港湾環境整備施設整備事業 6/10（用地 4/10）

廃棄物埋立護岸整備事業 1/2

海洋性廃棄物処理施設整備事業 1/2

提案事業 1/2

3 治水

3-1-(1) 広域河川改修事業

河川改修事業の実施において、水系、支川等を単位として、水系一貫した計画的な整備を図るとともに、重点的に整備を実施する事業をいう。

1. 交付金事業者

沖縄県

2. 交付対象事業

二級河川において施行される改良工事のうち、当該河川の流域面積が概ね100km²未満のものであって、①、②のいずれかに該当し、かつ③の要件に該当するもの（近年、浸水被害が発生した河川における事業を除く。）をいう。

- ① 総事業費が、都市河川にあつては概ね24億円以上、その他の河川にあつては概ね12億円以上のもので、次のいずれかの要件に該当するもの
 - ①-1 改良工事によって洪水又は高潮による被害が防止される区域内的の農耕地が200ha以上であるもの、宅地（公共用地又は5ヶ年以内に宅地となることが予測される土地を含む。3-1-(1)関係部分において以下同じ。）が20ha以上であるもの、家屋が200戸以上あるもの又は農耕地が100ha以上であつて、かつ、宅地が10ha以上若しくは家屋が100戸以上であるもの
 - ①-2 改良工事による費用便益比が1以上であるもの
- ② 総事業費が、都市河川にあつては概ね10億円以上24億円以内、その他の河川にあつては概ね10億円以上12億円以内のもので、次の②-1に該当するもの
 - ②-1 改良工事によって洪水又は高潮による被害が防止される区域内的の農耕地が60ha以上であるもの、宅地が5ha以上であるもの、家屋が50戸以上であるもの又は農耕地が30ha以上であつて、かつ、宅地が2.5ha以上若しくは家屋が25戸以上であるもの
- ③ 原則、施工を行う同一都道府県内における全ての河川※において、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図が公表されていること。ただし、令和7年度までに作成された社会資本総合整備計画に基づく事業は除く。

※水防法により想定最大規模の降雨による浸水想定区域の指定の対象となっている一級河川、二級河川

3. 留意事項

① 都市河川の定義

都市河川とは、河川法の適用される二級河川のうち、次のいずれかの要件に該当するものをいう（以下同じ。）。

①－1 人口集中地区人口が3万人以上の都市において、その人口集中地区、これに直接隣接する人口集中地区及びこれらに概ね1km以内で隣接する人口集中地区に係る河川

①－2 当該人口集中地区が氾濫により直接的に被害を受けることが想定される河川

①－3 一定規模（100ha）以上の宅地開発に関連する河川

② 広域河川改修事業の事業単位は、水系単位を原則とする。

4. 広域河川改修事業に係る基礎額

基礎額を算定する場合に用いる国費率は、以下のとおりとする。

（国費率）

9/10

3－1－（2） 施設機能向上事業

河川改修事業のうち、同一の洪水氾濫域を有する区間において、計画的に既存の河川管理施設の機能向上を図るとともに、重点的に整備を実施する事業をいう。

1. 交付金事業者

沖縄県

2. 交付対象事業

広域河川改修事業（3－1－（1））に該当する事業であって、施設機能向上計画に基づき同一の洪水氾濫域を有する区間において施行される浸透・侵食・耐震対策としての堤防等の改良であって、事業費5千万円以上のものを対象とする。

3. 施設機能向上計画の沖縄振興交付金事業計画への記載

施設機能向上事業の実施に当たっては、沖縄振興交付金事業計画において、次に掲げる事項を定めた施設機能向上計画を記載するものとする。

① 事業主体

② 地区名

③ 関係市町村名

- ④ 事業内容
- ⑤ 目標
- ⑥ 計画期間
- ⑦ 全体事業費

4. 留意事項

- ① 施設機能向上事業の事業単位は、水系単位を原則とする。
- ② 施設機能向上計画
施設機能向上計画の計画期間は、概ね5ヵ年とし、当該河川の河川整備計画と整合を図るものとする。

5. 広域河川改修事業からの移行

広域河川改修事業で実施してきた事業のうち、上記2.の基準に合致する事業については、本事業に移行できるものとする。

6. 施設機能向上事業に係る基礎額

基礎額を算定する場合に用いる国費率は、以下のとおりとする。

(国費率)

9/10

3-2 特定地域堤防機能高度化事業

河川の改良工事と沿川の再開発事業等が一体的に実施される場合に、再開発事業等部分の盛土を実施する事業をいう。

1. 交付金事業者

沖縄県

2. 交付対象事業

沿川の再開発等と一体となり特定地域堤防機能高度化計画（実施地域での、地域整備及び地域防災に資する堤防機能の高度化に係る計画をいう。）に適合して行われる盛土事業で、次のすべての要件に該当するものとする。

- ① 人口・資産等が集積している地区又はこれに準じる防災上重要な地区であること

- ② 非常災害に伴う破堤によって、甚大な損害を生ずるおそれがあると認められる地区であること
- ③ 盛土事業の事業費が、通常の河川改修事業費のうち当該盛土事業が行われることにより軽減される事業費より小さくなる地区であること
- ④ 原則、施工を行う同一都道府県内における全ての河川※において、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図が公表されていること。ただし、令和7年度までに作成された社会資本総合整備計画に基づく事業は除く。
※水防法により想定最大規模の降雨による浸水想定区域の指定の対象となっている一級河川、二級河川

3. 特定地域堤防機能高度化事業に係る基礎額

基礎額を算定する場合に用いる国費率は、1/3 とする。

3-3 流域貯留浸透事業

近年、局地的豪雨の頻発により浸水被害が多発していることを踏まえ、流域における保水・遊水機能を計画的に確保するため貯留浸透施設の設置を実施する事業をいう。

1. 交付金事業者

沖縄県

2. 交付対象事業

二級河川の流域内において、貯留若しくは浸透又はその両方の機能（以下3-3関係部分において「貯留・浸透機能」という。）をもつ施設の整備等を地方公共団体又は地方公共団体の助成を受けて民間企業等が行う事業で、通常の河道改修方式と比較して経済的であるもので次のいずれかの要件に該当するものをいう。

また、地方公共団体の助成を受けて民間企業等が行う事業については、地方公共団体が助成する予定としている雨水貯留浸透施設を合わせた規模、能力が次のいずれかの要件に該当するものも対象とする。

- ① 公共施設等若しくは民間の施設又はその敷地（以下3-3関係部分において「対象施設」という。）を500m³以上の貯留機能若しくはそれと同等の浸透機能又は貯留・浸透機能を持つ構造とする事業。ただし、次のいずれかの要件に該当するものにあつては、複数の施設で500m³以上の貯留機能若しくはそれと同等の浸透機能又は貯留・浸透機能を持つ構造とす

る事業

(ア) 100mm/h 安心プランに登録された地域（令和5年度までに登録されたものに限る）

(イ) 「内水被害等軽減対策計画」（暫定版）に記載された地域又は「内水被害等軽減対策計画」に認定された地域

- ② 沖縄県が既成市街地内の個人の住宅の敷地内等に、貯留・浸透機能を持つ簡易な施設を設置する事業で、当該河川の流域（当該河川の流域面積が20km²以下である流域内の区域）において、これらの施設を合わせた規模、能力が①と同等の貯留・浸透機能を持つ構造とするもの
- ③ 新規の住宅開発において対象施設を、一団地内における対象施設を合わせた規模及び能力が①と同等の貯留・浸透機能を持つ構造とする事業
- ④ 既設の暫定調整池、池沼又は溜め池で、河川管理者又は地方公共団体が公共施設として管理する施設を改良する事業で、3,000m³以上（100mm/h 安心プランに登録された地域に係るものにあつては1,000m³以上）の治水容量及び必要に応じて環境容量（治水容量と同量の範囲でかつ下流河川の水質改善効果が認められるものに限る。）を確保するため、掘削、浸透機能の付加、堰堤の嵩上げ等の洪水調節能力の向上又は管理用通路の整備、堤体補強等の管理の適正化を図るために行うもの

また、当該河川の流域（当該河川の流域面積が7km²以下である流域内の区域）において、複数の溜め池を合わせた規模が3000m³以上（100mm/h 安心プランに登録された地域に係るものにあつては1,000m³以上）の治水容量を確保（ただし、事業着手から3ヶ年以内に完了するものに限る。）するもの

3. 各種計画との整合

流域貯留浸透事業については、特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第4条第1項に基づく流域水害対策計画及び流域整備計画、100mm/h 安心プラン、内水被害等軽減対策計画又は流量分担計画（一定の確率の洪水に対する河川と流域との洪水流量の配分の計画をいう。）と整合が図られたものとする。

なお、流量分担計画については、当該河川管理者が流域の地方公共団体等と協議して定めることとする。

4. 留意事項

- (1) 貯留浸透施設は、対象施設又は調節池等の所有者に帰属するものとする。
- (2) 貯留浸透施設について、その機能を維持し、保全するための管理は、当

該貯留浸透施設を整備した地方公共団体が行う。

- (3) 貯留浸透施設管理者は、貯留浸透施設の機能を十分に発揮させるため貯留浸透施設の管理に関し、対象施設又は調節池等の管理者と管理協定を締結すること等により、適正な管理を行わなければならない。また、貯留浸透施設の適切な管理が困難な事態になった場合は、関係地方公共団体等と貯留浸透施設の移管等について協議するものとする。
- (4) 流域貯留浸透事業の実施については、これを対象施設又は調節池等の管理者に委託することができる。

5. 流域貯留浸透事業に係る基礎額

基礎額を算定する場合に用いる国費率は、1/3 とする。

3-4 応急対策事業

河川工作物の附属施設又は関連施設の構造が不十分若しくは適当でないため、又は、長期間の供用により老朽化が著しいため、前後の一連区間の治水機能に比較して、その周辺の治水機能が劣っているものについて応急的な改良及び新增設の改善措置を実施する事業をいう。

1. 交付金事業者

沖縄県

2. 交付対象事業

- ① 二級河川において実施する事業で、総事業費が50億円未満のもの。なお、交付対象となる事業費は、総事業費から5千万円を控除した額とする。
- ② 一連の築堤区間において、河川工作物の附属施設又は関連施設の構造が不十分若しくは適当でないため、又は、長期間の供用により老朽化が著しいため、前後の一連区間の治水機能に比較して、その周辺の治水機能が劣っているものについて行う応急的な改良及び新增設の改善措置。

3. 交付対象事業の要件

長期間の供用により老朽化が著しいため、前後の一連区間の治水機能に比較して、その周辺の治水機能が劣っている施設については、長寿命化計画が策定され、当該計画に基づく延命化の措置が適正に行われている施設で実施

する事業であること。

4. 長寿命化計画の沖縄振興交付金事業計画への記載

応急対策事業の実施に当たっては、沖縄振興交付金事業計画において、次に従い「長寿命化計画」を記載するものとする。

長寿命化計画は、堰、水門、樋門及び排水機場等の河川管理施設ごとに、施設の保全に係る基本的事項を内容とした長期保全計画（ライフサイクル計画）と各年度に実施する実施計画を定め、施設ごとの点検、整備、取替及び更新についての内容を記載する。また、コスト縮減効果などが見込まれる新技術の導入についての検討内容を記載する。

また、長寿命化計画の記載に当たっては、「河川用ゲート・河川ポンプ設備点検・整備・更新マニュアル（案）の改定について」（平成27年5月18日付け国総施安第1号、国水環保第13号）に基づき、点検結果による診断を踏まえた機器の健全度、設備区分のレベル、社会への影響度、設置条件、機能の適合性及び経済性評価等を総合的に評価し、設備の信頼性と保全コストの低減を図るための技術面、経済面の両面からの検討を行うものとする。

なお、長寿命化計画の記載に当たって、河川管理施設ごとに定めるべき事項は以下のとおりとする。

①計画的な保全に関する基本的事項

計画的な保全に関する基本方針、日常的な維持管理、点検、整備等についての基本的な事項について記載する。

②長期保全計画（ライフサイクル計画）

河川管理施設のライフサイクルタイム約40年程度を考慮した機器・部品等の更新計画（塗装、分解整備、部分的な取替・更新、設備更新）や長期的な点検計画等を施設ごとに作成する。

③年度ごとの実施計画

年度ごとに実施する点検・整備等の計画を施設ごとに作成する。

なお、ライフサイクルコスト及びその縮減に関する方針が記載されていることとする。

④河川管理施設台帳

計画的かつ効率的な保全を実施するため、長寿命化計画を策定する基礎資料として、対象設備の主要仕様等を記載した施設台帳を作成する。当該施設において実施した点検、整備等の履歴、事故・故障及びその措置の履歴について、その記録を整理、保存する。

5. 応急対策事業に係る基礎額

基礎額を算定する場合に用いる国費率は、以下のとおりとする。

(国費率)

9/10

3-5 堰堤改良事業

沖縄県が管理しているダムにおいて、その効用の継続的な発現のため、ダム本体、放流設備、貯水池等の大規模な改良を行うことにより、ダムの機能の回復又は向上を図る事業をいう。

1. 交付金事業者

沖縄県

2. 交付対象事業

沖縄県が管理するダムにおける、以下の改良等。

①改良事業

ダム本体、放流設備並びにこれに附属する設備、観測設備、通報設備及び警報設備の改良並びにダム貯水池周辺の地山安定のための工事。

②下流河道整備事業

ダム直下の河道改良工事。

③ダム管理用水力発電設備設置事業

管理用発電設備の設置工事。

④貯水池保全事業

貯砂ダム等の設置工事。

3. 交付対象事業の要件

沖縄県が管理するダムに係る改良で、以下の要件に該当するもの

①改良事業については、次の全ての要件に該当するもの。

(a) 総事業費が4億円以上のもの。

(b) 原則として、長寿命化計画が策定され適正に維持管理されているもの。

ただし、設備の新設及び地山安定工事については、長寿命化計画の策定を条件としない。また、平成29年度までに着手される改良事業については、長寿命化計画の策定を条件としない。

②下流河道整備事業については、総事業費が1.5億円以上のもの

③ダム管理用水力発電設備設置事業については、他省庁の補助金交付対象でない場合に限る。

④貯水池保全事業については、総事業費が1.5億円以上のもの

4. 長寿命化計画の沖縄振興交付金事業計画への記載

長寿命化計画の策定を条件とする事業を実施する場合は、沖縄振興交付金事業計画に長寿命化計画の内容を記載するものとする。

5. 堰堤改良事業に係る基礎額

基礎額を算定する場合に用いる国費率は、以下のとおりとする。

(国費率)

堰堤改良事業（改良事業、ダム管理用水力発電設備設置事業）	4/10
堰堤改良事業（下流河道整備事業、貯水池保全事業）	1/3

3-6 通常砂防事業

砂防堰堤、床固工群等の砂防設備の整備及び必要に応じた除石工事を実施する事業をいう。

1. 交付金事業者

沖縄県

2. 交付対象事業の内容

砂防堰堤、床固工群等の砂防設備の整備及び必要に応じた除石工事を実施する事業である。

3. 交付対象事業の要件

砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定による砂防指定地内において、沖縄県知事が施行する砂防工事のうち、次のいずれかの要件に該当し、1件当たり事業費が1億円以上のもので、高さがおおむね10m以下の堰堤を整備するもの（近年、土砂災害が発生した地区における事業を除く）。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）第7条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害警戒区域が指定されていること。

また、同法第9条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害特別警戒区域が指定されていること。

- ① 二級河川の水系に係るもので、次のいずれかの要件に該当するもの
(ア) 流域内の崩壊面積又は荒廃面積が流域面積の1割を超えるもの

- (イ) 流出土砂量が甚だしく、その量が本川流量の1割を超えるもの
- (ウ) 河床に土砂堆積が甚だしく、流下するおそれのあるもの
- ② 今後の豪雨等により多量の土砂が流下するおそれのある溪流で、次のいずれかに該当する効果のあるもの
 - (ア) 公共施設(官庁、学校、病院、鉄道、道路、橋梁等のうち相当規模以上のもの)及び市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所及び重要鉱工業施設の保護
 - (イ) 市街地、集落(人家50戸以上)の保護
 - (ウ) 耕地(耕地面積30ha以上)の保護
 - (エ) 港湾又は河口の埋没(年間埋没10,000 m³以上)の防止

4. 通常砂防事業に係る基礎額

基礎額を算定する場合に用いる国費率は、以下のとおりとする。

(国費率)

9/10

3-7 火山噴火緊急減災対策事業

火山地域における住民の安全確保及び火山噴火時等の緊急的な減災対策を迅速かつ的確に実施するため、異常な土砂の動き等を監視し情報伝達するために必要なワイヤーセンサー、雨量計、監視カメラ等の設置や、火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づく緊急対策用資材の製作・配備を実施する事業をいう。

1. 交付金事業者

沖縄県

2. 交付対象事業の内容

火山地域における住民の安全確保及び火山噴火時等の緊急的な減災対策を迅速かつ的確に実施するため、異常な土砂の動き等を監視し情報伝達するために必要なワイヤーセンサー、雨量計、監視カメラ等の設置や、火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づく緊急対策用資材の製作・配備を実施する事業である。

3. 交付対象事業の要件

気象庁が常時観測を行っている火山(常時観測予定の火山を含む。)で実施されるものを交付対象とする。

4. 火山噴火緊急減災対策事業に係る基礎額

基礎額を算定する場合に用いる国費率は、1/2 とする。

3-8 急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地崩壊危険区域内の自然がけに対し、急傾斜地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不適當な場合、擁壁工、排水工及び法面工等急傾斜地崩壊防止施設の設置その他急傾斜地の崩壊を防止する工事を実施する事業をいう。

1. 交付金事業者

沖縄県

2. 交付対象事業の内容

急傾斜地崩壊危険区域内の自然がけに対し、急傾斜地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不適當な場合、擁壁工、排水工及び法面工等急傾斜地崩壊防止施設の設置その他急傾斜地の崩壊を防止する工事を行う事業である。

3. 交付対象事業の要件

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和44年法律第57号)第12条に基づき、沖縄県が施行する急傾斜地崩壊防止工事(ただし、急傾斜地崩壊防止施設の改造工事を除く)で、次のすべての要件に該当し、事業費7,000万円以上のもので、高さがおおむね30m未満の斜面において実施するもの。

- ① 傾斜地の高さが10m以上であること。ただし、当該事業が保全する区域において、市町村地域防災計画に位置づけられている避難路及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)第8条第1項第4号における要配慮者利用施設(以下「要配慮者利用施設」という。)が存する急傾斜地の場合は、「10m」を「5m」に読み替えるものとする。
- ② 移転適地がないこと
- ③ 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)第7条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害警戒区域が指定されていること。また、同法第9条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができ

る区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害特別警戒区域が指定されていること。

④ 次のいずれかの要件に該当するもの

イ 人家概ね 10 戸（公共的建物を含む。）以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの

ただし、市町村地域防災計画に位置づけられている避難路を有する急傾斜地の場合は、「7,000 万円」を「8,000 万円」に、「10 戸」を「5 戸」に読み替えるものとする。また、風倒木の発生の著しい地域（「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和 37 年法律第 150 号）第 2 条第 1 項の規定により激甚災害として指定され、かつ、同法第 11 条の 2 に基づく森林災害復旧事業を行う地域で、災害発生の翌年から起算して概ね 5 年以内の地域の地域に限る。）における公共施設に関連する急傾斜地及び大規模地震により著しい被害が生じた地域（「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和 37 年法律第 150 号）第 2 条第 1 項の既定により激甚災害として指定され、かつ、同法第 3 条の 1 に基づく公共土木施設災害復旧事業を行う地域で、災害発生の翌年から起算して概ね 5 年以内の地域に限る。）における急傾斜地並びに要配慮者利用施設が存する急傾斜地の場合は、「10 戸」を「5 戸」に読み替えるものとする。この場合、要配慮者利用施設については、収容人員等 3 人を人家 1 戸に相当するものとして換算できるものとする

ロ 市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所若しくは災害対策本部を設置することが規定されている施設、又はこれらに準ずる施設、警察署、消防署その他市町村地域防災計画上重要な施設に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの

4. 急傾斜地崩壊対策事業に係る基礎額

基礎額を算定する場合に用いる国費率は、1/2 とする。

3-9 総合流域防災事業

流域単位を原則として、包括的に水害・土砂災害対策の施設整備等及び災害関連情報の提供等のソフト対策を実施する事業をいう。

1. 交付金事業者

沖縄県、(5) 水害リスク情報整備推進事業は市町村も含む

2. 総合流域防災事業計画の沖縄振興交付金事業計画への記載

沖縄県知事は、自ら実施する総合流域防災事業の実施に当たり、沖縄振興交付金事業計画において、以下に従い、総合流域防災事業計画（以下 3-10 関係部分において「事業計画」という。）を記載するものとする。

① 事業計画の策定方針

事業計画は、水害・土砂災害対策の施設整備等及び災害関連情報の提供等のソフト対策を一体的に実施し、地方の自主性・裁量性をより高めつつ、豪雨災害等に対し流域一体となった総合的な防災対策を推進することを目的とする。

② 事業計画の期間

概ね 5 年間とする。

③ 事業計画の範囲

事業計画は、原則として、「総合流域防災協議会の進め方について」（平成 17 年 3 月 31 日付け国河計第 127 号）の三に定める圏域ごとに策定するものとする。

④ 事業計画に定める事項

事業計画の目標及び事業内容を明らかにするため、事業計画は事業計画総括表及び事業計画圏域概要図等により構成する。

事業計画には次の事項を定め、沖縄振興交付金事業計画に記載するものとする。

- i) 圏域名
- ii) 事業主体
- iii) 関係事業主体
- iv) 計画の範囲
- v) 目標
- vi) 計画期間
- vii) 全体事業費
- viii) 実施内容

なお、都道府県、市町村、水防管理団体及び当該河川の河川管理者等からなる協議会を設置し、防災・減災のための目標を共有し、具体的な取組の方針等を策定した場合は、事業計画に次の事項を記載するものとする。

- i) 協議会の構成員
- ii) 情報伝達、避難計画等に関する事項
- iii) 水防に関する事項
- iv) 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項
- v) 河川管理施設等の整備に関する事項

3. 事業計画の変更

沖縄県知事は、事業計画に定める事項について変更しようとするときは、2. に準ずるものとする。

4. 交付対象事業の要件

総合流域防災事業は、次の（１）から（５）までのいずれかの要件に該当するものとする。

（１）河川事業

河川事業で、次のいずれかの要件に該当するもの。ただし、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）及び「「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効後の財政措置について（通知）（令和3年4月1日 関係省庁連名局長通知）」に基づき対象とされた事業（以下、「公害財特法失効後の財政措置対象事業」という。）に位置付けられた事業を除く。

- ① 沖縄振興公共投資交付金交付要綱附属編3-1-(1) 広域河川改修事業、あるいは社会資本整備総合交付金附属第Ⅱ編3-(1) 広域河川改修事業、沖縄振興公共投資交付金交付要綱附属編3-1-(2) 流域治水対策河川事業又は社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編3-(5) 調節池整備事業のいずれかの要件に該当する河川改修等のうち、一事業の総事業費が100億円未満で、流域面積が100km²未満かつ想定氾濫区域内人口が1万人未満である二級河川に係る河川改修、宅地等の嵩上げ、流域における調節池、移動式排水施設、輪中堤等の整備
- ② 二級河川又は準用河川において実施する事業のうち、次のいずれかの要件に該当する事業で、一事業の総事業費が50億円未満のもの。ただし、準用河川において実施する事業はオに該当するものに限る。
 - ア 3-10 統合河川環境整備事業の要件に該当する河川環境整備事業
 - イ 計画高水位以下の水位の流水の通常的作用に対し所要の安全性が確保されていない堤防に対して実施する強化対策等
 - ウ 洪水調節機能の向上を図るために行う既設の遊水地又は調節池等の改良
 - エ 洪水による被害が防止される区域内の家屋が5戸以上の地域において、必要最小限の区間で施行される改良工事であって、「概ね5年間で事業完了させるもの」であり、改良工事による費用便益比が1以上である事業で、総事業費が1億円以上のもの
 - オ 次に掲げるすべての要件に該当する河川において実施する移動式排水施設の整備
 - (i) 固定式排水施設に比較して、移動式排水施設の整備が経済的であること
 - (ii) 過去概ね10年間において、河川の流下能力不足に起因した複数箇所の家屋浸水被害（二級河川においては市町村単位）があること
 - (iii) 今後概ね10年間において、(ii)の浸水被害の解消に資する河川整備の予定がないこと
 - (iv) 固定式排水施設の機能の代替として整備するものであること
 - (v) 同一市町村において、下水道事業の移動式排水施設を整備する場

合は、必要に応じて、共同での整備・運用について検討すること
(vi) 当該河川で稼働させる必要が無いと判断した場合、必要に応じて
その他の河川や浸水が発生した箇所での運用に努めるものである
こと

(2) 砂防事業等

① 砂防事業

社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編4－(1)通常砂防事業
あるいは沖縄振興公共投資交付金交付要綱附属編3－7通常砂防事業の
いずれかの要件に該当し、土砂等の除石等の機能回復を含む事業で、次
のいずれにも該当しないもの

- ア 近年発生した災害に関連するもの
- イ 水系砂防に関連するもの（土石流対策以外の事業）
- ウ 活断層の存在する地域で実施するもの

② 地すべり対策事業

社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編5－(1)地すべり対策
事業の要件に該当し、多量の崩土が溪流又は河川に流入し、下流河川（二
級河川若しくはこれに準ずる河川に限る。）に被害を及ぼすおそれのない
事業

③ 急傾斜地崩壊対策事業

社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編6－(1)急傾斜地崩壊
対策事業あるいは沖縄振興公共投資交付金交付要綱3－9急傾斜地崩壊
対策事業のいずれかの要件に該当し、災害防止機能向上のための改築を
含むもので、次のいずれの要件にも該当しないものをいう。

- ア 近年発生した災害に関連するもの
- イ 急傾斜地の高さが30m以上のもの

④ 砂防設備等緊急改築事業

④－1 砂防設備等緊急改築事業

既設の砂防設備及び地すべり防止施設（以下「砂防設備等」という。）
について、緊急改築を行うことで既存の砂防設備等を有効活用すること
により、地域における安全の向上を図ることを目的に実施するもので、
次のすべての要件に該当するもの

- ア 原則として、ライフサイクルコスト及びその縮減に関する方針が
記載された長寿命化計画が策定され適正に維持管理されているもの。
ただし、令和5年度までに着手される砂防設備等緊急改築事業
については、長寿命化計画に基づき維持管理されていることを条件
とするが、ライフサイクルコスト及びその縮減に関する方針が記載
された長寿命化計画に基づき維持管理されていることは条件とし
ない。
- イ 事業の対象となる砂防設備等が、以下のいずれかの要件に該当す

るもの

(i) 昭和 52 年以前の技術基準により設計されており、土石流に対して構造物の安全性、安定性が確保されていない砂防設備

(ii) 設置後概ね 10 年経過した施設で、地質条件などによって当初設計時の想定より早期に集排水ボーリングの目詰まりが生じており、近年開発された材料の活用により目詰まりが生じにくくなるなど施設の機能が著しく向上する地すべり防止施設

ウ 長寿命化計画の策定を条件とする場合は、沖縄振興交付金事業計画に長寿命化計画の内容を記載するものとする。また、実施に当たって、事業計画に、次に掲げる事項を定めた緊急改築事業計画が記載されていること。なお、(v)、(vi) の事項を定める際には、コスト縮減効果などが見込まれる新技術の導入についての検討内容を記載すること

(i) 対象とする砂防設備等の概要

(ii) 事業の目的

(iii) 保全対象

(iv) 施設管理の状況

(v) 緊急改築工事の内容

(vi) その他参考となる事項

エ 総事業費が 1 億円以上であるもの（当該工事の実施に必要な調査を含む。）

④ー 2 ライフサイクルコストを考慮した長寿命化計画への変更

沖縄県が管理する砂防設備等におけるライフサイクルコストを考慮した長寿命化計画への変更で、次の全ての要件に該当するもの

ア 令和 5 年度までの間に変更されるものであること

イ ライフサイクルコストを考慮した長寿命化計画の計画期間内に、ライフサイクルコストを考慮した維持、修繕、改築、更新の実施が見込まれるものであること

⑤ 急傾斜地崩壊防止施設緊急改築事業

⑤ー 1 急傾斜地崩壊防止施設緊急改築事業

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 21 条の補助を受けて施工した既設の急傾斜地崩壊防止施設について、緊急改築を行うことで既存の施設を有効活用することにより、地域における安全の向上を図ることを目的に実施するもので、次の全ての要件に該当するもの

ア 原則として、ライフサイクルコスト及びその縮減に関する方針が記載された長寿命化計画が策定され適正に維持管理されているもの。ただし、令和 5 年度までに着手される急傾斜地崩壊防止施設緊急改築事業については、長寿命化計画に基づき維持管理されている

ことを条件とするが、ライフサイクルコスト及びその縮減に関する方針が記載された長寿命化計画に基づき維持管理されていることは条件としない。

イ 地盤条件の変化等により明らかに施設の災害防止機能が不足しているもの

ウ 長寿命化計画の策定を条件とする場合は、沖縄振興交付金事業計画に長寿命化計画の内容を記載するものとする。また、実施に当たって、事業計画に、次に掲げる事項を定めた緊急改築事業計画が記載されていること。なお、(v)の事項を定める際には、コスト縮減効果などが見込まれる新技術の導入についての検討内容を記載すること

(i) 対象とする急傾斜地崩壊防止施設の概要

(ii) 事業の目的

(iii) 保全対象

(iv) 施設管理の状況

(v) 緊急改築工事の内容

エ 総事業費が8,000万円以上であるもの（当該工事の実施に必要な調査を含む。）

⑤-2 ライフサイクルコストを考慮した長寿命化計画への変更

沖縄県が管理する急傾斜地崩壊防止施設におけるライフサイクルコストを考慮した長寿命化計画への変更で、次の全ての要件に該当するもの

ア 令和5年度までの間に変更されるものであること

イ ライフサイクルコストを考慮した長寿命化計画の計画期間内に、ライフサイクルコストを考慮した維持、修繕、改築、更新の実施が見込まれるものであること。

⑥ 土砂・洪水氾濫対策等のための計画の策定又は変更

既存ストックを有効活用し、流域全体で効率的な土砂災害対策を進めるため、土砂・洪水氾濫対策又は土砂・洪水氾濫時に流出する流木対策のための計画の策定又は変更で、次の全ての要件に該当するもの

ただし、計画策定の過程で実施する対象流域の抽出については、令和8年度までに実施されるものに限る

ア 土砂・洪水氾濫対策又は土砂・洪水氾濫時に流出する流木を目的とした計画であること

イ 土砂・洪水氾濫対策については、国土技術総合政策研究所資料「河床変動計算を用いた土砂・洪水氾濫対策に関する砂防施設配置計画

検討の手引き（案）」に基づく手法もしくはこれに準ずる手法により作成される計画であること

土砂・洪水氾濫時に流出する流木の対策については、国土交通省砂防部資料「土砂・洪水氾濫時に流出する流木の対策計画の基本的な考え方（試行版）」に基づく手法もしくはこれに準ずる手法により作成される計画であること

ウ 土砂・洪水氾濫対策又は土砂・洪水氾濫時に流出する流木の対策のための計画の計画期間内に、遊砂地等の基幹施設の整備が見込まれるものであること

(3) 情報基盤総合整備事業

① 情報基盤整備事業

河川等の情報収集・提供等を行うシステム（総事業費3億円以上）で、二級河川、二級河川において沖縄県が管理するダム、及び過去に土石流災害、地すべり災害若しくはがけ崩れ災害を受けた地区又は受けるおそれの高い地区に係る次のものを整備する事業をいう。

ア 雨量計、水位計、水質計、地震計、漏水量計、ワイヤーセンサー、伸縮計及び監視カメラ等の観測施設

イ 観測されたデータを収集・処理・伝達するシステム

ウ 水位や流量等を予測・提供するシステム

エ 土石流、地すべり及びがけ崩れに関する予警報システム

② 土砂災害情報共有システム整備事業

土砂災害関連情報について、住民・市町村・沖縄県の情報交換を推進するための土砂災害情報共有システムを整備する事業で次に該当するもの

ア 住民の警戒避難体制の確立に資するための通報装置の設置等のうち沖縄県から住民等への情報提供に関するもの

イ 住民等から沖縄県への土砂災害情報の提供に必要なシステムの整備

ウ 土砂災害情報共有システム整備事業全体計画が策定されているもの。なお、全体計画の記載に当たって定めるべき事項等については、「河川等に関する情報基盤総合整備全体計画の作成について」（平成17年8月1日付け国河砂第25号）に基づくものとする。

③ 土砂災害リスク情報整備事業

住民等に対し、土砂災害のおそれがある区域についての周知を徹底するとともに、土砂災害に対する住民等の理解を深め、避難の実効性を高めることを目的として実施される事業で以下の全てに該当するもの

ア 土砂災害警戒区域及びこれに関連する情報について、住民への周知を目的とした標識及び看板等を設置する事業（土砂災害警戒区域等の位置情報を用いて、住民理解の促進に資する図面の作図等を含む）

イ 土砂災害リスク情報整備事業全体計画が策定されているもの。なお、全体計画の記載に当たって定めるべき事項等については、「土砂災害リスク情報整備事業全体計画の作成について」（令和3年4月1日付け国水砂第123号）に基づくものとする。

④ 河川等情報基盤総合整備全体計画

情報基盤総合整備事業の実施に当たっては、事業計画において、以下に従い、河川等情報基盤総合整備全体計画（以下3-9の4（3）③関係部分において「全体計画」という。）を記載するものとする。

④-1 目的

沖縄県において、河川、ダム、砂防、地すべり及び急傾斜地等に関する各種情報を、一元的に収集、分析及び伝達する情報基盤を効率的・効果的に整備するための全体計画を作成することにより、全体計画に基づいた事業の計画的実施を図り、災害時の警戒避難体制の確立及び平常時の施設管理の充実等に資することを目的とする。

④-2 全体計画に記載する事項

全体計画には、以下の事項を記載するものとする。

なお、総合流域防災事業は圏域ごとに計画し実施することを基本としているが、情報基盤については集中型の監視システムなど県全体における効率的・効果的な施設配置とすることが重要であることから、情報基盤の全体計画については圏域ごとではなく沖縄県全体での計画を作成するものとする。

ア 全体計画の基本方針

既存の情報基盤の有効活用や、国土交通省等の情報通信網及び自治体の消防防災ネットワークなど他の情報システムとの連携等を含めた、沖縄県における今後の情報基盤整備の基本的な方針を記載するものとする。

イ 概要図

沖縄県の全体が枠内に収まる程度の縮尺をもつ平面図に、既設及び新設予定の主要な情報基盤の位置を記載し、実施内容、名称、接続関係等を旗揚げするものとする。

ウ 整備内容及び事業費

最近の豪雨災害等を踏まえ、水位情報の空白域を解消するための水位計テレメータの増設など、従前の計画を見直したうえで、優先度を考慮した整備内容及び事業費を記載するものとする。

(4) 砂防基礎調査・急傾斜地基礎調査

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に規定する土砂災害の防止のための対策の推進に関する基本的な指針に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区

域の指定その他同法に基づき行われる土砂災害防止対策のための調査が必要な区域において実施する急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりのおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する調査。

(5) 水害リスク情報整備推進事業

洪水による災害の発生を警戒すべきものとして水防法施行規則で定める基準に該当する河川のうち、社会資本整備総合交付金要綱第6—イ社会資本整備総合交付金事業③河川事業及びロ防災・安全交付金③河川事業を実施していない河川で、洪水浸水想定区域図又は洪水ハザードマップを作成。

交付期間については、次のとおりとする。

- ①洪水浸水想定区域図の作成は令和7年度まで
- ②洪水ハザードマップの作成は令和8年度まで

5. 各種計画との整合

以下の各計画に基づき施行するものでなければならない。

- (1) 4. の (1) の①及び②については、河川法第16条の2に基づく河川整備計画
- (2) 4. の (2) の①については、「砂防法施行規定」(明治30年10月26日勅令382号)第8条の3に基づき作成された砂防工事全体計画
- (3) 4. の (2) の②については、地すべり等防止法第9条に基づき作成された地すべり防止工事基本計画

6. 総合流域防災事業に係る基礎額

基礎額を算定する場合に用いる国費率は、以下のとおりとする。

(国費率)

河川事業

二級河川 9/10

準用河川 1/3

砂防事業 9/10

地すべり対策事業 6/10

砂防設備等緊急改築事業

砂防 9/10

地すべり 6/10

急傾斜地崩壊防止施設緊急改築事業 1/2

急傾斜地崩壊対策事業 1/2

土砂・洪水氾濫対策のための計画の策定又は変更 9/10

情報基盤総合整備事業(情報基盤整備事業)

河川・ダム 9/10

砂防	9/10
地すべり	6/10
急傾斜	1/2
情報基盤総合整備事業（土砂災害情報共有システム整備事業）	
砂防	9/10
地すべり	6/10
急傾斜	1/2
砂防基礎調査	1/3
急傾斜地基礎調査	1/3
水害リスク情報整備推進事業	1/3（都道府県が市町村に対し事業費の1/3以上を補助する場合に限る。）

3-10 統合河川環境整備事業

良好な河川環境を保全・復元及び創出することを目的に、(1)汚濁の著しい河川の水質改善、(2)魚類の遡上・降下環境の改善、(3)自然環境が著しく阻害されている河川の自然環境の再生、(4)河川環境教育の場として、又は地域のまちづくりに係る取組みと一体となって治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を行う事業をいう。

1. 交付金事業者

沖縄県

2. 交付対象要件

沖縄県知事が実施する河川工事で、次の各号のいずれかに該当するもの。

- 1 河川とそれに繋がるまちを活性化するために実施される、民間事業者と連携する水辺の整備を行う事業のうち、指定区間内の一級河川及び二級河川において、地域と一体となった「かわまちづくり計画」に都市・地域再生等利用区域の指定に関する取組が位置づけられた治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を行う事業
- 2 二級河川の水質改善のために実施される水質浄化を行う事業で、次に該当するもの
 - (1) 二級河川のうち汚濁の著しい河川についての水質浄化を行う事業、及び汚濁の原因となっている二級河川についての水質浄化を行う事業
- 3 沖縄県の管理する二級河川のうち、横断工作物により河川等が分断され、魚類の遡上・降下が困難な区域^{*}において魚道の整備を行う事業で、総事業費が三億円以上のもの
- 4 沖縄県の管理する二級河川のうち、従来の自然環境が著しく阻害され

ている河川等の特に必要とする区域*において自然環境の保全・復元を行う事業で、総事業費が三億円以上のもの

- 5 沖縄県の管理する二級河川において、河川環境教育の場として利用される「水辺の楽校構想」、地域の取組みと一体となった「かわまちづくり計画」に位置づけられた治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を行う事業で、総事業費が三億円以上のもの。

※区域には、特定都市河川浸水被害対策法に基づく貯留機能保全区域を含む。

3. 統合河川環境整備事業計画の沖縄振興交付金事業計画への記載

統合河川環境整備事業の実施に当たっては、沖縄振興交付金事業計画に、次に掲げる事項を定めた河川環境整備事業計画を記載するものとする。

- ①基本方針
- ②事業期間
- ③実施内容
- ④全体事業費

4. 統合河川環境整備事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のとおりとする。

1/2

- (1) 国は、沖縄県が施行主体である場合には、交付対象額の2分の1（公害財特法失効後の財政措置対象事業として行う浚渫及び導水事業にあっては2分の1）を沖縄県に対して交付するものとする。
ただし、二級河川の汚濁の原因となっている準用河川についての浄化事業において、国は、対象事業について、沖縄県と指定都市又は市区町村がそれぞれ事業費の3分の1を負担する旨の費用負担協定（指定都市又は市区町村負担については地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項の手続きによる。）を締結している時に、事業費の3分の1を沖縄県に対して交付するものとする。
- (2) 国は、指定都市の長又は市区町村長が施行主体である場合には、沖縄県が指定都市又は市区町村に対し事業費の3分の1を補助する時に、当該指定都市又は市区町村に対し3分の1を交付するものとする。

3-11-（1） 下水道関連特定治水施設整備事業

(1)河川の流下能力が不足しているため、下水道事業による雨水対策が十分に効果を上げられない地域に係る治水事業及び(2)公共用水域の水環境の改

善のため、下水道事業と協調して行う治水事業であり、事業効果の早期発現が見込まれる事業をいう。

1. 交付金事業者

沖縄県

2. 交付対象事業

下水道関連特定治水施設整備事業（以下 3-1-2-（1）関係部分で「特定事業」という。）とは、（1）及び（2）に掲げる治水事業で、事業効果の早期発現が見込まれるものをいう。

（1）河川の流下能力が不足しているため、下水道事業による雨水対策が十分に効果を上げられない地域に係る治水事業

（2）公共用水域の水環境の改善のため、下水道事業と協調して行う治水事業

3. 交付対象要件

特定事業の交付対象となる事業は、特定事業と同種の治水事業の交付対象要件に適合し、かつ、下水道事業の事業効果を高めるために必要なものとする。

4. 下水道関連特定治水施設整備事業に係る基礎額

下水道関連特定治水施設整備事業と同種の治水施設の整備等に関する事業に係る交付割合と同じ割合とする。

3-1-1-（2） 住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業

中心市街地における快適な居住環境を創出し、良好な住宅・宅地の整備・保全を図り、又は大規模地震等の発生により既存住宅・宅地に著しい被害が生じるおそれのある地域における住宅・建築物の保全を図るため、治水施設等の整備を行う事業をいう。

1. 交付金事業者

沖縄県

2. 交付対象事業

住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業（以下 3-1-1-（2）関係部分にお

いて「特定事業」という。)とは、第1号及び第2号に掲げる治水施設等の整備事業(住宅市街地盤整備事業、住宅市街地総合整備事業又は都市再生整備計画事業として本交付金の交付を受ける場合を除く。)であって、当該治水施設等の管理者が計画的に実施するものをいう。

一. 中心市街地等における良好な居住環境の創出支援型事業

イ 目的

河川の整備を行うことにより、中心市街地活性化法に基づく中心市街地活性化基本計画、都市再生法に基づく都市再生整備計画等(以下3-13-1(2)関係部分において「中心市街地活性化基本計画等」という。)のうち快適な居住環境の創出、美しい市街地景観の形成等を図ることとされている計画の実現を支援する。

ロ 事業の内容

中心市街地活性化基本計画等の対象地域における治水安全度の向上を図る上で必要で、かつ、快適な居住環境の創出、良好な住宅・宅地の整備・保全に資する河川における改良工事であって、次に掲げるいずれかの計画又は当該計画の実現に寄与する治水施設等整備事業計画に位置づけられているもの。

- (1) 中心市街地活性化法第9条に基づき市町村が作成する基本計画
- (2) 都市再生法第15条に基づき都市再生本部が定める地域整備方針及び同法第46条に基づき市町村が定める都市再生整備計画
- (3) 大都市法第3条の3に基づく供給計画
- (4) 地方拠点都市法第6条に基づく基本計画
- (5) 都市再生プロジェクトに関する基本的考え方(平成13年6月14日都市再生本部決定)に基づき都市再生本部が決定した都市再生プロジェクト

二. 住宅・建築物の耐震改修支援型事業

イ 目的

大規模地震等の発生により既存住宅・建築物が著しい被害を受け、緊急輸送道路を閉塞するなど社会的に重大な被害が生じるおそれがあるため、住宅・建築物の耐震改修を促進する必要がある地域において、土砂災害に対する安全性を向上させる。

ロ 事業の内容

大規模地震等の発生するおそれがある地域において、緊急輸送道路を閉塞するなど、地震時に社会的に重大な被害が起こりうる住宅市街地を土砂災害から保全するために必要な砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地

崩壊防止施設（以下3-11-(2)関係部分において「砂防設備等」という。）の整備事業であり、次のいずれかの計画に位置づけられているもの。

(1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第5条に基づき都道府県が策定する都道府県耐震改修促進計画

(2) 地方公共団体が作成する住宅・建築物の耐震化計画

ただし、(2)の計画に基づく事業実施は、都道府県耐震改修促進計画が策定されるまでの経過期間（平成18年度から概ね5年間）における対応とし、また(1)及び(2)の計画の策定前でも、これらの計画に砂防設備等の整備事業が位置づけられることが事実となった時点で事業実施可能とする。

3. 対象事業の要件

交付金対象事業は、特定事業と同種の治水施設等の整備事業に係る採択基準等に適合し、かつ、次に掲げる第1号又は第2号の基準に適合するものとする。

一 中心市街地等における良好な居住環境の創出支援型事業

1. 第1号ロに定める基準に適合する事業のうち、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 1. 第1号ロに定める治水施設等整備事業計画（以下3-13-(2)関係部分において「事業計画」という。）は、住宅・市街地整備に係る計画の策定主体と十分に調整を行い作成したものであること。

ロ 事業計画は、中心市街地活性化基本計画等の対象地域の治水安全度の向上を主たる目的としているものであること。

ハ 既存の河川の整備計画との整合性がとれていること。

二 住宅・建築物の耐震改修支援型事業

1. 第2号ロに定める基準に適合する事業のうち、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 本事業制度に係る内容を1. 第2号ロに定める計画に記載する場合には、計画の策定主体と砂防関係事業部局で調整を行い作成すること。

ロ 本事業は、地震により住宅・建築物が著しい被害を受け、緊急輸送道路を閉塞するなど、社会的に重大な被害が生じることを防止するために必要な事業であること。

ハ 既存の砂防関係事業の計画と整合性がとられていること。

4. 事業計画の沖縄振興交付金事業計画への記載

特定事業を行おうとする地方公共団体は、沖縄振興交付金事業計画において、次に掲げる事項を定めた事業計画を記載するものとする。

- イ 関連する計画名
- ロ 基本方針（関連する計画の概要、治水施設等による支援の必要性・効果）
- ハ 事業主体
- ニ 全体計画事業費
- ホ 事業期間
- ヘ 施行区間、延長
- ト 主要工事
- チ 事業効果
- リ 計画概要図

5. 住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、特定事業ごとに算出される交付対象事業費に、当該特定事業と同種の治水施設等の整備事業に係る国の補助割合又は負担割合と同じ割合の国費率を乗じて得た額とする。

4 海岸

4-1-1 (1) 高潮対策事業

高潮、波浪、津波等により被害が発生するおそれのある地域について、堤防・護岸・離岸堤・突堤等の海岸保全施設の新設又は改良を実施する事業をいう。

なお、上記事業は、防護ラインの見直しによる海岸保全施設の新設又は改良に伴う既存施設の撤去を含むものとする。

1. 交付金事業者

沖縄県

2. 交付対象事業の要件

(1) 高潮対策事業は、以下の①から⑥までの要件を満たすものとする。

- ① 沖縄県が管理する海岸で実施するものであること。
- ② 高潮、波浪又は津波により被害が発生するおそれの大なる海岸であること。
- ③ 沖縄振興交付金事業計画に、業実施箇所が以下のいずれかに該当することが記載されていること。
 - (ア) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条の 3 に規定する高潮浸水想定区域（以下「高潮浸水想定区域」という。）に指定されていること又は令和 7 年度末までに高潮浸水想定区域に指定される見込みであること。
 - (イ) 津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 53 条に規定する津波災害警戒区域（以下「津波災害警戒区域」という。）に指定されていること又は令和 7 年度末までに津波災害警戒区域に指定される見込みであること。
- ④ 防護面積、防護人口が 5ha/km 以上又は 50 人/km 以上であること。ただし、防護面積、防護人口がおおむね 10ha 未満かつおおむね 75 人未満であるものに限り、近年、家屋等が被災した箇所の緊急的な対応を行う事業を除く。

なお、防護人口については、児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者更正援護施設、知的障害者援護施設、医療提供施設、幼稚園、生活保護法に基づく救護施設・更正施設・医療保護施設、学校教育法に基づく盲学校・聾学校・養護学校及びその他実質的に災害時要援護者に関連する施設の利用者のうち、日常生活の大半を過ごす利用者を加えて算定できるものとする。

- ⑤ 海岸保全施設のうち海水の侵入を防止するための操作を伴う水門・陸開等を改良する場合にあっては、海岸法（昭和31年法律第101号）第14条の2に規定する操作規則（以下「操作規則」という。）が策定されており、かつ、その策定後に、閉鎖体制の実効性を確認するための訓練が操作規則で定められた回数（少なくとも年1回）、実施されている施設であること。
 - ⑥ 総事業費が、5千万円以上であること。
- (2) 海岸保全施設の整備と一体的に行う情報基盤総合整備事業（水管理・国土保全局所管海岸に限る。）にあっては、沖縄県が定める河川等情報基盤総合整備全体計画に基づき整備される河川等の情報収集、提供等を行うシステム（総事業費3億円以上）のうち、過去に海岸災害を受けた沿岸、又は受けるおそれの高い沿岸に係る、波高計、波向計等の観測施設及びこれらの情報を収集・処理する施設の整備を交付対象とする。

3. 高潮対策事業に係る基礎額

基礎額を算定する場合に用いる国費率は、9/10とする。

4-1-(2) 侵食対策事業

海岸侵食により被害が発生するおそれのある地域について、堤防・護岸・離岸堤・突堤等の海岸保全施設の新設又は改良を実施する事業をいう。

なお、上記事業は、防護ラインの見直しによる海岸保全施設の新設又は改良に伴う既存施設の撤去を含むものとする。

1. 交付金事業者

沖縄県

2. 交付対象事業の要件

(1) 侵食対策事業は、以下の①から⑤までの要件を満たすものとする。

- ① 沖縄県が管理する海岸で実施するものであること。
- ② 侵食による被害が発生するおそれの大なる海岸であること。
- ③ 防護面積、防護人口が5ha/km以上又は50人/km以上であること。ただし、防護面積、防護人口がおおむね10ha未満かつおおむね75人未満であるものに限り、近年、家屋等が被災した箇所の緊急的な対応を行う事業を除く。

なお、防護人口については、児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者更正援護施設、知的障害者援護施設、医療提供施設、幼稚園、生活保護法に基づく救護施設・更正施設・医療保護施設、学校教育法に基づく盲学校・

聾学校・養護学校及びその他実質的に災害時要援護者に関連する施設の利用者のうち、日常生活の大半を過ごす利用者を加えて算定できるものとする。

④ 海岸保全施設のうち海水の侵入を防止するための操作を伴う水門・陸閘等を改良する場合にあっては、操作規則が策定されており、かつ、その策定後に、閉鎖体制の実効性を確認するための訓練が操作規則で定められた回数（少なくとも年1回）、実施されている施設であること。

⑤ 総事業費が、5千万円以上であること。

(2) 海岸保全施設の整備と一体的に行う情報基盤総合整備事業（水管理・国土保全局所管海岸に限る。）にあっては、沖縄県が定める河川等情報基盤総合整備全体計画に基づき整備される河川等の情報収集、提供等を行うシステム（総事業費3億円以上）のうち、過去に海岸災害を受けた沿岸、又は受けるおそれの高い沿岸に係る、波高計、波向計等の観測施設及びこれらの情報を収集・処理する施設の整備を交付対象とする。

3. 侵食対策事業に係る基礎額

基礎額を算定する場合に用いる国費率は、9/10とする。

4-2 海岸耐震対策緊急事業

堤防・護岸等の耐震対策を地域の実情に応じて緊急的に実施することにより、地震発生に伴う堤防・護岸等の防護機能低下による浸水被害を防止する事業をいう。

なお、上記事業は、防護ラインの見直しによる海岸保全施設の新設又は改良に伴う既存施設の撤去を含むものとする。

1. 交付金事業者

沖縄県

2. 交付対象事業の要件

本事業は、海岸法第40条第1項第1号又は第6号に規定する海岸保全区域内（同条第2項の規定に基づく協議により国土交通大臣が管理することとされた海岸保全施設に係る海岸保全区域を含む。）において主として実施するものであって、以下の①から⑤までの要件（耐震性能調査にあっては①の要件）を満たすものとする。

① 以下のいずれかに該当する海岸で、一連の防護区域（海水の浸入により浸水するおそれがある区域）に地域中枢機能集積地区（背後に救護、復旧等の危機管理を担う施設（市町村役場、警察署、消防署、病院等）がある地

区等)を有すること。

(ア) 朔望平均満潮位以下の防護区域を有し、甚大な浸水被害のおそれがあり、緊急的な対策を要する海岸

(イ) 東海地震に係る地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域その他大規模地震が想定される地域において、甚大な浸水被害のおそれがあり、緊急的な対策を要する海岸

② 地域の防災計画等に基づき、一連の防護区域を有する海岸ごとに事業実施内容を記載した4. に規定する海岸耐震対策緊急事業計画（以下4-2関係部分において「事業計画」という。）が策定されている地区であること。

③ 沖縄振興交付金事業計画に、業実施箇所が以下のいずれかに該当することが記載されていること。

(ア) 高潮浸水想定区域に指定されていること又は令和7年度末までに高潮浸水想定区域に指定される見込みであること。

(イ) 津波災害警戒区域に指定されていること又は令和7年度末までに津波災害警戒区域に指定される見込みであること。

④ 海岸保全施設のうち海水の侵入を防止するための操作を伴う水門・陸閘等を改良する場合にあっては、操作規則が策定されており、かつ、その策定後に、閉鎖体制の実効性を確認するための訓練が操作規則で定められた回数（少なくとも年1回）、実施されている施設であること。

⑤ 事業計画に位置付ける海岸ごとの総事業費が5千万円以上であること。

3. 交付対象事業の内容

本事業の内容は、原則として、以下に掲げるものを対象とする。

(1) 堤防・護岸等の耐震性能調査

(2) 堤防・護岸等の耐震対策

4. 事業計画の沖縄振興交付金事業計画への記載

本事業を実施しようとする沖縄県は、関係機関の意見を聴取し、沖縄振興交付金事業計画に事業計画を記載するものとする（耐震性能調査を除く。）。

また、事業計画は、事業着手から原則として5年以内に成果目標の達成が見込まれるよう次に掲げる事項について定めるものとする。

(ア) 海岸の概要

(イ) 事業の概要

(ウ) 計画の内訳

- (エ) 浸水防止に関連した総合的な計画
- (オ) 成果目標
- (カ) 関係機関との連携
- (キ) 関連するソフト対策
- (ク) 高潮浸水想定区域、津波災害警戒区域の指定状況
- (ケ) その他参考となる事項

5. 留意事項

沖縄県は、事業計画に基づき、計画的・効率的に海岸事業を実施するものとする。なお、実施に当たっては、所期の目的を十分達成するよう、効率的かつ効果的な工法及び対策手法を検討するものとする。

6. 海岸耐震対策緊急事業に係る基礎額

基礎額を算定する場合に用いる国費率は、9/10 とする。

4-3 海岸堤防等老朽化対策緊急事業

既に策定されている長寿命化計画についての変更等及び老朽化により機能が確保されていない又は機能低下の恐れがある海岸保全施設であって、緊急にその機能の強化（海岸法第 27 条第 1 項に定める新設又は改良に関する工事による機能の強化をいう。以下 4-3 関係部分において同じ。）又は回復（当該機能の強化と一体的に行うことが適当と認められる補修による機能の回復をいう。以下 4-3 関係部分において同じ。）を行う必要があるものについて、海岸保全施設の老朽化調査、調査結果を踏まえた老朽化対策計画の策定、老朽化対策計画に基づいた老朽化対策工事を実施する事業をいう。

なお、上記事業は、防護ラインの見直しによる海岸保全施設の新設又は改良に伴う既存施設の撤去を含むものとする。

1. 交付金事業者

沖縄県

2. 交付対象事業の要件

交付対象事業は、海岸法第 40 条第 1 項第 1 号又は第 6 号に規定する海岸保全区域（同条第 2 項の規定に基づく協議により国土交通大臣が管理することとされた海岸保全施設に係る海岸保全区域を含む。）内の海岸保全施設を対象に実施するものであって、以下の要件を満たすものとする。なお、長寿命化計画の策定及び変更に当たっては、維持管理費用の見通しやコスト削減内容に加え、新技術等の導入検討を長寿命化計画に記載するものとする。

(1) 長寿命化計画の策定及び変更

以下の①から③のいずれかの要件を満たすこと。

- ① 海岸堤防等を有しない水門・樋門、陸閘等の長寿命化計画であって令和5年度までに策定されるもの、又は既に策定されている長寿命化計画であって、以下の事項等を反映させて、令和5年度までに変更されるものであること。
 - ・水門・樋門、陸閘等の施設の追加
 - ・水門・樋門、陸閘等の統廃合の位置づけ
- ② 海岸堤防等を有しない沖合施設の長寿命化計画であって令和7年度までに策定されるもの、又は既に策定されている長寿命化計画であって、沖合施設の追加を反映させて、令和7年度までに変更されるものであること。
- ③ 既に策定されている長寿命化計画について、新技術等を活用した施設の点検手法等を新たに位置づけて、令和7年度までに変更されるものであること。

(2) 老朽化対策

以下の①から⑥の全ての要件を満たすこと。

- ① 長寿命化計画に基づき海岸保全施設が適切に管理されていること。
- ② 海岸保全施設のうち海水の侵入を防止するための操作を伴う水門・陸閘等を改良する場合にあつては、操作規則が策定されており、かつ、その策定後に、閉鎖体制の実効性を確認するための訓練が操作規則で定められた回数（少なくとも年1回）、実施されている施設であること。
- ③ 維持管理費用の見通し、コスト削減内容及び新技術等の導入検討が長寿命化計画に記載されていること。
- ④ 老朽化等により機能が確保されていない又は機能低下の恐れがある海岸保全施設であつて、緊急にその機能の強化又は回復を行う必要があると認められるものであること。
- ⑤ 海岸法第2条の3第1項の海岸保全基本計画等に基づき、本事業の実施内容を記載した4. に規定する海岸堤防等老朽化対策緊急事業計画（以下4-3関係部分において「事業計画」という。）が策定されている地区であること。
- ⑥ 事業計画に位置付ける総事業費が5千万円以上であること。

3. 交付対象事業の内容

(1) 長寿命化計画の策定及び変更

- ① 海岸保全施設の機能診断

② 長寿命化計画の策定及び変更

(2) 老朽化対策

事業計画に位置付ける海岸保全区域内において、老朽化等により機能が確保されていない又は機能低下の恐れがある海岸保全施設であって、緊急にその機能の強化又は回復を行う必要があるものを対象に、次に掲げる対策を講じるものとする。

- ① 海岸保全施設の老朽化調査
- ② ①の調査結果を踏まえた老朽化対策計画の策定
- ③ ②の老朽化対策計画に基づいて実施する老朽化対策工事

4. 事業計画の沖縄振興交付金事業計画への記載

本事業を実施しようとする沖縄県は、関係機関の意見を聴取し、沖縄振興交付金事業計画に事業計画を記載するものとする（長寿命化計画の策定及び変更を除く。）。

また、事業計画は、事業着手から原則として5年以内に成果目標の達成が見込まれるよう、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (ア) 海岸の概要
- (イ) 施設管理の現状
- (ウ) 事業の概要
- (エ) 計画の内訳
- (オ) 老朽化対策の基本的な考え方
- (カ) 成果目標
- (キ) 維持管理の基本的な考え方
- (ク) 老朽化等の状況
- (ケ) 新技術等の導入検討
- (コ) その他参考となる事項

5. 留意事項

沖縄県は、事業計画に基づき、3. (2) ①老朽化調査及び同②の老朽化対策計画の策定を行った上で、同③の老朽化対策工事を計画的かつ効率的に実施するものとする。なお、当該工事の実施に当たっては、所期の目的を十分達成することができるよう、効率的かつ効果的な工法及び対策手法を検討するものとする。

6. 海岸堤防等老朽化対策緊急事業に係る基礎額

基礎額を算定する場合に用いる国費率は、9/10とする。

4-4 津波・高潮危機管理対策緊急事業

既存の海岸保全施設の防災機能を的確に発揮させるとともに、住民等の津波又は高潮からの避難を促進するため、①水門等の自動化・遠隔操作化及び改修等、②堤防、護岸等海岸保全施設の破堤防止、局所的な堤防等未整備箇所における堤防等の整備、排水工の整備、③ソフト対策（津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査等）、④津波・高潮に関する観測施設、情報提供施設等情報基盤の整備、⑤津波防災ステーションの整備、⑥避難対策としての管理用通路の整備、⑦避難用通路の設置、⑧漂流物防止施設の整備、⑨水門等の整備・運用計画策定支援（計画策定に要する調査を含む。）、⑩海岸保全基本計画の変更支援（海岸の防護に関する事項及び施設の整備に関する事項等）を総合的に実施する事業をいう。

なお、上記事業は、防護ラインの見直しによる海岸保全施設の新設又は改良に伴う既存施設の撤去を含むものとする。

1. 交付金事業者

沖縄県

2. 交付対象事業の要件

(1) 本事業の対象は、海岸法第40条第1項第1号又は第6号に規定する海岸保全区域内（同条第2項の規定に基づく協議により国土交通大臣が管理することとされた海岸保全施設に係る海岸保全区域を含む。）において主として実施するものであって、以下の①から⑦までの要件（水門等の整備・運用計画策定支援にあつては①の要件）を満たすものとする。ただし、(3)に規定する津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査及び(5)に規定する海岸保全基本計画の変更支援にあつてはこの限りではない。

① 以下のいずれかに該当する海岸で実施するものであること。

(ア) 東海地震に係る地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域又はその他の大規模地震による津波災害が甚大であり、緊急的な対策を要する地域に存する海岸

(イ) 朔望平均満潮位以下の防護区域を有し、高潮災害が甚大であり、緊急的な対策を要する海岸

② 沖縄振興交付金事業計画に、業実施箇所が以下のいずれかに該当することが記載されていること。

(ア) 高潮浸水想定区域に指定されていること又は令和7年度末までに高潮浸水想定区域に指定される見込みであること。

- (イ) 津波災害警戒区域に指定されていること又は令和7年度末までに津波災害警戒区域に指定される見込みであること。
- ③ 地域の防災計画等に基づき、一連の防護区域を有する海岸ごとに、整備目標を達成するために行う事業実施内容を記載した津波・高潮危機管理対策緊急事業計画（以下4-4関係部分において「事業計画」という。）が策定されている地区で実施するものであること。
- ④ 事業計画に従って実施される事業であること。
- ⑤ 一連の防護区域を有する海岸ごとに、事業着手から5年以内に整備目標の達成が見込まれること。
- ⑥ 海岸保全施設のうち海水の侵入を防止するための操作を伴う水門・陸閘等を改良する場合にあっては、海岸法第14条の2に規定する操作規則が策定されており、かつ、その策定後に、閉鎖体制の実効性を確認するための訓練が操作規則で定められた回数（少なくとも年1回）、実施されている施設であること。
- ⑦ 事業計画に位置付ける総事業費が5千万円以上であること。
- (2) 本事業における堤防、護岸等海岸保全施設の破堤防止については、以下のいずれかに該当する施設を対象とするものに限る。
- (ア) 当該対策により、施設の耐震化に資するもの
- (イ) 津波又は高潮の波力に耐えられない程度に、損傷が著しいもの
- (ウ) 避難経路に近接し、避難対策上支障をきたすおそれが強いもの
- (3) 本事業に要する事業費に関して、ソフト対策に要する経費は、事業計画の総事業費の概ね2割を上限として、その内数として計上することができるものとする。ただし、津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域^{※1}指定に資する調査^{※2}については、この限りではない。
- (4) 本事業における情報基盤の整備については、浸水想定区域の周知、防災訓練等被害を軽減するための対策を講じている地域を対象とすること。
- (5) 海岸保全基本計画の変更支援については、気候変動を踏まえて令和7年度までに海岸保全基本計画を変更されるものであること。

※1：津波災害（特別）警戒区域、高潮浸水想定区域、災害危険区域

※2：ハザードマップ作成支援を含む

3. 交付対象事業の内容

本事業は、既存の海岸保全施設の防災機能を的確に発揮させ、住民等の津波又は高潮からの避難を促進するとともに、将来の気候変動の影響予測等を踏まえた津波・高潮対策を計画的に講じるため、次の施策を総合的に実施するものとする。（2.（1）①（イ）の海岸については、次の①～④及び⑧

～⑩を対象とする。)

- ① 水門等の自動化・遠隔操作化及び改修等
- ② 堤防、護岸等海岸保全施設の破堤防止、局所的な堤防等未整備箇所における堤防等の整備、排水工の整備
- ③ ソフト対策（津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査等）
- ④ 津波・高潮に関する観測施設、情報提供施設等情報基盤の整備
- ⑤ 津波防災ステーションの整備
- ⑥ 避難対策としての管理用通路の整備
- ⑦ 避難用通路の設置（堤防スロープ等）
- ⑧ 漂流物防止施設の整備
- ⑨ 水門等の整備・運用計画策定支援（計画策定に要する調査を含む。）
- ⑩ 海岸保全基本計画の変更支援（海岸の防護に関する事項及び施設の整備に関する事項等）

ただし、③（津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査を除く。）については、上記①～⑧（③を除く。）と併せて実施する場合に限り、交付対象事業とする。

4. 事業計画の沖縄振興交付金事業計画への記載

沖縄県は、本事業を実施しようとする場合は、関係機関の意見を聴取し、沖縄振興交付金事業計画に事業計画を記載するものとする（水門等の整備・運用計画策定支援、海岸保全基本計画の変更支援及び津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査を除く。）。

また、事業計画は、所期の目的を十分達成するよう現地調査等を行い、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (ア) 海岸の概要
- (イ) 事業の概要
- (ウ) 計画の内訳
- (エ) 成果目標
- (オ) 高潮浸水想定区域、津波災害警戒区域の指定状況
- (カ) その他参考となる事項

5. 留意事項

- ① 沖縄県は、本事業の実施に当たって、所期の目的を十分達成するよう現地調査の上、工法及び対策手法を検討するものとする。
- ② 沖縄県は、事業計画に基づき、計画的に事業を実施するものとする。

6. 津波・高潮危機管理対策緊急事業に係る基礎額

基礎額を算定する場合に用いる国費率は、1/2 とする。

4-5 海岸環境整備事業

堤防、突堤、護岸、離岸堤、人工リーフ、砂浜（緊急養浜含む。）、植栽、飛砂防止施設、安全情報伝達施設、通路（水叩き兼用）、緩衝帯としての緑地・広場、進入路（必要最小限の管理用駐車スペースを含む。）、照明（安全確保上必要最小限のものに限る。）、その他所期の目的を達成するための必要最小限の施設の新設、改良を実施する事業をいう。

1. 交付金事業者

沖縄県

2. 交付対象事業の要件

次のいずれかの要件に該当するものであること。また、海岸保全施設のうち海水の侵入を防止するための操作を伴う水門・陸閘等を改良する場合にあっては、操作規則が策定されており、かつ、その策定後に、閉鎖体制の実効性を確認するための訓練が操作規則で定められた回数（少なくとも年1回）、実施されている施設であること。

- ① 周辺に公営の公園、海水浴場、ヨットハーバー等のある区域又は計画中の区域で、完成後には海浜利用が増進されるものであること。また、民間と競合しないものであり、本事業で造成された施設等は、地方公共団体が一元的に運営できるものであること。

ただし、総事業費が1億円以上のものに限る。

- ② 海岸保全施設の設置だけでは、前浜の回復、環境維持が困難であるため、あるいは海浜特性からみて海岸保全施設の設置に制約があるため、緊急に養浜を実施しなければならないこと。

ただし、総事業費が1億円以上のものに限る。

- ③ 自然環境との調和・個性ある地域づくりに資する次の海岸において行う事業。

ただし、総事業費が1億円以上のものに限る。

(ア) 国指定文化財等の史跡・景勝岩及び交流促進施設の防護を図るため海岸保全施設の新設・改良を行う海岸であること。

(イ) 国立公園内等の利用・景観への配慮もしくは貴重種等特有の環境に依存した固有の生物の生息・生育環境の保全・回復を図るため既存海岸保全施設の改良を行う海岸であること。

- ④ 海水浴等の海岸の利用度が高く、既に海岸保全施設が整備されている海岸において行う次の事業。
- ただし、総事業費が5千万円以上（市町村が行うものは2千5百万円以上）のものに限る。
- （ア）水叩き兼用の通路又は植栽を階段工と一体として短年度に整備することにより効果を発揮し得るものであること。
- （イ）海岸利用者の安全性の確保を図るための安全情報伝達施設を整備する事業であること。
- ⑤ 広域的な一連の海岸において、海岸利用を活性化し、海岸の観光資源としての魅力を向上させるなど、地域の特色を活かした自主的・戦略的取組を推進するために行う事業。
- ただし、総事業費が1億円以上のものに限る。
- なお、本事業の実施に当たっては、沖縄振興交付金事業計画において、多様なニーズを踏まえるとともに、関係市町村や多様な関係者と協働して定めた海岸利用活性化計画を記載するものとする。海岸利用活性化計画には以下に掲げる事項を定めるものとする。
- （ア）対象とする海岸の概要
- （イ）海岸利用の活性化に関する基本方針
- （ウ）施設等配置に関する計画
- （エ）施設等の維持管理に関する計画
- （オ）その他

3. 事業の基本方針

- ① 国土保全との調和を図ること。
- ② 利用者に対する快適性、安全性の確保を図ること。
- ③ 自然環境に配慮するとともに、周辺の各種施設との調整を図ること。
- ④ 緊急養浜の実施に当たっては、効果及び養浜砂の挙動の把握に努めること。
- ⑤ 既存海岸保全施設の改良に当たっては、従前の防護機能が確保されるとともに、既存施設の再利用等が図られること。

4. 交付対象事業の内容

堤防、突堤、護岸、離岸堤、人工リーフ、砂浜（緊急養浜含む。）、植栽、飛砂防止施設、安全情報伝達施設、通路（水叩き兼用）、緩衝帯としての緑地・広場、進入路（必要最小限の管理用駐車スペースを含む。）、照明（安全確保上必要最小限のものに限る。）、その他所期の目的を達成するた

めの必要最小限の施設の新設、又は改良とする。

5. 海岸環境整備事業に係る基礎額

基礎額を算定する場合に用いる国費率は、1/3 とする。

4-6 海域浄化対策事業

水管理・国土保全局所管海岸に係る汚染の著しい海域等において、海域の浄化を図るため、ヘドロ等の除去等、放置座礁船の処理を実施する事業をいう。

1. 交付金事業者

沖縄県

2. 交付対象事業の要件

次の各号のいずれかの要件に該当するものとする。

- ① 汚染の著しい海域において実施するヘドロ等の除去等。
ただし、総事業費が1億円以上のものに限る。
- ② 海岸保全施設の機能の確保、海岸環境の保全と公衆の海岸の適正な利用を図るために実施する放置座礁船の撤去等。
ただし、総事業費が5千万円以上のものに限る。

3. 基礎額

(国費率)

海域浄化対策事業の国費率は、1/3 とする。

(義務者への求償)

該当する事業については、地方公共団体は、船舶所有者等より、放置座礁船の処理に要した費用の全部又は一部の納付を受けた場合には、その費用の納付の内容に関する証拠書類を添えて速やかに沖縄総合事務局長に報告するとともに、船舶所有者等から納付を受けた額に上記国費率を乗じて得た額を国に納付しなければならない。

5 水道・下水道

5-1 水道事業

1. 交付金事業者

沖縄県

2. 交付対象事業の要件

沖縄県が行う水道法（昭和32年法律第177号）第3条に基づく水道用水供給事業の用に供する施設（以下「沖縄水道水源開発等施設」という。）を整備する場合において、当該施設が水道法第5条に規定する施設基準に適合し、かつ、表5-1-1の第2欄に掲げる交付基準に該当するときに、同表の第4欄に掲げる施設を整備するための事業（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により選定された選定事業者が、同法第14条第1項の規定により整備した施設を沖縄県が買収する事業（以下「PFI事業」という。）を含む。）（以下「交付対象事業」という。）に要する費用を交付の対象とする。ただし、交付対象事業に要する費用（複数年度にわたって継続実施される事業にあつては、当該複数年度全体の事業に要する費用の合計。）が100,000千円に満たないものを除く。

3. 交付対象事業費

- ① 交付の対象となる事業費（以下「交付対象事業費」という。）は、表5-1-2に定める算定基準により、それぞれ算定された額（実支出額がその算定基準により算定された額より少ないときは、実支出額とする。）の合計額とする。ただし、特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号）第7条第1項の規定により負担する負担金の額及びこれに準ずる多目的ダムの共同施設の負担金又は分担金並びに貯水池、導水管きよ等の共同施設の持分権の取得に要する費用については、国土交通大臣が認める費用の負担の方法及び割合の基準により算定された水道負担額とする。
- ② PFI事業の実支出額は、表5-1-1の第4欄に掲げる施設を沖縄県が買収するために必要な費用（施設の維持・管理費用及び金利分を除く。）とする。

4. 水道事業に係る基礎額

交付対象事業費と当該事業に要する総事業費から、寄付金その他の収入額（給水区域内住民の拠出又はこれに準ずる拠出による収入額を除く。）を控

除した額を比較していずれか少ない方の額に、表5-1-1の第3欄に掲げる率をそれぞれ乗じて得た額とする。

なお、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、その端数は切捨てるものとする。

表5-1-1

1 区分	2 交付基準	3 交付率	4 交付対象施設
<p>沖縄水道水源開発等施設整備</p>	<p>沖縄県が行う水道用水供給事業の用に供する施設を整備する以下の事業であること。</p>		
	<p>1 水源施設 (1) ダム建設負担金 水源施設であって、ダム建設に要する費用を負担するものであること。</p>	<p>9 / 10</p>	<p>1 次に掲げる施設とする。 (1) 取水施設 (2) 貯水施設 (3) 導水施設</p>
	<p>(2) 西系列等水源開発施設 ア 水源等施設 水源施設であって、取水施設、貯水施設を整備する事業であること。</p>	<p>8.5 / 10</p>	<p>(4) 海水淡水化施設 (5) (1)～(4)の施設と密接な関連を有する施設</p>
	<p>イ 導水施設 水源施設であって、導水施設を整備する事業であること。</p>	<p>8 / 10</p>	
	<p>ウ 海水淡水化施設 水源施設であって、海水淡水化施設を整備する事業であること。</p>	<p>8.5 / 10</p>	
	<p>2 水道用水供給施設 (1) 共同施設 ア 水道用水供給施設であって、水道用水供給事業、工業用水道事業が共同で施設を整備す</p>	<p>3 / 4</p>	<p>2 次に掲げる施設とする。 (1) 取水施設 (2) 貯水施設 (3) 導水施設</p>

	<p>る事業であること。</p> <p>イ アのうち、基幹的な水道施設として内閣総理大臣が国土交通大臣と協議して定めた施設を整備する事業であること。</p> <p>(2) 専用施設</p> <p>水道用水供給施設であって、水道用水供給事業が専用で施設を整備する事業であること。</p>	9 / 10	<p>(4) 浄水施設</p> <p>(5) 送水施設</p> <p>(6) 配水施設</p> <p>(7) (1)～(6)の施設と密接な関連を有する施設</p> <p>ただし、1に掲げる水源施設の交付対象となる施設を含まないものとする。</p>
	<p>3 浄水場排水処理施設</p> <p>浄水場から発生する排水等の処理を行う施設を整備する事業であること。</p>	3 / 4	<p>3 次に掲げる施設とする。</p> <p>(1) 排水調整施設</p> <p>(2) 濃縮施設</p> <p>(3) 脱水施設</p> <p>(4) (1)～(3)の施設と密接な関連を有する施設</p> <p>ただし、2に掲げる水道用水供給施設の交付対象となる施設を含まないものとする。</p>

表5-1-2

費目	種目	細分	算定方法	説明
工事費	1 本工事費	材料費	直接工事費のうち、材料費については、別に定める主要資材単価表を標準とすること。	「本工事費」とは、当該施設の工事を施工するのに直接に要する費用であって、直接工事費、間接工事費及び一般管理費をいう。
		労務費	直接工事費のうち、労務費については別に定める職種	「直接工事費」とは、工事の施工に直接必要とする材

		<p>別賃金日額表及び工事設計歩掛表の標準単価を標準とすること。</p> <p>直接工事費のうち、直接経費については、特許使用料、水道光熱電力料（工事施工に直接必要とする分）、機械器具損料の合計額を計上すること。このうち、機械器具損料については、別に定める機械損料表によること。</p>	<p>料費、労務費及び直接経費という。</p>
	直接経費		
	共通仮設費	<p>間接工事費のうち、共通仮設費については、工事の施工に必要な接械器具等の運搬、移動に要する費用、準備、跡片付け、整地等に要する費用、機械設備の設置・撤去、用水、電力等の供給施設の設置、撤去及び仮道布設、現場補修等に要する費用、仮設工事、事業損失防止施設、材料置場等の土地の借上げに要する費用及び電力、用水等の基本料金に要する費用、技術管理に要する費用、現場事務所、労務者宿舍及び材料置場等の営繕に要する費用、労務者輸送に関する費用、交通の管理、安全施設等に要する費用並びに環境対策等に要する費用をいう。</p>	<p>「間接工事費」とは、直接工事費以外の工事費及び経費であって、共通仮設費及び現場管理費をいう。</p> <p>「共通仮設費」とは、工事の施工に必要な運搬費、準備費、仮設費、役務費、技術管理費、営繕費、事業損失防止施設費、安全費及び環境対策費に要する費用をいう。</p>

			<p>また、共通仮設費は、毎年度、国土交通省水管理・国土保全局長通知で示す「水道施設整備費に係る歩掛表」（以下「歩掛表」という。）に定める工種区分にしたがって、所定の率計算によって得られた額に積上げ計算による額を加算して算出するものとする。なお、止むを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算定すること。</p>	
		現場管理費	<p>現場管理費については、歩掛表に定める工種区分にしたがって、所定の率計算によって得た額の範囲内とする。なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算定すること。</p>	<p>「現場管理費」とは、請負業者が工事を施工するために必要な現場経費であって、労務管理費、地代、家賃、水道光熱費、運賃、消耗品費、通信通搬費その他に要する費用をいう。</p>
		一般管理費	<p>一般管理費は、歩掛表に定める工種区分にしたがって、所定の率計算によって得た額の範囲内とする。なお、止むを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算定すること。附帯工事費は、本工事費の算定基準に準じて算定する。</p>	<p>「一般管理費」とは、請負業者が工事を施工するために必要な一般管理費、利潤等であって、諸給与、福利厚生費、事務用品費、通信運搬費、保険料、租税公課、旅費、その他に要する費用をいう。</p> <p>「附帯工事費」とは、本工事に附帯して施工すること</p>
	2 附帯工事費			

	<p>3 用地費 及び 補償費</p>	<p>用地取得費 用地使用費 補償費</p>	<p>用地費及び補償費については、適正な実支出額とする。</p>	<p>が必要な工事に要する費用をいう。</p> <p>「用地取得費」「用地使用費」とは、工事の施工に必要な最小限度の用地を取得または貸借に要する費用をいう。「補償費」とは、工事を施工するため取得し、又は貸借した土地に既存する建物、立木その他の物件の除去移転等に伴う損失の補償に要する費用及び水利費用、隧道掘削等に伴う漁業、農業、その他の補償に要する費用（補償金に代え直接施工する補償工事に要する費用を含む。）をいう。</p>
	<p>4 調査費</p>		<p>調査費については、適正な実支出額（用地費及び補償費、工事雑費、事務費等に計上すべき費用を除く。）とする。</p>	<p>「調査費」とは、当該施設、管路等の設計及びそれに必要な地形測量、地質調査、土質調査、水質試験、水文調査、管路更新調査並びに工事を実施するために必要な測量試験等に要する費用をいう。</p>
	<p>5 機械器具費</p>		<p>機械器具費については、適正な実支出額とする。</p>	<p>「機械器具費」とは、工事を直営で施工する場合に、工事の施工に直接必要な機械器具、車両（乗用車を除く。）、船舶等の購入費、借料、運搬費（船舶保険料を含む。）並びに据付、撤</p>

	6 営繕費		<p>営繕費については直営施工に係る工事費（営繕費及び工事雑費を除く。）合計額に、次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲とする。</p> <p>なお、各対応額の率を適用した場合の額が、直近下位の最高額に満たない場合は、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(1) 合計額が 1,000 万円以下の場合 5. 0%</p> <p>(2) 合計額が 1,000 万円をこえ 3,000 万円以下の場合 4. 0%</p> <p>(3) 合計額が 3,000 万円をこえ 10,000 万円以下の場合 3. 0%</p> <p>(4) 合計額が 10,000 万円をこえる場合 2. 0%</p>	<p>去、及び修理、製作に要する費用をいう。</p> <p>なお、事業主体が機械器具等を請負業者に貸与して請負工事を施工させることが特に必要と認められる場合には当該機械器具等に要する費用を計上することができる。</p> <p>「営繕費」とは、工事を直営で施工する場合に必要な現場事務所、見張所、倉庫、仮設宿舍等の新築（購入を含む。）、改築、移転、修繕に要する費用及び借料並びにこれらの建物に係る敷地の買収費及び借料をいう。</p> <p>なお、請負施工に係る大規模工事又は工事現場が遠隔地等により補助事業者が請負工事の施工を監督するための現場事務所、見張所等の設置が特に必要と認められる場合に限り、これらに要する費用及び借料等について適正な実支出額を計上することができる。</p>
--	-------	--	--	--

事務費	7 工事雑費	<p>工事雑費については、1の本工事費から6の営繕費までの合計に直接施工のものにあつては4.0%請負施工のものにあつては1.5%を乗じて得た額の合計額の範囲内の額とする。</p> <p>事務費については、1の本工事費から6の営繕費までの合計額に、次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、各対応額の率を適用した場合の額が、直近下位の最高額に満たない場合は、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(1) 合計額が1,000万円以下の場合 5.5%</p> <p>(2) 合計額が1,000万円をこえ3,000万円以下の場合 3.5%</p> <p>(3) 合計額が3,000万円をこえ3億円以下の場合 2.5%</p>	<p>「工事雑費」とは、補助事業者が当該施設の工事等の施工に付随して要する費用であつて、工事の現場事務に必要な備品費、消耗品費、貸金、印刷製本費、光熱水料、通信運搬費、雑役務費、連絡旅費及び工程の関係ある職員の給与（退職手当を除く。）並びにこの費目から貸金又は給与が支弁される者に係る補助事業者負担の労働者災害補償保険料等その他に要する費用をいう。</p> <p>「事務費」とは、補助事業者が事業施行のため直接必要な事務に要する費用であつて、職員旅費、消耗品費、備品費、通信運搬費、印刷製本費、監督料等の人件費及び物件費をいう。ただし、この事務費には委員会費、協議会費等の間接的に必要と認められる費用及び補助事業者の経常的職員に対する給料、諸手当等は含まれないものとする。</p>
-----	--------	---	--

			(4) 合計額が3億円をこえ 20億円以下の場合 2. 0%	
			(5) 合計額が20億円をこえ る場合 1. 5%	

5-2 下水道事業

沖縄県が実施する交付対象事業は、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第4号に規定する流域下水道の設置又は改築に関する事業のうち、次に掲げるもので5-2-(1)、5-2-(2)、5-2-(5)から5-2-(13)に該当するものとする。

- ・管渠及びこれを補完する施設の設置又は改築に関する事業（雨水貯留管及び雨水調整池並びにこれらを補完する施設の設置又は改築に関する事業を除く。）
- ・終末処理場及びこれを補完する施設の設置又は改築に関する事業（全体計画区域内人口が30万人未満であり、かつ、当該事業の実施主体である沖縄県の総人口の1割未満である流域下水道事業に限るものとし、公共下水道と一体となって下水汚泥等を処理するために実施する事業[※]を除く。）
- ・終末処理場の水処理施設及びこれを補完する施設の設置又は改築に関する事業（全体計画区域内人口が30万人以上又は沖縄県の総人口の1割以上である流域下水道事業に限るものとし、耐震化、エネルギー利用等機能高度化に関する事業を除く。）

※公共下水道と一体となって下水汚泥等を処理するために実施する事業とは、沖縄県が事業主体となって、広域的な観点に立ち流域下水道と周辺の公共下水道から発生する下水汚泥等を集約的に処理するとともに、資源化再利用を推進するために必要な施設の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うものをいう。

なお、5-2-(2)、5-2-(5)から5-2-(13)に該当する交付対象事業については、5-2-(1)2.において対象となる流域下水道事業に係るものに限る。

市町村が実施する交付対象事業は、下水道法第2条第3号に規定する公共下水道の設置又は改築に関する事業のうち、次に掲げるもので5-2-(1)、5

ー 2 ー (3) から 5 ー 2 ー (6) 及び 5 ー 2 ー (9) から 5 ー 2 ー (1 3) に該当するものとする。

- ・汚水に係る管渠及びこれを補完する施設の設置又は改築に関する事業（耐震化、エネルギー利用等機能高度化に関する事業を除く。）
- ・終末処理場の水処理施設及びこれを補完する施設の設置又は改築に関する事業（耐震化、エネルギー利用等機能高度化に関する事業を除く。）

なお、5 ー 2 ー (3) から 5 ー 2 ー (6) 及び 5 ー 2 ー (9) から 5 ー 2 ー (1 3) に該当する交付対象事業については、5 ー 2 ー (1) 2 . に記載の要件を満足するものに限る。

5 ー 2 ー (1) 通常の下水道事業

公共下水道又は流域下水道の設置又は改築に関する事業で、下水道法施行令（昭和 3 4 年政令 1 4 7 号）第 2 4 条の 2 に定めるものを対象とした事業をいう。

1. 交付金事業者

沖縄県及び市町村

2. 交付対象事業の要件

公共下水道事業（特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道を除く。以下同じ。）、流域下水道事業、特定公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業に係る交付対象は、次に掲げる要件をそれぞれ満たす事業とする。

(1) 地域・規模等要件

① 公共下水道事業

公共下水道事業が交付対象事業となる地域は、次に掲げる要件を満たすものであること

(a) ④ に定める特定環境保全公共下水道事業を行うことができる地区の要件に該当しないもの。

(b) 新たに下水道法第 2 条第 3 号イの公共下水道事業を実施する都市にあつては、都市計画区域内であるもの。

② 流域下水道事業

流域下水道事業が交付対象事業となる箇所は、次のいずれかに該当するものであること。

(ア) 既に流域下水道事業を施行中の箇所

(イ) 新たに下水道法第 2 条第 4 号イに規定する流域下水道を整備する対象となる箇所は、次のすべてに該当すること。

- (a) 環境基本法に基づく水質環境基準の定められた水域の水質保全に必要なものであること。
- (b) 当該流域下水道に係る水域は、次のいずれかに該当すること。ただし、水資源開発が一定規模以上の水域はこの限りではない。
 - 一 水域内人口が30万以上であること。
 - 二 水域内人口が当該都道府県の総人口の1割以上であること。
- (c) 当該流域下水道の各処理区の計画人口は、次のいずれかに該当すること。
 - 一 当該流域下水道に係る水域の人口の5割以上であること。
 - 二 原則として10万以上であること。
 ただし、公共用水域の水質保全上特に必要があり、また、計画人口が5万以上かつ関係市町村が3以上である場合には、これも対象とする。
- (d) 当該流域下水道の処理区にあつては、最大の計画人口を有する都市の計画人口の全体に占める割合が80%以下であること。
- (ウ) 新たに下水道法第2条第4号ロに規定する流域下水道(雨水流域下水道)を整備する対象となる箇所は、次のすべてに該当するものであること。
 - a) 2以上の市町村の区域における雨水を対象とすること。
 - b) 各市町村が個々に公共下水道事業として実施するより効率的であること。

③ 特定公共下水道事業

特定公共下水道事業で交付対象事業となるものは、次のすべてに該当するものであること。

- (a) 受け持つ工場数が20以上であること。
- (b) 予定処理水量の合計が1万m³/日以上であるもの。
- (c) 排水の水質が次のいずれかに該当すること。
 - a) 汚染指数が1万以上であるもの。汚染指数とは次式により算定したものをいう。

$$S = 45S_1S_2 + 30S_2 + S_2^{1/2}S_3 + 0.4S_4$$

ここに S : 汚染指数

$$S_1 : (7 - \text{pH 値})^2$$

$$S_2 : \text{BOD (mg/l)}$$

$$S_3 : \text{浮遊物質 (mg/l)}$$

$$S_4 : \text{1 cc 中の大腸菌群数 (M. P. N)}$$

- b) 異常な色相又は臭気をもつもの。

c) 著しく有害な物質を含有するもの。

なお、平成 15 年度以降は、新規箇所採択は行わないこととしている。

④ 特定環境保全公共下水道事業

特定環境保全公共下水道事業で交付対象事業となるものは、次のいずれかに該当するものであること。

(ア) 事業の対象地区に係る計画排水人口が概ね 1,000 人以上 10,000 人以下であること。ただし、水質保全上特に緊急に下水道整備を必要とする地区はこの限りでない。

(イ) 自然保護のために施行されるものにあつては、自然公園法第 2 条に該当する地区で行われるものであること。(自然保護下水道)

(ウ) 生活環境の改善を図るために施行されるものにあつては、次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。(農山漁村下水道)

(a) 事業の対象地区に係る計画排水人口の密度が原則として 1 ha 当たり 40 人以上であること。

(b) 市街化区域における生活環境の改善を目的として施行される公共下水道又は流域下水道の整備に合わせ、これと一体的に行うことが効率的であること。

(2) 下水処理場における施設改築にあつてのコンセッション方式導入検討要件

人口 20 万人以上の地方公共団体が、下水処理場において工事契約 1 件あたりの概算事業費が 10 億円以上と見込まれる改築事業を実施する場合は、コンセッション方式の導入について、「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」(平成 27 年 12 月 15 日民間資金等活用事業推進会議決定)に基づき、地方公共団体が策定している、優先的検討規程等による検討を了したものの又は今後のスケジュールを明確にしたもの。

(3) 下水処理場における施設改築にあつての施設統廃合検討要件

下水処理場において工事契約 1 件あたりの概算事業費が 10 億円以上と見込まれる改築事業を実施する場合は、他の下水処理場との統廃合(汚泥処理施設の統廃合を含む。)に係る検討を了したもの。

(4) 汚泥有効利用施設新設に際しての PPP/PFI 手法導入要件

人口 20 万人以上の地方公共団体が、汚泥有効利用施設(消化ガス発電施設、固形燃料化施設、肥料化施設、リン回収施設、汚泥焼却廃熱発電施設、建設資材化施設等)の新設であつて、当該施設の整備に際し実施する工事契約 1 件あたりの概算事業費が 10 億円以上と見込まれる事業を実施する場合は、PPP/PFI 手法(コンセッション、PFI、DBO、DB等を言う。)を活用するもの。

(5) 公営企業会計の適用に係る要件

- 1) 人口3万人以上の地方公共団体については、令和2年度以降の予算・決算について、公営企業会計に基づくものに移行していること。
- 2) 人口3万人未満の地方公共団体については、令和6年度以降の予算・決算について、公営企業会計に基づくものに移行していること（既に廃止が決定している等、将来にわたる継続を見込まない事業や、災害対応その他の理由により、期間内の移行が著しく困難な地方公共団体を除く）。

(6) 使用料改定の必要性の検証に係る要件

公営企業会計の導入済みの地方公共団体について、令和2年度以降、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行い、経費回収率の向上に向けたロードマップ（概ね10年程度での段階的な使用料適正化や経営改善等の具体的取組、実施予定時期及び業績目標を記載（有識者等の意見を聴いて策定されたもの））を策定し、国土交通省へ提出するとともに、検証結果を公表していること（災害対応その他の理由により、期間内の対応が著しく困難な地方公共団体を除く）。

(7) 下水道革新的技術実証事業における実証技術の導入検討要件

下水道革新的技術実証事業における実証技術の導入が可能な施設の新設・増設・改築を実施する場合は、実証技術の導入に係る検討を了していること。

(8) PPP/PFIの導入に関する民間提案を求め、適切な提案を採用する要件

人口10万人以上の地方公共団体等が、下水道整備事業（改築を含む）を実施する場合は、PPP/PFIの導入に関する民間提案に対する受付窓口を明確にし、国庫補助を受けて事業に着手する前に事業の実施見通しを公表すること。その上で、補助対象事業費の合計が10億円以上と見込まれる民間提案を受領した場合には、その適切性を検討の上、適切な提案は採用すること。一方、適切でないと判断した場合は検討結果を国土交通省に提出し、国土交通省による検証を経ていること。

3. 交付対象事業の内容

交付対象事業は下水道法施行令第24条の2によるものとし、次の補完施設を含むものとする（ただし、下水道法以外の法令により、交付対象範囲が規定されている場合は、当該交付対象範囲とする。）。

① 公共下水道事業、特定公共下水道事業、特定環境保全公共下水道

- (a) 主要な管渠に附属する、ます、取付管、マンホール、雨水吐、吐口等の

施設

- (b) ポンプ施設を補完するスクリーン、沈砂池等の施設
- (c) 終末処理場を補完する管理棟、計量設備、ポンプ設備等の施設
- (d) 終末処理場以外の処理施設（前処理場）とそれを補完する管理棟、計量設備、ポンプ設備等の施設

② 流域下水道事業

- (a) 管渠に附属する、ます、取付管、マンホール、雨水吐、吐口等の施設
- (b) ポンプ施設を補完するスクリーン、沈砂池等の施設
- (c) 終末処理場を補完する管理棟、計量設備、ポンプ設備等の施設

4. 通常の下水道事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ. に係る費用に、ロ. の国費率を乗じた額とする。

イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する5-2-(1)の3. に掲げる交付対象事業。

ロ. 国費率

下水道法施行令第24条の2に規定する補助率(ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率)を準用する。

5. その他

2.(2)、(3)、(4)及び(5)に記載の要件については、平成30年3月30日から適用するものとする。ただし、本施行前に該当するものは、なお従前の例による。

6. 雑則

2.(3)について、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想の見直しの推進について(平成26年1月30日付国水下水事第50号)」に基づく都道府県構想及びアクションプランの見直しが完了している地方公共団体においては、「工事契約1件あたりの概算事業費が10億円以上と見込まれる改築事業」を、「改築事業(簡易な改築事業を除く)」とする。

5-2-(2) 下水道総合地震対策事業

下水道システムの「急所」となる施設の耐震化、災害拠点病院、避難所、防災拠点などの重要施設に接続する上下水道管路の一体的な耐震化等によって、震災時にも下水道の機能を確保するための施設の整備等を行う事業をいう。

1. 交付金事業者

沖縄県

2. 交付対象事業の要件

「上下水道耐震化計画」を策定していること。

3. 交付対象事業の内容

交付対象事業の範囲は、次のいずれかに該当する事業及び施設の整備とする。

- ①「上下水道耐震化計画」に位置付けた、災害拠点病院、避難所等の重要施設に接続する管渠及びポンプ施設を耐震化する事業
- ②終末処理場の揚水・沈殿・消毒機能を確保するために必要な施設、終末処理場直前の合流地点以降の管渠及びポンプ施設並びに流域下水道の管渠及びポンプ施設を耐震化する事業
- ③以下の施設の耐震化事業
 - (a) 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた緊急輸送路の下に埋設されている管渠
 - (b) 道路法に基づく重要物流道路の下に埋設されている管渠
- ④災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設(防災拠点・避難地)が存在する排水区域、高齢者・障害者等要配慮者関連施設、感染症拠点病院、災害拠点病院が存在する排水区域並びに社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編第1章イ-7-(2)-②2.ア)又はロー7-(2)-②2.ア)の対象となる事業を実施済又は実施中の排水区域における下水排除面積が一定規模以上(指定市にあつては1ha以上(ただし、1ha未満の貯留・排水施設の耐震化がより経済的な場合は0.5ha以上)、一般市(市から指定市及び過疎市を除いたもの。)にあつては0.5ha以上、町村(過疎町村を除く。)にあつては0.25ha以上、過疎市町村にあつては0.1ha以上)の貯留・排水施設の耐震化事業
- ⑤災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設(敷地面積0.3ha以上または想定避難者数が200人以上の防災拠点・避難地に限る。)に整備するマンホールトイレシステム(ただし、マンホールを含む下部構造物に限る。また、各施設の想定避難者数を50で除した数(小数点以下は切り上げ)を設置基数の上限とする。)

4. その他

- ①3.の③に定める事業については、令和11年度末までに完了する事業に限

り、交付対象とする。

- ②令和6年度末までに策定済みである事業実施計画に基づく事業は計画期間内に限り交付対象とする。

5. 下水道総合地震対策事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ.に係る費用に、ロ.の国費率を乗じた額とする。

イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する5-2-(2)の3.に掲げる交付対象事業。

ロ. 国費率

下水道法施行令第24条の2に規定する補助率(ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率)を準用する。

5-2-(3) 特定水域合流式下水道改善事業

合流式下水道を採用している地方公共団体において、特に対策の必要性が認められる特定の水域における水質保全等に資することを目的として、合流式下水道の改善を実施する事業をいう。

1. 交付金事業者

市町村

2. 交付対象事業

交付対象事業の範囲は、5-2-(1)の対象となる施設の整備に加え、次の施設の整備とする。

- ① 雨水貯留施設
- ② 雨水吐を経た後の下水を遮集して処理場へ送水する管渠
- ③ 分流化に係る管渠(上記①から②までによる改善対策より経済的なもの)

3. 事業実施計画への記載

本事業を実施しようとする地方公共団体は、合流式下水道を採用している地区に関し、次に掲げる事項を事業実施計画に記載するものとする。

- (a) 特定水域の概要及び選定理由
- (b) 下水道対策の整備目標
- (c) 事業内容、年度計画及び事業費

- (d) 特定水域の整備目標整備効果
- (e) 費用効果分析の結果
- (f) 多様な主体による協議会等の概要
- (g) 河川事業等における対策内容
- (h) 雨天後の水質調査結果

4. その他

本事業は、令和10年度を越えない範囲で計画期間5年間以内の「特定水域合流式下水道改善事業計画」を作成し、事業着手した地方公共団体で以下の要件を全て満たす地方公共団体に限り実施できるものとする。

- イ) 「特定水域合流式下水道改善事業計画」に定める全体事業費が10億円以上であること
- ロ) 「特定水域合流式下水道改善事業計画」に事業の費用便益比を記載し、事業の効果が確認できること
- ハ) 多様な主体による協議会等により地域の合意形成が図られていること
- ニ) 河川事業等との連携を図りつつ、合流式下水道の改善対策を実施すること
- ホ) 合流式下水道の雨天時放流水に起因した水質汚濁が発生している水域において、雨天後の水質調査により、水質環境基準値を超過するなど著しい水質汚濁が確認されていること

5. 特定水域合流式下水道改善事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ.に係る費用に、ロ.の国費率を乗じた額とする。

イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する5-2-(3)の2.に掲げる交付対象事業。

ロ. 国費率

下水道法施行令第24条の2に規定する補助率(ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率)を準用する。

5-2-(4) 下水道整備推進重点化事業

下水道整備の早期概成及び効率化を実現するため、効率的かつ適正な区域の設定や低コスト技術の採用、PPP/PFI手法の導入等により、迅速に下水道整備を行う事業をいう。

1. 交付金事業者

市町村

2. 交付対象事業の要件

「下水道整備推進重点化事業」とは、市町村(過疎市町村は除く。以下同じ。)が以下①に基づいて実施する、もしくは②に該当する地方公共団体が実施する下水道整備事業をいう。

- ①「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル(平成26年1月)」に基づき策定されたアクションプラン(以下、「アクションプラン」という。)のうち、低コスト技術の採用やPPP/PFI手法の導入等高度な創意工夫により、一般的な下水道整備費用と比較して大幅なコスト削減を図るアクションプラン(以下、「重点アクションプラン」という。)
- ②アクションプランで定めた下水道整備目標を令和8年度に達成するとした場合の、当年度以降令和8年度までの年平均下水道整備進捗率が、平成28年度から前年度までの年平均下水道整備進捗率と同等以上かつ2倍以内である場合

3. 交付対象事業の内容

2. ①で重点アクションプランに位置付けられた、もしくは2. ②に該当する地方公共団体が整備する汚水に係る管渠については、交付対象の市町村区分を、指定都市(甲)は指定都市(乙)、指定都市(乙)は一般市(甲)、一般市(甲)は一般市(乙)、一般市(乙)は一般市(丙)、一般市(丙)は町村、町村は過疎市町村として適用する。

ここでいう「交付対象の市町村区分」は、下水道法施行令第24条の2第1項第1号及び第2号並びに第2項の規定に基づき定める件(昭和46年建設省告示1705号、一部改正令和3.3.31告示第289号)に基づくものとする。

4. 重点アクションプランに定める主な事項及び事業実施計画への添付

- ①重点アクションプランに定める主な事項は次のとおりとする。
 - (a)下水道事業の整備目標
 - (b)目標年次
 - (c)概算事業費
 - (d)低コスト技術の採用、PPP/PFI手法の導入等高度な創意工夫の内容

(e) その他必要な事項

②市町村が重点アクションプランを定めた場合には、これを事業実施計画に添付するものとする。

5. 下水道整備推進重点化事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ.に係る費用に、ロ.の国費率を乗じた額とする。

イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する5-2-(4)の3.に掲げる交付対象事業。

ロ. 国費率

下水道法施行令第24条の2に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）を準用する。

5-2-(5) 下水道ストックマネジメント支援制度

下水道施設の持続的な機能確保及びライフサイクルコストの低減を図ることを目的として、下水道施設全体を一体的に捉えた「下水道ストックマネジメント計画」を策定し、当該計画に基づき、計画的な点検・調査及び長寿命化を含めた改築等を行う事業をいう。

1. 交付金事業者

沖縄県及び市町村

2. 定義

「下水道ストックマネジメント計画」とは、下水道施設全体の点検・調査の方針及び点検・調査結果に基づく施設の改築等に関する対策内容や対策時期等を定めたものである。なお、「ストックマネジメント」とは、リスク評価に基づく対策の優先順位付けを行い、中長期的な視点から施設全体を計画的かつ効率的に管理することをいう。

3. 交付対象事業

① 下水道ストックマネジメント計画の策定

5-2-(1)から5-2-(4)まで又は、5-2-(6)から5-2-(11)までのいずれかの対象となる施設の計画的な改築を行うために必要な点検・調査及び本結果に基づく「下水道ストックマネジメント計画」の策定

- ②「下水道ストックマネジメント計画」に基づく、計画的な改築で、5-2-(1)から5-2-(4)まで又は、5-2-(6)から5-2-(11)までのいずれかの要件に合致するもの

4. 下水道ストックマネジメントの事業実施計画への添付

本事業を実施しようとする地方公共団体は、事業実施計画に、「下水道ストックマネジメント計画」を記載するものとする。（「下水道ストックマネジメント計画」の策定を行う場合を除く。）

5. 留意事項

平成28年度より、施設の改築に対する交付は「下水道ストックマネジメント計画」に基づくものに限定することとする。

6. 下水道ストックマネジメント支援制度に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ.に係る費用に、ロ.の国費率を乗じた額とする。

イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する5-2-(5)の3.に掲げる交付対象事業。

ロ. 国費率

① 「下水道ストックマネジメント計画」の策定

2分の1（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。

② 計画的な改築

下水道法施行令第24条の2に規定する補助率に基づく国費率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）を準用する。

5-2-(6) 下水道広域化推進総合事業

下水道を含む汚水処理の広域化・共同化を推進するため、汚水処理の広域化に係る計画策定、汚泥の共同処理等を行う事業をいう。

1. 交付対象事業者

沖縄県及び市町村（流域下水道と公共下水道が一体となって下水汚泥の広域処理を行う場合を除く。）

2. 交付対象事業

① 計画策定等

- (ア) 下水道を含む汚水処理の広域化・共同化に係る計画策定
- (イ) 複数の地方公共団体が共同で利用するシステムの整備
- ② 交付対象施設
 - (ア) 共同水質検査施設
 - 下水等の水質検査施設（施設の設置に必要な用地を含む。）。
 - (イ) 移動式汚泥処理施設
 - 複数の終末処理場を巡回して、各施設から発生する汚泥を処理するための汚泥脱水機等を搭載した車両等。
 - (ウ) 汚泥運搬施設
 - 下水汚泥処理施設において汚泥を集約的に処理するため、他の汚水処理施設等から発生する汚泥を運搬する車両等。
 - (エ) 汚泥処理施設
 - 下水汚泥等の処理施設及びこれを補完する施設。
 - (オ) 共同管理施設
 - 汚水処理施設の遠隔監視・制御施設等の管理施設。
 - (カ) し尿受入施設
 - し尿を受け入れるための前処理施設、ポンプ施設、管渠等。
 - (キ) 汚水処理施設の統合に必要な施設
 - 汚水処理施設の統合に必要な管きよ等の施設や既存施設を有効活用した調整池等の施設。
 - (ク) その他本事業を実施するに当たって必要な施設
- ③人口減少や災害復旧等に伴い、下水道区域から浄化槽区域に転換する際に
 存置すると道路等の上部構造物に影響を及ぼす恐れのある管渠等の撤去等。

3. 留意事項

- ① 下水道以外の汚水処理施設と事業を実施する場合
 - 下水道以外の汚水処理施設と共同で汚水処理を実施する場合は、下水道事業の処理人口及び処理水量が、対象としている地域において最大である場合に限る。ただし、2. ② (カ) 及び (キ) については、この限りではない。
 - 施設の設置、改築及び維持管理は、原則として下水道担当部局が行うものとする。また、地方負担分等は、地方公共団体の各担当部局で協議して定めるものとする。
- ② 複数の地方公共団体で事業を実施する場合
 - (ア) 施設の配置、改築及び維持管理
 - 2. の②の (ア)、(エ)、(オ)、(カ) 及び (キ) の施設の設置、改築及び維持管理は、当該施設を設置する場所の地方公共団体が行うことを原則と

し、また、2. の②の (イ) 及び (ウ) の施設の設置、改築及び維持管理は、1 つの地方公共団体が代表して行うことができるものとする。また、関係する地方公共団体がそれぞれの下水道法に基づく事業計画に位置付けることとする。

(イ) 1 つの地方公共団体が代表して行う場合

(ア) により施設の設置、改築及び維持管理を1 つの地方公共団体が代表して行う場合においては、当該地方公共団体は、関係する地方公共団体から、設置、改築及び維持管理について委託を受けるものとする。

(ウ) 交付対象及び経費負担

原則として、当該施設の設置又は改築を行う地方公共団体が当該設置又は改築を交付対象事業として行うことができることとし、経費負担の割合及び負担方法等については関係団体で協議し、規約を定めるものとする。

③ 下水道の有効利用に係る事業については、5- (8) 「下水道リノベーション推進事業」として実施するものとする。

④ 2. の①を実施する場合は、施設整備を含む社会資本総合整備計画に位置付けることとする。

⑤ 2. の③を実施する場合は、公共下水道にあつては、下水道法施行令第24条の2第1項第1号及び第2号並びに第2項の規定に定める件（昭和46年建設省告示1705号、一部改正令和3.3.31告示第289号）の別表（合流式及び分流式の汚水については「改築以外の事業」を適用。）に基づく管渠及びその付帯施設の撤去等を補助対象とする。

⑥ 以上によりがたい場合その他詳細については、国土交通省と協議の上決定するものとする。

4. 下水道広域化推進総合事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ. に係る費用に、ロ. の国費率を乗じた額とする。

イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する5-2- (6) の2. に掲げる交付対象事業。

ロ. 国費率

① 計画策定等

本事業の基礎額は、本事業に要する費用の2分の1とする。

② 施設整備

下水道法施行令第24条の2に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。また、受入施設の整備にあたっては、整備に要する費用の2分の1。

③ 撤去等

本事業の基礎額は、本事業に要する費用の2分の1とする（ただし、災害復旧に伴う浄化槽区域への転換の場合は、3分の2又は公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第4条の規定に基づく、交付申請年度の前年度に通知される国庫負担率を適用した費用とする。なお、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第4条又は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令四百三号）第6条の規定に基づく特別財政援助額により国庫負担率の嵩上げをする場合は、付申請年度の前年度に通知される当該負担率を適用した費用とする）。

5-2-（7） 下水道リノベーション推進総合推進事業

下水処理場等を魅力あふれる地域の拠点に再生する下水道リノベーションの推進を図るため、下水道施設のエネルギー拠点化や防災拠点化等を実施する事業について、資源・エネルギー利用に係る計画策定、施設整備を行う事業をいう。

1. 交付対象事業者

沖縄県及び市町村

2. 交付対象事業

① 下水道リノベーションに係る計画策定

下水汚泥等の下水道資源の有効利用に向けた計画の策定や計画策定に必要な調査に係る経費に限る。

② 未利用エネルギー活用事業（下水及び下水処理水の熱やバイオマス等を有効利用し、環境への負荷削減、省エネルギー、新エネルギー対策等を図る事業をいう。）

(a) 下水熱を利用することが経済性、環境への負荷削減効果、省エネ効果等の観点から総合的に判断して有利と認められる地域において、下水及び下水処理水の熱を地域冷暖房等に利用するために必要な施設のうち、下水又は下水処理水の流れる施設（熱交換施設、送水施設及びポンプ施設に限る。）及びその附帯施設の整備。

(b) 下水汚泥とその他のバイオマスを集約処理し、回収した下水道バイオガスをエネルギーとして処理場内で活用するために必要な施設のうち、下水汚泥とその他のバイオマスを投入する消化施設、消化ガス利用施設及びその附帯施設の整備（有効利用するバイオマスの2分の1以上を下

- 水汚泥が占める場合に限る。)
- (c) 下水道バイオガスを処理場で活用するため必要なバイオガス精製装置、圧縮機等及び下水道バイオガスの供給のために必要な施設の整備（下水処理場内に設置するものに限る。）。ただし、下水道バイオガスを公共又は公益の用途に活用するものであって、かつ下水道バイオガスの活用が、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に規定する地方公共団体実行計画等、地球温暖化対策に係る計画に位置づけられているものに限る。
 - (d) 下水汚泥と他のバイオマスを一体的に有効利用することが、地域全体で効率的であると認められる地域において、下水汚泥と他のバイオマスを一体的に燃料等として有効利用するために必要な、下水汚泥と他のバイオマスを混合・調整するために必要な施設の整備（下水道施設として整備するものに限る。）。
- ③ 積雪対策推進事業（下水処理水の供給による積雪排除や下水道施設を活用した流雪水路等の整備、下水及び下水処理水の熱の活用等により、積雪対策の推進を図る事業をいう。)
- (a) 積雪対策に資する公共下水道、流域下水道、都市下水路の整備であって、次に掲げる施設の整備。
 - a) 主要な流雪水路、融雪水路及びこれらに附属する投雪口等、並びにこれらを補完するポンプ施設、流融雪用水取水施設等の施設（なお、本施設は、雨水を排除するための管渠と効用を兼ねて設置するものとする。）。
 - b) 処理水供給施設
 - c) 融雪槽（原則として調整池等と効用を兼ねて設置するものに限る。)
 - d) 熱利用に必要な施設のうち、下水及び下水処理水の流れる施設（熱交換施設、送水施設及びポンプ施設に限る。）並びにその附帯施設
 - (b) 下水熱を利用した積雪対策に必要な施設のうち、下水及び下水処理水の流れる施設（熱交換施設、送水施設及びポンプ施設に限る。）並びにその附帯施設（下水熱を利用することが、経済性、環境への負荷削減効果、省エネ効果等の観点から総合的に判断して有利と認められる地域において行うものに限る。)
- ④ 再生資源活用事業（渇水時の緊急対応としての下水処理水等の利活用や下水汚泥を用いた建設資材の利用により再生資源の活用を図る事業をいう。)
- (a) 渇水時の下水処理水の緊急的使用が有効と認められる地域において、渇水時に下水処理水を緊急的に使用するための取水施設及び緊急的処理水送水施設等を整備する事業のうち、次の a) 又は b) に掲げる事業。

- a) 下水処理水の取水及び散水車等への積み込みのために必要な取水・給水施設（ポンプ及びその附帯施設を含む。）の建設
 - b) 渇水期に緊急的に下水処理水を送水するために必要な送水管、ポンプ及びそれらの附帯施設の取得
- (b) 下水汚泥を用いた建設資材を使用する下水道建設事業を実施する事業。

⑤ 防災拠点化施設整備事業

災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた下水道施設（敷地面積2ha以上の防災拠点及び避難地に限る。）に備蓄倉庫及び耐震性貯水槽を設置する事業。

ただし、三大都市圏の既成市街地等（首都圏整備法に基づく既成市街地及び近郊整備地帯、近畿圏整備法に基づく既成都市区域及び近郊整備区域、中部圏開発整備法に基づく都市整備区域）に位置する都市、政令指定市、県庁所在都市及び中核市における DID 地域を含む地区にあつては、災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画において、防災拠点及び避難地として位置付けられた敷地面積1ha以上の下水道施設に設置するもの。

令和2年度から3年間以内に計画され、かつ計画されてから5年間以内に設置するものに限る。

⑥ 下水処理水・雨水再利用事業

下水処理水の再利用、雨水の再利用を図るものであつて、地方公共団体が処理施設、送水施設、ポンプ施設、貯留施設及び附帯施設を整備する事業のうち、次のいずれかに該当するもの。

- (a) 次のいずれかの要件のもとに、下水処理水を再生水として利用するもの。
 - a) 渇水のある、又はそのおそれのある地域で実施すること。
 - b) 水資源開発促進法に基づき、水資源の総合的な開発及び利用の合理化の推進を図る必要があるとされている地域で実施すること。
 - c) 湖沼、水道水源等、汚濁総量を削減する必要のある地域で実施すること。
 - d) 公共下水道雨水渠や都市下水路等に送水し、せせらぎ用水等として有効利用すること。
- (b) 次のいずれかの要件のもとに、雨水を利用するもの。
 - a) 公共下水道雨水渠や都市下水路等に送水し、せせらぎ用水等として有効利用すること。
 - b) 貯留、処理し、雑用水、防火用水等として利用すること。

⑦ その他、5-2-(6)2.の交付対象事業であつて、下水道資源の有効利用に係る事業。

3. 留意事項

- ① 未利用エネルギー活用事業について、下水汚泥とその他のバイオマスを集約処理する場合には、事業主体は、あらかじめ事業の内容について、当該事業に関係する都道府県又は市町村の廃棄物処理担当部局等と協議を行うとともに、事業の実施について連携を図ること。
- ② 積雪対策推進事業について事業実施に際しては、他の除排雪事業とも連携を図り、都市の総合的な積雪対策に資するよう、計画的な事業実施に努めること。
なお、交付対象事業となるものは、次のすべてに該当するものであること。
 - (a) 豪雪地帯の区域内であること。
 - (b) 集水面積 10ha 以上のものであること。
 - (c) 積雪指数 5,000 以上のものであること。
(積雪指数＝除雪戸数×積雪日数)
(除雪戸数：積雪排除が可能な戸数)
- ③ 2. の①を実施する場合は、施設整備を含む社会資本総合整備計画に位置付けることとする。

4. 下水道リノベーション推進事業に係る基礎額

- ① 下水道資源の有効利用に係る計画策定
本事業の基礎額は、本事業に要する費用の2分の1とする。
- ② 未利用エネルギー活用事業
 - (a) 5-2-(7)の2. ②(a)に該当するものは2分の1。
 - (b) 5-2-(7)の2. ②(b)に該当するものは、次に定める国費率。
 - a) 下水汚泥とその他のバイオマスの投入割合により、下水道法施行令第24条の2第1項に定める補助率と4分の1の補助率を按分した補助率に基づく国費率。
 - b) 必要となる施設が下水汚泥のみを利用する場合と同等の規模である場合は、下水道法施行令第24条の2第1項に定める補助率に基づく国費率。
 - (c) 5-2-(7)の2. ②(c)に該当するものは、下水道法施行令第24条の2第1項に定める補助率に基づく国費率。
 - (d) 5-2-(7)の2. ②(d)に該当するものは、下水道法施行令第24条の2第1項に定める補助率に基づく国費率。
- ③ 積雪対策推進事業
下水道法施行令第24条の2第1項に定める補助率に基づく国費率。

④ 再生資源活用事業

(a) 5-2-(7)の2. ④(a)に該当するものは2分の1。

(b) 5-2-(7)の2. ④(b)に該当するものは、下水道法施行令第24条の2第1項に定める補助率に基づく国費率。

⑤ その他、5-2-(6)2.の交付対象事業に該当するものは、5-2-(6)4.に定める国費率。

5-2-(8) 新世代下水道支援事業制度

良好な水循環の維持・回復、情報化社会への対応等、下水道に求められている新たな役割を積極的に果たしていくことを目的として実施する事業をいう。

1. 交付金事業者

沖縄県

2. 定義

本事業に基づく各事業の定義は次のとおりとする。

①水環境創造事業

(ア)水循環再生型

雨水の貯留浸透による流出抑制、親水性のある水辺空間の整備、河川事業等との連携・共同事業を行うことにより健全な水循環系の再生を図るものであって、次のいずれかに該当するもの。

(a) 公共用水域の水質保全、渇水に対する安全度の向上、都市防災用水の確保等の社会的ニーズに対応するため、下水道事業と河川事業等とが連携・共同して行う、下水処理水の上流還元や小規模な下水処理施設設置による河川等の流量の確保、調節池を活用した合流式下水道越流水質の改善、下水道による河川直接浄化施設汚泥等の処理、河川水の導水の目的を兼ねる下水管渠の設置等の事業のうち、次のすべてに該当するもの。

a) 本事業に係る連携・共同事業の実施について、本事業の事業主体と相手事業の事業主体の間で相互の合意がなされていること又はなされることが確実に見込まれること。

b) 当該連携・共同事業が、全体として水環境の保全に効率的、経済的に寄与するものであること。

c) 当該連携・共同事業の実施に当たり、本事業と相手事業との間で費用の負担その他の事項について適切な分担が行われているものであること。

(b) 良好な水循環の維持・回復のため地下水の涵養が必要な地域において

不要になった浄化槽の活用又は雨水貯留浸透施設の設置により雨水の流出抑制を図る者に対し、地方公共団体が助成を行うもの。

- (c) 公共下水道雨水渠や都市下水路等を利用し、良好な水辺空間を整備するために、これらの施設に沿って、せせらぎ水路、植栽、遊歩道、四阿、魚巢ブロック等の設置を行うもの。

(イ) ノンポイント汚濁負荷削減型

雨天時に宅地や道路等の市街地の面源から公共用水域に流入する汚濁負荷(ノンポイント汚濁負荷)及び下水道未整備地域から発生する生活雑排水により都市下水路等の水路や湖沼等の公共用水域に流入する汚濁負荷の削減を図るものであって、次のいずれかに該当するもの。

- (a) 水質保全上重要な湖沼等の公共用水域に流入する初期雨水又は雑排水が、当該公共用水域の水質汚濁の原因となっている地域において、初期雨水又は雑排水に含まれる汚濁負荷の削減対策を実施するもの。
- (b) 流入する雑排水又は初期雨水により、当該水路の水質悪化が著しく、周辺生活環境に悪影響を与えている地域において、初期雨水又は雑排水に含まれる汚濁負荷の削減対策を実施するもの。

②機能高度化促進事業

(ア) 新技術活用型

下水道に関わる新技術を先駆的に導入・評価し、新技術の普及と効率的な事業の執行を図るもので、次のいずれかの技術を採用するもの。

- (a) 国土交通省又は日本下水道事業団が開発した技術。
- (b) 官民共同で開発した技術。
- (c) その他、建設費の軽減、用地面積の縮小、省資源・省エネルギーにより維持管理費の削減等が図られることから、適用が適切と考えられる技術で、一定の評価を受けるもの。

(イ) ICT 活用型

下水道管渠に一般利用を兼ねた光ファイバーケーブルを設置し、事業所や一般家庭の排水量の自動検針等を行うものであって、次のいずれかに該当するもの。

- (a) 継続して公共下水道又は流域下水道に下水を排除している事業所又は家庭からの排水水質等を適正に管理することが終末処理場からの放流水の水質向上に寄与し、ひいては公共用水域の水質保全に有効であると認められる地域において、下水道管理の効率化、高度化のため、主要な事業所又は家庭と処理場等を光ファイバーで結び、排水水質等の常時監視を行うシステムを構築するもの。
- (b) 下水道管理上の必要性から、下水処理水を再生利用している施設にお

ける使用量をリアルタイムで把握するための自動検針システムを構築するもの。

- (c)地域の経済社会の状況と見通し、道路の空中占用の状況、電線共同溝等他の公共収容空間の整備の状況、地元地方公共団体の情報化への取組状況、民間事業者の利用見込み等を総合的に判断し、国、地方公共団体（下水道管理者以外の者）、第一種電気通信事業者及び有線テレビジョン放送施設者（以下「下水道管渠占有者」という。）が下水道暗渠を利用して通信用の光ファイバーを設置する蓋然性が高いと判断される地域において、下水道管渠占有者に対して効率的な空間占有を行わせること及び下水道管渠の維持管理への支障を最低限に抑えることを目的にした「さやケーブル」又は「サス外装ケーブル」を下水道管理用光ファイバーの設置に併せて、一体のケーブルとして設置するもの。

3. 交付対象事業

交付対象事業は、次に掲げる事業とする。

①水環境創造事業

(ア)水循環再生型

(a) 2. ①(ア)の(a)に該当するもの

a)河川事業等との適切な連携・共同事業にあつては、下水道事業の負担部分のうち、5-2-(1)から5-2-(9)までの交付対象事業に相当する各部分

(b) 2. ①(ア)の(b)に該当するものにあつては、個人・民間事業者等が設置する施設に対し地方公共団体が助成する事業であり、浄化槽の改造並びに雨水流出抑制施設及び附帯の配管の設置を行うもの

(c) 2. ①(ア)の(c)に該当するものにあつては、地方公共団体が事業主体のせせらぎ水路、植栽、遊歩道、四阿、魚巢ブロック等の整備を行うもの

(イ)ノンポイント汚濁負荷削減型

雑排水又は初期雨水による汚濁負荷を収集、貯留、処理、浸透するための管渠施設、ポンプ施設、貯留施設、処理施設（浸透ろ過、ろ材ろ過等のろ過処理施設、植生浄化水路、湿地帯等の植生浄化施設、礫間浄化等の接触浄化処理等）及び浸透施設（浸透ます、浸透トレンチ、透水性舗装等）の整備

②機能高度化促進事業

(ア)新技術活用型

下水道新技術の普及と効率的な事業の執行を図るため、下水道に関わる新技術を先駆的に導入・評価し、建設費又は維持管理費の低減、用地面積の縮

小を図る事業。

(イ) ICT 活用型

(a) 下水道事業のうち、事業所又は家庭からの排水水質等の常時監視を行うのに必要な測定機器及び通信設備等を整備する事業主体、下水道管理上の必要性から、処理水の再生利用を行うため終末処理場から事業所又は家庭に送水した処理水量の常時監視を行うのに必要な測定機器及び通信設備等を整備する事業主体が行う次に掲げるもの。

a) 事業所又は家庭の排水水質、水量の自動測定・常時監視に必要な測定機器及びその附帯施設の整備。

b) 測定データを送信するために必要な通信設備（通信線を含む。）及びその附帯施設の整備。

c) 収集したデータを集計・分析するために必要な機器の設置。

(b) 後で光ファイバー芯線を送通することのできる中空管により構成されるケーブルである「さやケーブル」又は光ファイバー芯線をテープ状にした光ファイバーテープ芯線がスペーサーの溝型の収容空間に集積され、その周囲がステンレス防護テープとプラスチック被覆からなる被覆層で二重に被覆されたケーブルである「サス外装ケーブル」を整備する事業。

4. 留意事項

①維持管理

事業主体は、完成した施設等について維持管理の方法を定め、本事業の目的が達成されるよう適切な維持管理を行う。

②水環境創造事業水循環再生型について

個人・事業者等が設置・管理する施設に対し地方公共団体が助成する事業については、管理協定を締結する等により、適正な管理が行われるようにしなければならない。

5. 新世代下水道支援事業制度に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ．に係る費用に、ロ．の国費率を乗じた額とする（ただし、5－2－（8）の3．②（イ）に掲げる事業のうち(b)に該当するものは除く。）。

イ．基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する5－2－（8）の3．に掲げる交付対象事業。

ロ．国費率

次のとおり（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定

されている場合は、当該補助率に基づく国費率)。

①水環境創造事業

(ア)水循環再生型

- (a) 5-2-(8)の3. ①(ア)に掲げる事業のうち(a)a)に該当するものは2分の1。
- (b) 5-2-(8)の3. ①(ア)に掲げる事業のうち(a)b)に該当するものは、5-2-(1)から5-2-(11)までに基づき、それぞれに定められた国費率。
- (c) 5-2-(8)の3. ①(ア)に掲げる事業のうち(b)に該当するものは、地方公共団体による助成額の2分の1(ただし総費用の3分の1を限度とする。)
- (d) 5-2-(8)の3. ①(ア)に掲げる事業のうち(c)に該当するものは3分の1。

(イ)ノンポイント汚濁負荷削減型

2分の1

②機能高度化促進事業

(ア)新技術活用型

下水道法施行令第24条の2第1項に定める補助率に基づく国費率を準用する。

(イ)ICT活用型

5-2-(8)の3. ②(イ)に掲げる事業のうち(a)に該当するものは2分の1。

5-2-(8)の3. ②(イ)に掲げる事業のうち(b)に該当するものについては、本事業の基礎額を次のとおりとする。

a) さやケーブルを設置する場合

下水道管理用に必要な光ファイバー芯線等(以下「下水道管理用分」という。)及び下水道管理者以外の者に対して空間占有を行わせることを目的とした中空管(以下「空間占有分」という。)を一体のケーブルとして敷設するために必要な費用(以下「総費用(W)」という。)から、下水道管理用分のみを別途独立のファイバーとして敷設したと想定した場合の費用(以下「下水道管理用分想定費用(A)」という。)及び下水道管渠占有者が負担すべき費用(以下「占有者負担費用(B)」といい、総費用(W)と下水道管理用分想定費用(A)の差の10%とする。)を差し引いて得た額の2分の1。

なお、下水道管理用分想定費用(A)については本事業によらず、5-2-(1)から5-2-(11)まで(新世代下水道支援事業制度機能高度化促進事業ICT活用型を除く。)により交付する。

以上を算式で表すと次のとおりとなる。

$$S = (W - A - B) / 2 = (W - A - (W - A) \times 0.1) / 2$$

S：基礎額

W：総費用

A：下水道管理用分想定費用

B：占有者負担費用

ただし、総費用(W)が下水道管理用分想定費用(A)の1.3倍を超える場合は、総費用(W)を下水道管理用分想定費用(A)の1.3倍として算定した額を基礎額(S)とする。

b) サス外装ケーブルを設置する場合

下水道管理用に必要な光ファイバー芯線(以下「下水道管理用分」という。)及び下水道管渠占有者が占有する光ファイバー芯線を一体のケーブルとして敷設するために必要な費用(以下「総費用(W)」という。)から、下水道管理用分のみを別途独立のファイバーとして敷設したと想定した場合の費用(以下「下水道管理用分想定費用(A)」という。)、設置する光ファイバー芯線費用のうち占有者負担分(以下「占有者が負担すべき芯線費用(C)」という。)及び光ファイバーの設置費用のうち下水道管渠占有者が負担すべき費用(以下「占有者負担費用(B)」といい、総費用(W)と下水道管理用分想定費用(A)の差の10%とする。)を差し引いて得た額の2分の1。

なお、下水道管理用分想定費用(A)については本事業によらず5-2-(1)から5-2-(11)(新世代下水道支援事業制度機能高度化促進事業ICT活用型を除く。)までにより交付する。

以上を算式で表すと以下のとおりとなる。

$$S = (W - A - C - B) / 2 = (W - A - C - (W - A) \times 0.1) / 2$$

S：基礎額

W：総費用

A：下水道管理用分想定費用

B：占有者負担費用

C：占有者が負担すべき芯線費用

ただし、総費用(W)から占有者が負担すべき芯線費用(C)を差し引いた額が下水道管理用分想定費用(A)の1.3倍を超える場合は、総費用(W)から占有者が負担すべき芯線費用(C)を差し引いた額を下水道管理用分想定費用(A)の1.3倍として算定した額を基礎額(S)とする。

5-2-(9) 下水道地域活力向上計画策定事業

PPP/PFI 手法の活用やデジタル化を含む下水道施設（下水道事業と一体的に実施する他の汚水処理施設を含む。）の整備・管理の広域化・効率化及び PPP/PFI 手法の活用を前提とした下水汚泥のエネルギー・農業利用を促進し、地域活力の向上を図ることを目的として、下水道地域活力向上計画の策定を行う事業をいう。

1. 交付金事業者

沖縄県及び市町村

2. 交付対象事業

「下水道地域活力向上計画策定事業」とは、地方公共団体において行われる下水道事業の広域化・効率化や下水道資源の有効利用に向けた次に掲げる事業とする。

(ア) PPP/PFI 手法の活用やデジタル化を含む下水道施設（下水道事業と一体的に実施する他の汚水処理施設を含む。）の整備・管理の広域化・効率化に係る計画の策定とこれに伴う調査の実施

(イ) PPP/PFI 手法の活用を前提とした下水汚泥のエネルギー・農業利用に係る計画の策定

3. 留意事項

2. 交付対象事業に掲げた(ア)、(イ)の計画については、それぞれ次に掲げる事項を定めるものとする。

① (ア)について

(a) 広域化又は効率化の実施に関する事項

(b) PPP/PFI 手法又はデジタル化の導入可能性に係る検討を行う場合は、その検討に関する事項

(c) その他必要な事項

② (イ)について

(a) エネルギー利用又は農業利用に関する目標とその実施に関する事項

(b) PPP/PFI 手法の導入可能性に係る検討に関する事項

(c) その他必要な事項

4. 下水道地域活力向上計画策定事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、本事業に要する費用の2分の1とする。

5-2-(10) 下水道民間活力導入促進事業

下水道事業における公共施設等運営権制度（コンセッション）の導入促進を図るため、コンセッション事業開始後に生じる履行監視（モニタリング）を行う事業をいう。

1. 交付金事業者

沖縄県及び市町村

2. 交付対象事業

コンセッション事業の実施に係るモニタリングのうち、対象工事に係る現場技術業務等（社会資本整備総合交付金交付申請等要領に定める測量設計費の対象に限る。）

3. その他

本事業は、施設整備を含むコンセッション事業と一体の社会資本総合整備計画に位置付けることとする。

5-2-(11) 都市水環境整備下水道事業

良好な都市水環境の保全・創出を図るため、河川事業等との連携を図りつつ実施する下水道事業をいう。

1. 交付金事業者

沖縄県及び市町村

2. 交付対象事業

都市水環境整備下水道事業とは、次に掲げる事業をいう。

- イ. 5-2-(8)に定める水環境創造事業
- ロ. 清流ルネッサンスⅡの計画に位置付けられた下水道事業
- ハ. 上記イ、ロと一体的に実施される下水道事業

3. 都市水環境整備下水道事業に係る基礎額

基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲及び国費率は以下のとおりとする。

- イ. 新世代下水道支援事業制度に定める水環境創造事業に係る事業
本事業の基礎額は、5-2-(8)の2.①水環境創造事業の交付対象事業の範囲及び国費率による。
- ロ. 清流ルネッサンスⅡの計画に位置づけられた下水道事業

清流ルネッサンスⅡの計画に位置付けられた下水道事業に対しては、5-2-(1)から5-2-(10)までによる。

ハ. 上記イ、ロと一体的に実施される下水道事業

新世代下水道支援事業制度水環境創造事業及び清流ルネッサンスⅡに位置付けられた下水道事業と一体的に整備する必要がある下水道事業に対しては、5-2-(1)から5-2-(10)までによる。

5-2-(12) 下水道情報デジタル化支援事業

下水道施設に関する情報等をデジタル化することにより、業務の効率化や、蓄積データを活用した施設管理の高度化を図り、下水道事業の持続性を向上させることを目的とする。

1. 交付金事業者

沖縄県及び市町村

2. 交付対象事業

地理情報システムを基盤としたデータベースシステムを活用して下水道施設を管理するために必要となる管渠等の施設情報や維持管理情報などのクラウド化に係る業務等とする。

3. 留意事項

- ①本事業は、令和8年度までの事業とする。
- ②本事業を実施する場合、クラウド化した情報の活用計画を国土交通省に提出するものとする。

4. 下水道情報デジタル化支援事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、本事業に要する費用の2分の1とする。

5-2-(13) 下水道温室効果ガス削減推進事業

地球温暖化対策計画の目標達成、カーボンニュートラル実現に向け、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画に下水道に関する目標や施策を位置づけるとともに、計画的な温室効果ガス削減を図ることを目的とする。

1. 交付金事業者

沖縄県及び市町村

2. 交付対象事業

「下水道温室効果ガス削減推進事業」（以下、本事業という。）とは、下水道事業の温室効果ガス削減に向けた次に掲げる事業とする。

- (ア) 地方公共団体実行計画の策定・改訂に必要な下水道施設等の調査・検討の実施
- (イ) 温室効果ガスを削減する水処理施設等の運転に必要な計測機器や制御装置の整備

3. 留意事項

(ア) の事業終了後、速やかに地方公共団体実行計画に反映すること。

4. 下水道温室効果ガス削減推進事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、本事業に要する費用の2分の1とする。

6 市街地整備

6-1 暮らし・にぎわい再生事業

都市機能のまちなか立地、空きビルの再生及び多目的広場等の整備並びに関連空間整備及び計画コーディネートに関する事業をいう。

1. 交付金事業者

沖縄県

2. 定義

交付対象事業の定義は次の第1項及び第2項に定めるところにより、その他6-1他関係部分における用語の定義は、次の第3項から第5項に定めるところによる。

- 1 「コア事業」とは、次に掲げる事業をいう。
 - イ 都市機能まちなか立地支援
中心市街地に都市機能導入施設を整備することにより、中心市街地に不足している都市機能の集積を推進する事業（ロに掲げるものを除く。）
 - ロ 空きビル再生支援
中心市街地の既存建築物の全部又は一部を都市機能導入施設として再生することにより、中心市街地に不足している都市機能の集積を推進する事業
 - ハ 賑わい空間施設整備
中心市街地に多目的広場等の公開空地を整備することにより、中心市街地に不足している賑わい空間の創出を推進する事業
- 2 「附帯事業」とは、次に掲げる各事業をいう。
 - イ 計画コーディネート支援
暮らし・にぎわい再生事業に関する計画の作成及びコーディネート業務を実施する事業
 - ロ 関連空間整備
コア事業と併せて行われるものとして事業実施計画（暮らし・にぎわい再生事業に係る部分に限る。）に定められた駐車場、緑化施設等又は公開空地を整備する事業
- 3 「認定基本計画」とは、中心市街地活性化法第9条第10項に定める認定を受けた基本計画をいう。
- 4 「公益施設」とは、社会福祉施設、地域交流施設、教育文化施設、医療施設その他地域住民等の共同の福祉又は利便のために必要な施設で、多数の者が出入りし利用することが想定される施設をいう。
- 5 「都市機能導入施設」とは、公益施設、住宅又は商業等の機能を有する施設をいう。

- 6 「省エネ基準」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 2 条第 1 項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。
- 7 「ZEH 水準」とは、強化外皮基準（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 3 条の 2 第 1 項に規定する評価方法基準における断熱等性能等級 5 以上の基準（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。））を満たし、かつ再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から 20%削減となる省エネ性能の水準をいう。
- 8 「ZEB 水準」とは、再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から用途に応じて 30%削減又は 40%削減（小規模（300 m²未満）は 20%削減）となる省エネ性能の水準をいう。

3. 事業実施計画への記載事項

暮らし・にぎわい再生事業を実施しようとする場合にあつては、事業計画において、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。（計画コーディネート支援のみを実施する場合を除く。）

- 一 暮らし・にぎわい再生事業に関する計画の区域（以下 6－1 関係部分において事業区域という。）、位置及び面積
- 二 事業区域の整備方針
- 三 都市機能導入施設及び公開空地等の整備計画の概要

4. 施行区域

暮らし・にぎわい再生事業の施行区域は、三大都市圏の指定市及び特別区を除く全国の区域とする。

5. 対象施設要件

- 1 コア事業により整備される都市機能導入施設又は公開空地（以下 6－1 関係部分において「対象施設」という。）は、次の各号に適合しなければならない。
 - 一 事業区域内に存し、認定基本計画に位置付けられたものであること
 - 二 対象施設の敷地面積及び当該敷地の接する道路の面積の 2 分の 1 の合計がおおむね 1,000 m²以上（同一の事業区域内で複数のコア事業を行う場合又はビル再生支援を実施する場合はおおむね 500 m²以上）であること
 - 三 都市機能導入施設にあつては、次の各号全てに適合するものであること
 - イ 公益施設を含むものであること
 - ロ 耐火建築物等又は準耐火建築物等であること
 - ハ 以下の省エネルギー水準に適合すること
 - ① 新築の住宅及び建築物は、原則として省エネ基準に適合すること
 - ② 地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構（以下 6－1 関係部

分において「都市再生機構」という。)が新築する住宅及び建築物は、原則として住宅部分においては ZEH 水準、非住宅部分においては ZEB 水準に適合すること

ニ 地方公共団体又は都市再生機構が新築する公的賃貸住宅は、原則として太陽光発電設備が設置されていること

四 地方公共団体が施行する場合にあっては、PPP/PFI 手法の導入検討がなされていること

2 三大都市圏及び指定市を除く市町村の区域において整備する対象施設のうち、都市機能導入施設にあっては、前項第三号ロの規定を適用せず、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める要件に適合したものでなければならない。

一 都市機能まちなか立地支援で整備される都市機能導入施設 前項第三号ハの規定は、「空地の整備、消火施設の増強等により、周辺市街地への延焼を防ぐための代替措置がなされていること」と読み替えて適用する

二 空きビル再生支援で整備される都市機能導入施設 前項第二号中「1,000 m²」とあるのは「500 m²」と読み替えて適用する

3 三大都市圏及び指定市を除く市町村の区域、かつ、人口 20 万人以下の市町村の区域において整備する対象施設は、第 1 項第二号及び第三号の規定を適用せず、次の各号に適合したものとすることができる。

一 対象施設の敷地面積及び当該敷地の接する道路の面積の 2 分の 1 の合計が 1,000 m²未満であること

二 都市機能導入施設にあっては、次の各号に適合するものであること

イ 整備される公益施設の規模が適正であること（ただし、既存の公益施設を廃止して新たに整備する公益施設については、従前の公益施設の規模と比較して相当程度縮小する場合に限る。）

ロ 空地の整備、消火施設の増強等により、周辺市街地への延焼を防ぐための代替措置がなされていること

ハ 公民館、情報センター又はイベントスペース（地域の住民が随時利用でき、地域住民相互の交流の場となる施設に限る。）のいずれかを整備すること

4 次の各号に適合する対象施設については、第 1 項第二号及び第三号の規定は適用しない。

一 対象施設の敷地面積が 1,000 m²未満であること

二 複数のコア事業により整備される都市機能導入施設について、公益施設の延べ面積合計が専有部分の延べ面積の合計の 1/10 以上であること

三 複数の対象施設の敷地面積及び当該敷地の接する道路の面積の 2 分の 1 の合計を通算して、おおむね 1,500 m²以上であること

四 複数のコア事業により整備される都市機能導入施設の延べ面積の合計

及び公開空地の敷地面積の合計を通算して1,000㎡以上であること

6. 暮らし・にぎわい再生事業に係る基礎額

本事業の交付の対象となる事業及び基礎額は以下のとおりとする。

1 都市機能まちなか立地支援

次に掲げる費用の合計の3分の1とする。

一 調査設計計画費

イ 事業計画作成費

- ① 地区内にある土地及び建物等の現況測量に要する費用
- ② 地区内にある土地及び建物等の現況調査に要する費用
- ③ 地区内にある土地及び建物等に関する権利の調査及び評価に要する費用
- ④ 対象施設の基本設計に要する費用で、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（令和6年国土交通省告示第8号。以下6-1関係部分において、「業務報酬基準」という。）をもとに算出した額を標準とする。
- ⑤ 公園、広場、緑地、駐車場等特別に設計を要する場合について、建築敷地の設計に要する費用
- ⑥ 資金計画作成に要する費用

ロ 地盤調査費

対象施設の設計及び建築に必要な地盤調査に要する費用

ハ 建築設計費

建築設計に要する費用（工事監理費を含む。）で、業務報酬基準をもとに算出した額を標準とする。

二 土地整備費

イ 建築物除却費

地区内にある建築物及びそれに付属する工作物の解体除却工事に要する費用

ロ 整地費

建築物除却後の土地の整備に要する費用

ハ 仮設店舗等設置費

コア事業の施行により除却される建築物で営業し、又は居住している者が使用する仮設店舗等の費用で次に掲げるもの。ただし、①から⑥までのそれぞれの費目が表6-1に定める仮設店舗等標準単価表により算出した額を超える場合には、その額を限度とする。

- ① 仮設店舗等建設工事費（電気工事、給水工事、排水工事及びガス工事に要する費用で、それぞれの管理を他に移管する部分の工事又はこれらの工事の負担金として要する費用を含む。以下②及び③について同じ。）
- ② 仮設店舗等移設工事費
- ③ 仮設店舗等補修工事費

- ④ 仮設店舗等借上費
- ⑤ 仮設店舗等購入費
- ⑥ ①から⑤のほか、特に必要と認めて国土交通大臣の承認した次に掲げる費用
 - (イ) 借地権又は借家権取得費（ただし、おのおの当り仮設店舗等設置費を限度とする。）
 - (ロ) 用地造成費（ただし、平方メートル当り 2,000 円を限度とする。）
 - (ハ) 共同倉庫建設費（ただし、1,080 千円を限度とする。）

ニ 補償費等

次に掲げる土地整備に伴い通常生ずる損失の補償に要する費用で、「国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準」（平成 13 年 1 月 6 日国土交通省訓令第 76 号）及び建設省の直轄の公共事業の施行に伴う損失補償基準の運用方針（昭和 38 年 4 月 13 日付け建設省計発第 18 号）（以下 6－1 関係部分において「基準等」という。）に準じて算出したもの

- ① 建物補償費（地区内残留者の建物買収費相当額を含む。）
- ② 工作物補償費
- ③ 立竹木補償費
- ④ 動産移転補償費
- ⑤ 仮住宅補償費
- ⑥ 営業補償費
- ⑦ 地代家賃減収補償費
- ⑧ 移転雑費補償費
- ⑨ 地代補償費
- ⑩ その他農業補償費

- (注) 1. 「基準等」のうち「土地等の取得」又は「土地等の使用」とあるのは「土地整備」と読み替えること。
2. 「基準等」のうち「仮営業所の設置費用」を補償する場合はハ「仮設店舗等設置費」によること。ただし、「基準等」のうち「銀行、郵便局等公益性の強い事業」として、銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定する銀行、長期信用銀行法（昭和 27 年法律第 187 号）第 2 条に規定する長期信用銀行、信用金庫、信用協同組合、労働金庫、郵便局、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所（従前店舗等の延べ面積が 100 平方メートル以上のものに限る。）について、「仮営業所の設置の費用」を補償する場合にはこの限りでない。
3. 「基準等」における「借地代」のうち都市再開発法第 88 条第 1 項又は密集市街地整備法第 222 条第 1 項によるものについては、それぞれ同項の規定により期間を算出すること。

4. 「地区内残留者の建物買収費相当額」は、①「建物補償費」に準じて算出すること。

三 まちなか立地に伴い追加的に必要な施設整備費

イ 駐車場整備費

立体駐車場の整備に要する費用

ロ 施設内通行部分整備費

施設内通行部分（廊下、階段、エレベーター、エスカレーター及びホールで、そのうち個別の住宅、一般店舗、大規模小売店舗、事務所、ホテル等の用途に専用的又は閉鎖的に使用されるものを除く。）の整備に要する費用で、次の工事費算定式により算出したもの（ただし、別に積算が可能なものにあつては、この限りではない。）

$$\text{工事費算定式： } P = C \times \frac{S1}{S2} + E$$

P：施設内通行部分の整備に要する費用

C：対象施設の建築主体工事費（全体の建築工事費から屋内設備工事費及び屋外附帯工事費を除く。）

S1：基礎額の算定において対象となる施設内通行部分の床面積の合計

S2：対象施設の延べ面積

E：エレベーター及びエスカレーターの設備工事費

ハ 防音・防振工事費

周辺環境との関係から必要となるもの又は工場と住宅等を一体的に整備する場合に必要となる防音・防振工事に要する費用

ニ 電波障害防除設備設置費

電波障害防除施設（対象施設の建設によって、テレビ聴視障害を受けるコア事業地区外の区域へのテレビ共同聴視施設をいう。）の整備費のうち、共同アンテナ、配線及びその他の必要附帯設備の整備に要する費用

ホ 防災関連施設整備費

備蓄倉庫及び耐震性貯水槽の整備に要する費用

四 賑わい交流施設整備費

公益施設のうち地域の住民が随時利用でき、各種のイベント、展示、余暇活動等の地域住民相互の交流の場となる施設（多目的ホール、会議室、公民館、研修施設、展示場、活動スペース、屋内公開広場、学習室、情報センター、図書館等）の整備に要する費用

五 供給処理施設整備費、空地整備費等（市街地再開発事業等の対象要件を満たすものに限る。）

市街地再開発事業等の基礎額の算定において対象となる供給処理施設の整備に要する費用、空地の整備に要する費用等

六 施設購入費

都市機能導入施設の購入に要する費用のうち、一から五に相当する費用

2 空きビル再生支援

次に掲げる費用の合計の3分の1とする。

一 調査設計計画費

イ 事業計画作成費

- ① 地区内にある土地及び建物等の現況測量に要する費用
- ② 地区内にある土地及び建物等の現況調査に要する費用
- ③ 地区内にある土地及び建物等に関する権利の調査及び評価に要する費用
- ④ 対象施設の基本設計に要する費用で、業務報酬基準をもとに算出した額を標準とする。
- ⑤ 公園、広場、緑地、駐車場等特別に設計を要する場合について、建築敷地の設計に要する費用
- ⑥ 資金計画作成に要する費用

ロ 地盤調査費

対象施設の設計及び建築に必要な地盤調査に要する費用

ハ 建築設計費

建築設計に要する費用（工事監理費を含む。）で、業務報酬基準をもとに算出した額を標準とする。

二 改修工事費

認定基本計画に位置付けられた公益施設、住宅（各戸が2以上の居住室を有するものに限る。）又は商業等（多数の者が出入りし利用することが想定されるものに限る。以下6-1関係部分において同じ。）の機能の導入に係る既存建築物の整備費をいう。ただし、当該整備費に100分の23を乗じた額を限度とし、商業等に係る整備費については、商業等の専有する面積に2分の1を乗じた面積に係る整備費に限り対象とする。

三 共同施設整備費

空地等、供給処理施設その他の共同施設の整備に要する費用のうち、次に掲げるものをいう。ただし、本事業以外の他の国庫補助又は交付金を受けて整備した共同施設の撤去を伴う場合には、当該施設の残存価値を控除した額に限る。

イ 空地等整備費

- ① 通路の整備に要する費用
通路（公衆が対象施設の出入り等に利用する道をいう。）の整備費のうち、整地、側溝、舗装及び附帯設備の工事に要する費用
- ② 駐車施設の整備に要する費用
公衆が常時使用できる非営利的駐車施設の整備費のうち、整地、側溝、舗装及び附帯設備の工事に要する費用
- ③ 児童遊園の整備に要する費用
児童遊園の整備費のうち、整地、側溝、舗装、遊具等の設置及び附帯設備の工事に要する費用
- ④ 緑地の整備に要する費用

緑地の整備費のうち、造成、植栽及び附帯設備の工事に要する費用

⑤ 広場の整備に要する費用

広場の整備費のうち、整地、側溝、舗装及び附帯設備の工事に要する費用

⑥ 地区計画等に定められた施設の整備に要する費用

次に掲げる施設（道路法に定める道路を除く。）の整備費のうち用地費及び補償費（地区内残留者の用地費相当額及び建物買取費相当額を含む。）

(a) 都市計画法第 12 条の 5 第 3 項の規定による再開発等促進区を定める地区計画に定められた同条第 4 項第 2 号の施設で次のいずれかに該当するもの。

1) 密集市街地整備法第 3 条第 1 項の規定による防災再開発促進地区の区域、同法第 32 条第 1 項の規定による防災街区整備地区計画の区域若しくは (i) の住宅市街地の密集度の基準に該当するもののうち、(ii) の倒壊危険性又は (iii) の延焼危険性等の基準に該当するもの（これらと同等の水準を規定すると認められる基準に該当するものを含む。）として地方公共団体が定めた区域において整備されるもので、その面積がおおむね 500 平方メートル以上で、工事完了後、地方公共団体が管理するもの。

(i) 住宅市街地の密集度

1 ヘクタール当たり 80 戸以上の住宅が密集する一団の市街地であること（市街地の街区の特性を勘案して一戸当たりの敷地面積が著しく狭小な住宅（3 階建て以上の共同住宅を除く。）が大半（2 / 3 以上）を占める街区を含むものに限る。）

(ii) 倒壊危険性

大規模地震による倒壊危険性の高い住宅が過半を占めていること

(iii) 延焼危険性及び避難、消火等の困難性

耐火に関する性能が低い住宅が大半（2 / 3 以上）を占めており、かつ、幅員 4 m 以上の道路に適切に接していない敷地に建つ住宅が過半を占めていることに該当するもの

2) 面積がおおむね 1,000 平方メートル以上のもの

(b) 密集市街地整備法第 32 条第 1 項の規定による防災街区整備地区計画に定められた同条第 2 項第 2 号の施設

ロ 供給処理施設整備費

① 給水施設の整備に要する費用

給水の用に供する施設のうち、外部の給水幹線、ポンプ施設及び水槽（高置式、中間式、地下式をいう。以下 6 - 1 関係部分において同じ。）相互をつなぐ管路、ポンプ施設並びに水槽の整備に要する費用

② 排水施設の整備に要する費用

排水の用に供する施設のうち、外部の下水道本管、ポンプ施設及び

処理施設相互をつなぐ管路、ポンプ施設並びに処理施設の整備に要する費用

③ 電気施設の整備に要する費用

配電の用に供する施設のうち、外部の幹線、受変電設備及び自家発電設備相互をつなぐケーブル、受変電設備並びに自家発電設備の整備に要する費用

④ ガス施設の整備に要する費用

ガス供給の用に供する施設のうち、外部の本管、ガスガバナー相互をつなぐ管路及びガスガバナーの整備に要する費用

⑤ 電話施設の整備に要する費用

電話施設のうち、外部の電話幹線、配線盤相互をつなぐケーブル及び配線盤の整備に要する費用

⑥ ごみ処理施設の整備に要する費用

ごみ処理の用に供する施設のうち、共同貯じん槽、共同ごみ搬送設備及び共同ごみ圧縮設備の整備に要する費用

⑦ 情報通信施設の整備に要する費用

情報通信施設のうち、外部の情報通信幹線、電子交換器相互をつなぐケーブル、配線盤及び電子交換器の整備に要する費用

⑧ 熱供給施設の整備に要する費用

熱供給施設のうち、プラント、プラント及び熱交換器（これに類する機器を含む。以下6-1関係部分において同じ。）相互をつなぐ管路並びに熱交換器の整備に要する費用

ハ その他の施設整備費

① 消防施設の整備に要する費用

消防の用に供する施設のうち、消火及び警報の施設の整備に要する費用

② 避難施設等の整備に要する費用

避難施設等のうち、排煙設備、非常用照明装置、防火戸（道路、階段及び出入口に設けるものをいう。）及びヘリコプターの緊急離着陸場の施設の整備に要する費用並びにヘリコプターの緊急離着陸場を設置することによる構造補強に要する費用

③ 電波障害防除施設の整備に要する費用

電波障害防除施設（対象施設の建設によって、テレビ聴視障害を受ける地区外の区域へのテレビ共同聴視施設をいう。）の整備費のうち、共同アンテナ、配線及びその他の必要附帯設備の整備に要する費用

④ 監視装置の整備に要する費用

監視装置（防犯カメラ、防犯システム等を含む。）の整備に要する費用のうち、給水施設、受変電設備、消防施設、エレベーター、エントランス、駐車場等に係る監視装置の整備に要する費用

⑤ 避雷設備の整備に要する費用

⑥ 立体的遊歩道、人工地盤等の施設の整備に要する費用

⑦ 電気室及び機械室の建設に要する費用

⑧ 共用通行部分の整備に要する費用

共用通行部分（廊下、階段、エレベーター、エスカレーター及びホールで、そのうち個別の住宅、一般店舗、大規模小売店舗、事務所、ホテル等の用途に専用的又は閉鎖的に使用されるものを除く。）の整備に要する費用で、次の工事費算定式により算出したもの（ただし、別に積算が可能なものにあつては、この限りではない。）

$$\text{工事費算定式： } P = C \times \frac{S1}{S2} + E$$

P：共用通行部分の整備に要する費用

C：対象施設の建築主体工事費（全体の建築工事費から屋内設備工事費及び屋外附帯工事費を除く。）

S1：基礎額の算定において対象となる共用通行部分の床面積の合計

S2：対象施設の延べ面積

E：エレベーター及びエスカレーターの設備工事費

⑨ 駐車場の整備に要する費用

駐車場整備の必要性の高い地区における駐車場の整備に要する費用（ただし、駐車場を特定の者の専用として処分する場合は、当該費用からその処分価額を減じて得た額を駐車場の整備に要する費用とみなす。）

⑩ 歴史的建築物等の再生に要する費用

歴史的建築物等の構造の補強に要する費用

⑪（対象施設の中の）公共用通路の整備に要する費用

都市交通への円滑な通行の確保に資する日常的に一般開放される通路の整備に要する費用で、次の工事費算定式により算出したもの。

$$\text{工事費算定式： } P = \left(C \times \frac{S1}{S2} + E \right) \times \frac{3}{4}$$

P：公共用通路の整備に要する費用

C：対象施設の建築主体工事費（全体の建築工事費から屋内設備工事費及び屋外附帯工事費を除く。）

S1：基礎額の算定において対象となる公共用通路の床面積の合計

S2：対象施設の延べ面積

E：エレベーター及びエスカレーターの設備工事費

⑫ 高齢者等生活支援施設の整備に要する費用

誰もが円滑に利用できる便所（高齢者、障害者その他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者等が円滑に利用できるものとし、特定の施設で独占的に使用するものを除く。）、緊急連絡装置及び子育て支援に資する施設の整備に要する費用

⑬ 共用搬入施設の整備に要する費用

共用搬入施設（リフト等の貨物搬送用の施設及び荷捌きスペースをいう。）の整備に要する費用

⑭ 防音・防振工事に要する費用

周辺環境との関係から必要となるもの又は工場と住宅等を一体的に整備する場合に必要な防音・防振工事に要する費用

⑮ 防災関連施設の整備に要する費用

備蓄倉庫及び耐震性貯水槽の整備に要する費用

⑯ 集会所、管理事務所及びサービスフロントの整備に要する費用

四 賑わい交流施設整備費

公益施設のうち地域の住民が随時利用でき、各種のイベント、展示、余暇活動等の地域住民相互の交流の場となる施設（多目的ホール、会議室、公民館、研修施設、展示場、活動スペース、屋内公開広場、学習室、情報センター、図書館等）の整備に要する費用

五 施設購入費

認定基本計画に位置付けられた公益施設、住宅（各戸が2以上の居室を有するものに限る。）又は商業等の機能の導入に係る既存建築物又はその一部の購入費のうち、次に掲げるものをいう。

① 駐車場購入費

立体駐車場の購入に要する費用

② 施設内通行部分購入費

施設内通行部分（廊下、階段、エレベーター、エスカレーター及びホールで、そのうち個別の住宅、一般店舗、大規模小売店舗、事務所、ホテル等の用途に専用的又は閉鎖的に使用されるものを除く。）の購入に要する費用で、次の算定式により算出したもの（ただし、別に積算が可能なものにあつては、この限りではない。）

$$\text{購入費算定式： } P = C \times \frac{S1}{S2}$$

P：施設内通行部分の購入に要する費用

C：対象施設の購入費

S1：対象施設全体における施設内通行部分の床面積の合計

S2：対象施設全体の延べ面積

③ 電波障害防除設備購入費

電波障害防除施設（対象施設の建設によって、テレビ聴視障害を受けるコア事業地区外の区域へのテレビ共同聴視施設をいう。）のうち、共同アンテナ、配線及びその他の必要附帯設備の購入に要する費用

④ 防災関連施設購入費

備蓄倉庫及び耐震性貯水槽の購入に要する費用

⑤ 賑わい交流施設購入費

賑わい交流施設の購入に要する費用

3 賑わい空間施設整備

次に掲げる費用の合計の3分の1とする。

一 調査設計計画費

イ 事業計画作成費

- ① 地区内にある土地及び建物等の現況測量に要する費用
- ② 地区内にある土地及び建物等の現況調査に要する費用
- ③ 地区内にある土地及び建物等に関する権利の調査及び評価に要する費用
- ④ 公開空地の設計に要する費用
- ⑤ 資金計画作成に要する費用
- ロ 地盤調査費
対象施設の設計及び建築に必要な地盤調査に要する費用
- 二 建築物除却費
地区内にある建築物及びそれに付属する工作物の解体除却工事に要する費用
- 三 公開空地整備費
事業実施計画（暮らし・にぎわい再生事業に係る部分に限る。以下6-1 関係部分において同じ。）に定められたおおむね10年以上利用される公開空地の整備に要する費用
- 四 施設購入費
賑わい空間施設の購入に要する費用のうち、一から三に相当する費用
- 4 計画コーディネート支援
次に掲げる費用の合計の3分の1とする。
 - 一 暮らし・にぎわい再生事業に関する計画の作成に要する費用（交付期間は最初の交付決定のあった年度から5年間かつ通算3年間を限度とする。）
 - イ 住民意向調査等
住民の意向調査、住民に対する計画の広報及びまちづくりの啓発活動
 - ロ コンサルタント派遣
住民による中心市街地における暮らし・にぎわいの再生に関する研究、意見の調整等に資するコンサルタント派遣
 - ハ 暮らし・にぎわい再生事業に関する計画の作成
各街区の整備方針、対象施設、建築敷地及び公共施設の整備計画の概要等の作成
 - 二 コーディネート業務に要する費用（総事業費は60,000千円を限度とし、交付期間は最初の交付決定のあった年度から5年間を限度とする。）
 - イ まちづくり活動支援
まちづくり組織の立ち上げ及び活動支援、住民に対するまちづくりの啓発、人材育成、住民の意見の調整
 - ロ 計画立案・調整
土地利用計画並びに対象施設、建築敷地及び公共施設の整備計画の作成のための調査、整備手法及び整備手順の検討、関係機関等との調整

5 関連空間整備

次に掲げる費用の合計の3分の1とする。

一 駐車場の整備費

事業実施計画に定められた駐車場の整備費。ただし、対象施設に係るコア事業の区域内に設置されるものと代替関係にある駐車場については、標準駐車場条例（平成6年1月20日付け建設省都再発第3号都市局長通達）による附置義務相当分（大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第4条第1項に基づく大規模店舗が配慮すべき事項に関する指針に基づく必要台数が標準駐車場条例による附置義務台数を上回る場合は、当該必要台数分とする。）の整備費に限るものとし、それ以外の駐車場については、1事業地区当たりおおむね500台の駐車場の整備に要する費用を限度とし、当該駐車場の整備に要する費用の4分の1に相当する額を限度とする。

二 緑化施設等の整備費

事業実施計画に定められた植栽・緑化施設、せせらぎ・カスケード、カラー舗装・石畳、照明施設、ストリートファニチャー・モニュメント等の整備費

三 施設購入費

関連空間の購入に要する費用のうち、一及び二に相当する費用

四 公開空地整備費（平成20年度末までに国土交通大臣の同意を得た暮らし・にぎわい再生事業計画に記載されたものに限る。）

暮らし・にぎわい再生事業計画に定められた公開空地の整備費

6 第1項、第2項及び第3項の調査設計計画に係る事業の全部又は一部について当該事業を行う者が直営で行う場合は当該事業に要する人件費、旅費及び庁費を計上するものとする。

7 第1項第2号に規定する土地整備費については、協定等により事業の一体性・連続性が確保される場合に限り、その他の施設整備と異なる主体が行うものについて交付の対象とする。

8 次の要件に該当する都市機能導入施設に係るコア事業については、第1項又は第2項に掲げる基礎額の算定において、「3分の1」を「5分の2」と読み替えるものとする。

一 認定基本計画に位置付けられた公益施設の延べ面積の合計が都市機能導入施設の専有部分の延べ面積の合計の10分の1以上であること。

二 認定基本計画に位置付けられた公益施設、住宅（各戸が2以上の居室を有するものに限る。）、商業等の延べ面積の合計が、都市機能導入施設の専有部分の延べ面積の合計の3分の2以上であること。この場合において、商業等の延べ面積の合計については、当該面積に2分の1を乗じた数値を用いるものとする。

表 6-1 仮設店舗等設置費標準単価表

構造／耐用年数	1年	2年	3年	4年	5年
木造	1,880	1,970	—	—	—
軽量鉄骨 スチールパイプ 造	1,920	2,090	2,220	2,390	2,510

(単位：千円／戸)

7. 雑則

- 1 この要綱の施行（令和4年4月1日）の際、現に事業着手しているものについては、なお従前の例による。
- 2 この要綱の施行（令和6年4月1日）の際、現に事業着手しているものについては、なお従前の例による。

6-2 都市防災推進事業

わが国の都市構造を安全で安心な都市生活を実現できるものへと再構築するため、市街地の防災性の向上を図るため行われる、次に掲げる事業をいう。

① 都市防災総合推進事業

市街地の防災性の向上を図るため、都市の防災構造化、住民の意識向上等を総合的に推進する事業

② 宅地耐震化推進事業

大地震時等における大規模盛土造成地の滑動崩落及び宅地の液状化による被害を防止するため、大規模盛土造成地等の変動予測調査及び防止対策を推進する事業

③ 盛土緊急対策事業

盛土の崩落による被害を防止するため、盛土の安全性把握のための調査及び対策工事等を推進する事業

6-2-（1） 都市防災総合推進事業

1. 交付金事業者

沖縄県

2. 定義

都市防災総合推進事業とは、次の第1項から第5項までに定める事業をいう。その他6-2-（1）関係部分における用語の定義は、次の第6項から第9項までに定めるところによる。

- 1 「災害危険度判定調査」とは、地震等による都市災害を対象として防災上重点的かつ緊急に整備を要する地域を明確にし、住民等の防災意識の高揚等を図るために行う事業をいう。
- 2 「盛土による災害防止のための調査」とは盛土等に伴う災害の発生のおそれがある区域の把握及び既存の危険な盛土の把握のために必要な調査を行う事業をいう。
- 3 「事前復興まちづくり計画策定支援」とは、地方公共団体が、被災時の早期かつ的確な復興を可能にするための事前計画を策定する事業及び都道府県がガイドライン策定等により市区町村の事前復興まちづくり計画の策定を支援する事業をいう。
- 4 「地区公共施設等整備」とは、地区の防災性向上のために施行する次に掲げる施設の事業計画の策定及び整備に関する事業をいう。
 - 1) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号。以下「密集市街地整備法」という。）第3条第1項に規定する防災街区整備方針に即して都市施設として整備する公園又は緑地（以下「都市施設公園」という。）
 - 2) 次に掲げる要件に該当する道路、公園、緑地、広場その他の施設（以下「地区公共施設」という。）
 - イ 道路、公園、緑地、広場その他の公共空地となるものであること。
 - ロ 都市計画法第4条第9項に規定する地区計画等についての都市計画において地区施設として定められているなど、住民等の合意形成がなされた整備計画に位置付けられていること。
 - ハ 防災上危険な市街地の安全性の向上のために、緊急に整備する必要のある施設又は著しい効果が期待できる施設であること。
 - 3) 次に掲げる要件に該当する災害時の住民等の緊急的な避難に必要な施設（以下、「地区緊急避難施設」という。）
 - イ 災害対策基本法第49条の4に規定する指定緊急避難場所であること（市町村長が指定することが確実である施設を含む。）。
 - ロ 災害対策基本法第42条第3項に規定されている地区防災計画等の市町村内の一定の地区内の住民等の避難や防災に関する計画に位置付けられていること。
 - ハ 避難人数等を勘案し、指定緊急避難場所に必要な最低限の機能（感染症対策に資する機能を含む。）として整備するものであること（既存の指定緊急避難場所の機能の強化を図るために整

備するものを含む)。

- 5 「都市防災不燃化促進」とは、沖縄県が耐火建築物又は準耐火建築物の建築を行う者等に対し、当該建築物の建築に要する費用の一部等を補助する事業（以下「不燃化促進」という。）及び沖縄県が行う不燃化促進のための現況調査、住民意向調査、並びに地区整備に関する基本方針、事業計画（整備手法、年次計画）、建築物共同化計画の作成等に関する事業（以下「不燃化促進調査」という。）をいう。
- 6 「大規模地震発生の可能性の高い地域」とは、大規模地震対策特別措置法第3条第1項の規定により指定された地震防災対策強化地域又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ地震特措法」という。）第3条第1項の規定により指定された南海トラフ地震防災対策推進地域をいう。
- 7 「災害の危険性が高い区域」とは、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域（同法第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域を含む）、水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項に規定する洪水浸水想定区域、同法第14条の2第1項に規定する雨水出水浸水想定区域、同法第14条の3第1項に規定する高潮浸水想定区域、津波防災地域づくりに関する法律第10条第2項に規定する推進計画区域、同法第53条第1項に規定する津波災害警戒区域（同法第72条第1項に規定する津波災害特別警戒区域を含む）又は活動火山対策特別措置法第3条第1項に規定する火山災害警戒地域等の国又は地方公共団体により災害の発生の危険性が明示され、警戒避難体制がとられている区域（指定等が確実である区域を含む。）をいう。
- 8 「市街地」とは、都市計画区域内及び同区域外の独立した家屋が10戸以上隣接している地域をいう。
- 9 「地震に強い都市づくり推進五箇年計画」とは、市町村が策定する地震防災対策として今後5箇年で緊急に整備すべき事業の整備計画で、次の各号に掲げる事項を記載したものをいう。
 - 1) 地区の概要
 - 2) 整備目標
 - 3) 地震防災対策の概要
 - 4) その他必要な事項

3. 交付対象要件

- 1 災害危険度判定調査、事前復興まちづくり計画策定、地区公共施設等整

備は、次のいずれかに該当する地区（地区公共施設等整備については、当該地区からの避難のために地区外において整備する必要がある場合は、隣接する区域を含む。）において行うものとする。ただし地区公共施設等整備は、都市防災に関する計画（地方公共団体が既に実施したこれと同等の調査を含む。）を踏まえて、防災上特に対策が必要とされる地区において行うものとする。

- 一 大規模地震発生の可能性の高い地域（地区公共施設等整備については市街地に限る。）
 - 二 住生活基本計画（全国計画）（令和3年3月19日閣議決定）に基づく地震時等に著しく危険な密集市街地（以下6-2-(1)関係部分において「重点密集市街地」という。）を含む市町村（地区公共施設等整備に限る。）
 - 三 直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区
 - 四 災害の危険性が高い区域を含む市街地
- 2 都市防災不燃化促進は、不燃化促進調査については次の要件のいずれかに該当する地区において、不燃化促進については次の要件のいずれかに該当する地区内で施行区域のある地方公共団体が定める不燃化促進区域において行うものとする。
- 一 大規模地震発生の可能性の高い地域（大規模地震対策特別措置法第3条第1項の規定により指定された地震防災対策強化地域又は南海トラフ地震特措法第3条第1項の規定により指定された南海トラフ地震防災対策推進地域内の人口概ね10万人以上の市。）
 - 二 県庁所在の市
 - 三 重点密集市街地を含む市
 - 四 直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区

4. 事業実施計画への記載事項

- 1 本事業を行おうとする地方公共団体は、事業実施計画に、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 地区の課題及び事業の目的
 - 二 事業期間中の事業実施箇所と整備内容
 - 三 事業期間中の事業実施箇所における概算事業費

5. 交付対象事業

本事業の交付の対象となる事業は、次に掲げる災害危険度判定調査、盛土による災害防止のための調査、事前復興まちづくり計画策定支援、地区公共

施設等整備及び都市防災不燃化促進をいう。

- 1 災害危険度判定調査は、次の要件に該当するものを対象とする。
 - 一 延焼危険度に関する調査
 - 二 避難危険度に関する調査
 - 三 その他地域の特性に鑑みて必要となる調査
- 2 盛土による災害防止のための調査は、盛土等に伴うがけ崩れ又は土砂の流出のおそれがある土地に関する地形、地質の状況等及び既存の危険な盛土の分布等に関する調査を対象とする。
- 3 事前復興まちづくり計画策定支援は、事前復興まちづくり計画策定に要する費用及び都道府県によるガイドライン策定等の市区町村の事前復興まちづくり計画策定を支援する取組に要する費用を対象とする。
- 4 地区公共施設等整備は、次の要件に該当するものを対象とする。
 - 一 事業計画の作成
 - イ 現況調査費
計画作成区域の現況調査に要する費用
 - ロ 基本設計費
都市施設公園、地区公共施設又は地区緊急避難施設の基本設計に要する費用
 - ハ 事業計画作成費
事業計画の作成に要する費用
 - 二 都市施設公園、地区公共施設、地区緊急避難施設の整備
 - イ 測量試験費
事業施行に必要な測量、建物調査等に要する費用
 - ロ 実施設計費
都市施設公園、地区公共施設、地区緊急避難施設の実実施設計に要する費用
 - ハ 工事費
都市施設公園、地区公共施設、地区緊急避難施設の工事に要する費用（道路については幅員4メートル以上のものに限る。）
 - ニ 用地費
都市施設公園、地区公共施設、地区緊急避難施設の整備に必要な用地の取得費用（道路については幅員4メートルを超える部分に限る。ただし、津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項に規定する津波災害警戒区域（同法第72条第1項に規定する津波災害特別警戒区域を含む）を含む市街地（南海トラフ地震特措法第10条第1項の規定により指定された南海トラフ地震津波避難対策特別

強化地域又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第9条第1項の規定により指定された日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域以外の地域は、令和11年度末までに国に提出される社会資本総合整備計画に基づく事業に限る）において整備される道路であって、周辺における避難路の整備状況等を勘案して、津波の発生時における円滑な避難の確保のために国が必要と認めるものについては、この限りでない。）

ホ 補償費

都市施設公園、地区公共施設、地区緊急避難施設の用地取得に付随する補償に要する費用（道路については幅員6メートル以上（津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項に規定する津波災害警戒区域（同法第72条第1項に規定する津波災害特別警戒区域を含む）を含む市街地（南海トラフ地震特措法第10条第1項の規定により指定された南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第9条第1項の規定により指定された日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域以外の地域は、令和11年度末までに国に提出される社会資本総合整備計画に基づく事業に限る）において整備される道路であって、周辺における避難路の整備状況等を勘案して、津波の発生時における円滑な避難の確保のために国が必要と認めるものについては幅員4メートル以上）のもの、都市施設公園及び地区公共施設の道路以外については敷地内に耐震性貯水槽、備蓄倉庫等の災害応急対策施設を整備するものに限る。）

三 避難経路の整備に係る交付対象の特例

重点密集市街地からの迅速な避難の確保のために必要な避難経路を整備する場合は、当該避難経路の用地に転換する事を目的として取得する当該避難経路の近隣の土地（以下「避難経路転換用地」という。）の取得等に係る以下の費用を交付の対象とすることができる。

イ 用地費

避難経路転換用地の取得費用

ロ 補償費

避難経路転換用地の取得に付随する補償に要する費用

この場合において、社会資本総合整備計画に次の①から⑤に掲げる事項を定めた避難経路緊急整備計画を記載するものとする。

- ① 避難経路の整備方針
- ② 避難経路及び避難経路転換用地の位置
- ③ 避難経路の整備に要する費用
- ④ 計画期間
- ⑤ その他必要な事項

四 省エネ基準等について

次に掲げる要件に該当していなければならない。ただし、令和6年度末までに国に提出されている社会資本総合整備計画に基づく事業はこの限りでない。

- イ 新築する住宅及び建築物は、原則として省エネ基準（※1）に適合することとする。
- ロ 地方公共団体が新築する建築物は、原則として ZEB 水準（※2）に適合することとする。

（※1）建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下「省エネ基準」という。）に適合すること（ただし、建築物省エネ法第18条により適用除外となる建築物を除く）。

（※2）再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が、省エネ基準の基準値から用途に応じて30%削減又は40%削減（小規模（300㎡未満）は20%削減）となる省エネ性能の水準に適合すること（ただし、建築物省エネ法第18条により適用除外となる建築物を除く）。

5 都市防災不燃化促進は、次の要件に該当するものを対象とする。

一 不燃化促進調査

不燃化促進調査は、次の1)及び2)に掲げる基準に該当する地区におけるイからハまでの費用を対象とする。

- 1) 次のいずれかに該当する区域のうち、早急に不燃化を図る必要があると認められる土地の区域であること。
 - (a) 災害対策基本法第2条第十号の地域防災計画などの都市防災に関する計画に定められた避難地、避難路、若しくは延焼遮断帯の周辺又は避難地の区域
 - (b) 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項に規定する被災市街地復興推進地域における幅員15メートル以上の道路（以下6-2-(1)関係部分において「被災市街地復興

興推進地域内道路」という。) 周辺の区域

(c) 密集市街地整備法第3条第1項に規定する防災街区整備方針に定められた道路、公園、緑地、広場その他の公共空地となる施設(以下6-2-(1)関係部分において「防災街区整備方針に規定する施設」という。)の周辺の区域

(d) 密集市街地整備法第32条第2項に規定する特定地区防災施設周辺の区域

2) 該地区について防火地域(防火地域に準じる規制地域を含む。)に関する都市計画が決定され、又、決定されることが確実であること。イ 現況調査費

(a) 宅地建物、権利関係等の現況調査に要する費用

(b) 宅地建物台帳作成に要する費用

ロ 推進調整費

(a) 住民意向調査費

地区整備に対する意見、建替え等に関する意向の調査に要する費用

(b) 計画推進費

整備手法、整備主体等の調整の調査に要する費用

ハ 計画作成費

(a) 地区整備に関する基本方針作成に要する費用

(b) 整備手法、年次計画等の事業計画の作成に要する費用

(c) 建築物共同化計画の作成に要する費用

二 不燃化促進

不燃化促進は、(1)不燃化促進区域において(2)地区整備指針に基づき(3)対象建築物の建築及び建築物の除却を行う者に対する、イからチまでの費用を対象とする。

(1) 不燃化促進区域

施行区域のある地方公共団体は、次の各号に該当する土地の区域を、不燃化促進区域として指定することができる。また、不燃化促進区域を指定又は変更したときは、速やかにその区域を告示しなければならない。

1) 次のいずれかに該当する区域のうち、早急に不燃化を図る必要があると認められる土地の区域であること。

(a) 災害対策基本法第2条第十号の地域防災計画などの都市防災に関する計画に定められた避難地、避難路、若しくは延焼遮断帯の周辺又は避難地の区域

(b) 被災市街地復興推進地域内道路周辺の区域

- (c) 防災街区整備方針に規定する施設周辺の区域
 - (d) 密集市街地整備法第32条第2項に規定される特定地区防災施設周辺の区域
- 2) 都市防災不燃化促進調査又は地方公共団体が実施した調査でこれと同程度の内容が定められていると認められる調査が実施された土地の区域であること。
- 3) 避難地、避難路及び延焼遮断帯に係るものにあつては防火地域（防火地域に準じる規制地域を含む。）又は密集市街地整備法第31条第1項に規定する特定防災街区整備地区内、被災市街地復興推進地域内道路及び防災街区整備方針に規定する施設に係るものにあつては防火地域又は準防火地域内で次に掲げる要件のいずれかに該当し、建替意向調査等を踏まえ、概ね10年以内に当該区域のほぼ70パーセント以上の部分に耐火建築物が建築された場合と同程度の安全性を耐火建築物又は準耐火建築物が建築されることにより確保できることが確実であると認められる土地の区域であること。
- (a) 建築基準法第69条の規定により締結された建築協定において、建築物を地階を除く階数が2以上の耐火建築物又は準耐火建築物とする旨が定められていること。
 - (b) 都市計画法第8条第1項第3号に規定する高度利用地区又は高度地区の区域（高度地区にあつては建築物の高さの最低限度を7メートル以上とすることが定められているものに限る。）内にあること。
 - (c) 特定防災街区整備地区の区域（建築物の高さの最低限度が定められているものに限る。）内にあること。
 - (d) 都市計画法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画が定められている区域のうち、同法第12条の5第2項に規定する地区整備計画が定められている区域（当該地区整備計画において建築物の高さの最低限度を7メートル以上とすることが定められており、かつ、建築基準法第68条の2第1項の規定に基づく条例で当該事項に関する制限が定められているものに限る。）内にあること。
- 4) 特定地区防災施設に係るものにあつては、密集市街地整備法第32条第2項第2号に規定する特定建築物地区整備計画の区域内であつて、当該計画において次の事項が定められている区域であること。
- (a) 建築物の構造を耐火建築物又は準耐火建築物とすること。
 - (b) 建築物の高さの最低限界を5メートル以上とすること。
- 5) 特定地区防災施設に係るものを除き、概ね1.5ヘクタール以上

の一団の土地の区域であること。

- 6) 次の要件のいずれかを満たす区域であること
- (a) 避難路に係るものにあつては避難路の境界から概ね30メートルの範囲の土地の区域
 - (b) 避難地に係るものにあつては後背市街地の状況等を勘案して避難地の安全を確保するため建築物の不燃化が必要であると認められる土地の区域
 - (c) 延焼遮断帯及び被災市街地復興推進地域内道路に係るものにあつては後背市街地の状況及び道路等の幅員等を勘案して火災の延焼拡大を防止するため建築物の不燃化が必要であると認められる土地の区域
 - (d) 防災街区整備方針に規定する施設に係るものにあつては後背市街地の状況等を勘案して延焼により生ずる被害の軽減及び避難上必要な機能の確保のために不燃化が必要であると認められる土地の区域
 - (e) 特定地区防災施設に係るものにあつては特定地区防災施設の機能を確保するために不燃化が必要であると認められる土地の区域

(2) 地区整備指針

不燃化促進区域ごとに次に掲げる事項を記載したものをいう。

- ① 地区の整備構想に関する事項
- ② 建築物の建築に関する事項
- ③ 都市基盤整備に関する事項

(3) 対象建築物

次に掲げる要件に該当する耐火建築物又は準耐火建築物とする。

- ① 不燃化促進区域の指定が行われた年度から概ね10箇年間に建築されるものであること。
- ② 不燃化促進区域ごとに定めた地区整備指針に適合しており、かつ、地階を除く階数が2以上であること。

イ 一般建築助成費

対象建築物を建築する者（ただし、ロからへまでに該当する者を除く。）に対する補助に要する費用。ただし、当該費用が対象床面積に応じ、耐火建築物の場合表6-2-(1)-1、準耐火建築物の場合表6-2-(1)-2にそれぞれ定める額の合計額を超える場合は、一般建築助成費は、各区分の額を上限とする。

ロ 大都市地域住宅供給型一般建築助成費

次の要件を充たす建築物を建築する者（ただし、ハからへまでに該当する者を除く。）に対する補助に要する費用。

(a) 平成17年度までに定められた、住生活基本法（平成18年法律第61号）附則第8条の規定による改正前の大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号。以下「大都市法」という。）第3条の3第2項第4号に規定する「住宅及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域」に係る地区（以下6-2-(1)関係部分において「重点供給地域」という。）内にあること。

(b) 延べ面積の3分の2以上が住宅の用に供されるものであること。

(c) 自己使用部分を除く住宅が8戸以上あること。

ただし、当該費用が対象床面積に応じ、耐火建築物の場合表6-2-(1)-3、準耐火建築物の場合表6-2-(1)-4にそれぞれ定める額の合計額を超える場合は、大都市地域住宅供給型一般建築助成費は、各区分の額を上限とする。

ハ 共同建築助成費

次のいずれかの要件に該当する者（ただし、ニからへまでに該当する者を除く。）に対する補助に要する費用。ただし、当該費用が対象床面積に応じ、耐火建築物の場合表6-2-(1)-5、準耐火建築物の場合表6-2-(1)-6にそれぞれ定める額の合計額を超える場合は、共同建築助成費は、各区分の額を上限とする。

(a) 敷地面積200平方メートル以上の建築物を数人共同して建築する者

(b) 敷地面積の合計が200平方メートル以上となる複数の敷地において、一体性に配慮した設計に基づき各個の敷地で対象建築物を建築する者

ニ 大都市地域住宅供給型共同建築助成費

ハの(a)又は(b)の要件に該当する者（ただし、ホ及びへに該当する者を除く。）のうち、次の要件を充たす建築物を建築する者に対する補助に要する費用

(a) 重点供給地域にあること

(b) 延べ面積の3分の2以上が住宅の用に供されるものであること。

(c) 自己使用部分を除く住宅が4戸以上あること。

ただし、当該費用が対象床面積に応じ、耐火建築物の場合表6-2-(1)-7、準耐火建築物の場合表6-2-(1)-8にそれぞれ定める額の合計額を超える場合は、大都市地域住宅供給型共同建築助成費は、各区分の額を上限とする。

ホ 防災環境軸形成型建築助成費

密集市街地整備法に基づく防災再開発促進地区内（地区内の平均敷地面積が100平方メートル未満のものに限る。）及び同地区に隣接する避難地・避難路・延焼遮断帯を形成する地区（以下6-2-（1）関係部分において「防災環境軸」という。）に係る建築物を建築する者（ただし、へに該当する者を除く。）に対する補助に要する費用。ただし、当該費用が対象床面積に応じ、耐火建築物の場合表6-2-(1)-5、準耐火建築物の場合表6-2-(1)-6にそれぞれ定める額の合計額を超える場合は、防災環境軸形成型建築助成費は、各区分の額を上限とする。

へ 防災環境軸形成・大都市地域住宅供給型建築助成費

ロの(a)から(c)までの要件に該当する者のうち、防災環境軸に係る建築物を建築する者に対する補助に要する費用。ただし、当該費用が対象床面積に応じ、耐火建築物の場合表6-2-(1)-7、準耐火建築物の場合表6-2-(1)-8にそれぞれ定める額の合計額を超える場合は、防災環境軸形成・大都市地域住宅供給型建築助成費は、各区分の額を上限とする。

ト 建築物除却費

不燃化促進区域内にある建築物及びそれに付随する工作物の解体除却工事に要する費用

チ 補償費

次に掲げる不燃化促進の実施に付随する補償に要する費用

- ① 動産移転料
- ② 仮住居等に要する費用
- ③ 移転雑費

三 省エネ基準等について

第4項の四号と同様とする。

6. 交付対象要件等の特例

1 地震に強い都市づくり推進五箇年計画に位置付けられた以下の各号に掲げる事業については、別に定めるところにより交付対象施設等の特例を設けることができる。

- 一 都市再生土地区画整理事業
- 二 市街地再開発事業
- 三 防災街区整備事業

7. 都市防災総合推進事業に係る基礎額

- 1 災害危険度判定調査、盛土による災害防止のための調査、事前復興まちづくり計画策定支援については、当該調査に要する費用の3分の1とする。ただし、盛土による災害防止のための調査に関しては、既存の危険な盛土の把握のために必要な調査を令和6年度までに開始した地方公共団体であって、調査内容及び調査期間が明示された調査計画を作成した地方公共団体については、令和10年度までに限り2分の1とする。
- 2 地区公共施設等整備（5. の第4項第三号の特例により交付対象事業となるものを含む。）については、当該事業に要する費用（用地費を除く。）の2分の1とし、用地費の3分の1（流域治水型の原形復旧による地区公共施設等の整備に要する用地費については2分の1）とする（5. の第4項第三号の特例を受ける場合は、避難経路の整備に係る基礎額と避難経路転換用地の取得等に係る基礎額の合計額は、避難経路の整備に係る基礎額を限度とする。）。
- 3 都市防災不燃化促進のうち不燃化促進調査については、当該事業に要する費用の3分の1、不燃化促進については、当該事業に要する費用の2分の1とする。

表13-(1)①-1 一般建築助成額表(耐火建築物)

a) 対象床面積		b) 金額	a) 対象床面積		b) 金額	a) 対象床面積		b) 金額
㎡以上	㎡未満	千円	㎡以上	㎡未満	千円	㎡以上	㎡未満	千円
～	5	0	120	～ 130	3,072	380	～ 400	7,104
5	～ 10	128	130	～ 140	3,328	400	～ 420	7,360
10	～ 15	256	140	～ 150	3,584	420	～ 440	7,616
15	～ 20	384	150	～ 160	3,840	440	～ 460	7,872
20	～ 25	512	160	～ 170	4,096	460	～ 480	8,128
25	～ 30	640	170	～ 175	4,352	480	～ 500	8,384
30	～ 35	768	175	～ 180	4,480	500	～ 550	8,640
35	～ 40	896	180	～ 200	4,544	550	～ 600	9,024
40	～ 45	1,024	200	～ 220	4,800	600	～ 650	9,408
45	～ 50	1,152	220	～ 240	5,056	650	～ 700	9,792
50	～ 60	1,280	240	～ 260	5,312	700	～ 750	10,176
60	～ 70	1,536	260	～ 280	5,568	750	～ 800	10,560
70	～ 80	1,792	280	～ 300	5,824	800	～ 850	10,944
80	～ 90	2,048	300	～ 320	6,080	850	～ 900	11,328
90	～ 100	2,304	320	～ 340	6,336	900	～ 950	11,712
100	～ 110	2,560	340	～ 360	6,592	950	～ 1,000	12,096
110	～ 120	2,816	360	～ 380	6,848	1,000	～	12,480

表13-(1)①-2 一般建築助成額表(準耐火建築物)

a) 対象床面積		b) 金額	a) 対象床面積		b) 金額	a) 対象床面積		b) 金額
㎡以上	㎡未満	千円	㎡以上	㎡未満	千円	㎡以上	㎡未満	千円
～	5	0	120	～ 130	2,352	380	～ 400	5,439
5	～ 10	98	130	～ 140	2,548	400	～ 420	5,635
10	～ 15	196	140	～ 150	2,744	420	～ 440	5,831
15	～ 20	294	150	～ 160	2,940	440	～ 460	6,027
20	～ 25	392	160	～ 170	3,136	460	～ 480	6,223
25	～ 30	490	170	～ 175	3,332	480	～ 500	6,419
30	～ 35	588	175	～ 180	3,430	500	～ 550	6,615
35	～ 40	686	180	～ 200	3,479	550	～ 600	6,909
40	～ 45	784	200	～ 220	3,675	600	～ 650	7,203
45	～ 50	882	220	～ 240	3,871	650	～ 700	7,497
50	～ 60	980	240	～ 260	4,067	700	～ 750	7,791
60	～ 70	1,176	260	～ 280	4,263	750	～ 800	8,085
70	～ 80	1,372	280	～ 300	4,459	800	～ 850	8,379
80	～ 90	1,568	300	～ 320	4,655	850	～ 900	8,673
90	～ 100	1,764	320	～ 340	4,851	900	～ 950	8,967
100	～ 110	1,960	340	～ 360	5,047	950	～ 1,000	9,261
110	～ 120	2,156	360	～ 380	5,243	1,000	～	9,555

表13-(1)①-3 大都市地域住宅供給型一般建築助成額表(耐火建築物)

a) 対象床面積		b) 金額	a) 対象床面積		b) 金額	a) 対象床面積		b) 金額
㎡以上	㎡未満	千円	㎡以上	㎡未満	千円	㎡以上	㎡未満	千円
～	5	0	120	～ 130	3,072	380	～ 400	7,978
5	～ 10	128	130	～ 140	3,328	400	～ 420	8,320
10	～ 15	256	140	～ 150	3,584	420	～ 440	8,661
15	～ 20	384	150	～ 160	3,840	440	～ 460	9,002
20	～ 25	512	160	～ 170	4,096	460	～ 480	9,344
25	～ 30	640	170	～ 175	4,352	480	～ 500	9,685
30	～ 35	768	175	～ 180	4,480	500	～ 550	10,026
35	～ 40	896	180	～ 200	4,565	550	～ 600	10,410
40	～ 45	1,024	200	～ 220	4,906	600	～ 650	10,794
45	～ 50	1,152	220	～ 240	5,248	650	～ 700	11,178
50	～ 60	1,280	240	～ 260	5,589	700	～ 750	11,562
60	～ 70	1,536	260	～ 280	5,930	750	～ 800	11,946
70	～ 80	1,792	280	～ 300	6,272	800	～ 850	12,330
80	～ 90	2,048	300	～ 320	6,613	850	～ 900	12,714
90	～ 100	2,304	320	～ 340	6,954	900	～ 950	13,098
100	～ 110	2,560	340	～ 360	7,296	950	～ 1,000	13,482
110	～ 120	2,816	360	～ 380	7,637	1,000	～	13,866

表13-(1)①-4 大都市地域住宅供給型一般建築助成額表(準耐火建築物)

a) 対象床面積		b) 金額	a) 対象床面積		b) 金額	a) 対象床面積		b) 金額
㎡以上	㎡未満	千円	㎡以上	㎡未満	千円	㎡以上	㎡未満	千円
～	5	0	120	～ 130	2,352	380	～ 400	6,108
5	～ 10	98	130	～ 140	2,548	400	～ 420	6,370
10	～ 15	196	140	～ 150	2,744	420	～ 440	6,631
15	～ 20	294	150	～ 160	2,940	440	～ 460	6,892
20	～ 25	392	160	～ 170	3,136	460	～ 480	7,154
25	～ 30	490	170	～ 175	3,332	480	～ 500	7,415
30	～ 35	588	175	～ 180	3,430	500	～ 550	7,676
35	～ 40	686	180	～ 200	3,495	550	～ 600	7,970
40	～ 45	784	200	～ 220	3,756	600	～ 650	8,264
45	～ 50	882	220	～ 240	4,018	650	～ 700	8,558
50	～ 60	980	240	～ 260	4,279	700	～ 750	8,852
60	～ 70	1,176	260	～ 280	4,540	750	～ 800	9,146
70	～ 80	1,372	280	～ 300	4,802	800	～ 850	9,440
80	～ 90	1,568	300	～ 320	5,063	850	～ 900	9,734
90	～ 100	1,764	320	～ 340	5,324	900	～ 950	10,028
100	～ 110	1,960	340	～ 360	5,586	950	～ 1,000	10,322
110	～ 120	2,156	360	～ 380	5,847	1,000	～	10,616

表13-(1)①-5 共同建築助成額表、防災環境軸形成型建築物助成額表(耐火建築物)

a) 対象床面積		b) 金額	a) 対象床面積		b) 金額	a) 対象床面積		b) 金額
㎡以上	㎡未満	千円	㎡以上	㎡未満	千円	㎡以上	㎡未満	千円
～	5	0	120	～ 130	4,092	380	～ 400	9,462
5	～ 10	170	130	～ 140	4,433	400	～ 420	9,803
10	～ 15	341	140	～ 150	4,774	420	～ 440	10,144
15	～ 20	511	150	～ 160	5,115	440	～ 460	10,485
20	～ 25	682	160	～ 170	5,456	460	～ 480	10,826
25	～ 30	852	170	～ 175	5,797	480	～ 500	11,167
30	～ 35	1,023	175	～ 180	5,967	500	～ 550	11,508
35	～ 40	1,193	180	～ 200	6,052	550	～ 600	12,020
40	～ 45	1,364	200	～ 220	6,393	600	～ 650	12,531
45	～ 50	1,534	220	～ 240	6,734	650	～ 700	13,043
50	～ 60	1,705	240	～ 260	7,075	700	～ 750	13,554
60	～ 70	2,046	260	～ 280	7,416	750	～ 800	14,066
70	～ 80	2,387	280	～ 300	7,757	800	～ 850	14,577
80	～ 90	2,728	300	～ 320	8,098	850	～ 900	15,089
90	～ 100	3,069	320	～ 340	8,439	900	～ 950	15,600
100	～ 110	3,410	340	～ 360	8,780	950	～ 1,000	16,112
110	～ 120	3,751	360	～ 380	9,121	1,000	～	16,623

表13-(1)①-6 共同建築助成額表、防災環境軸形成型建築物助成額表(準耐火建築物)

a) 対象床面積		b) 金額	a) 対象床面積		b) 金額	a) 対象床面積		b) 金額
㎡以上	㎡未満	千円	㎡以上	㎡未満	千円	㎡以上	㎡未満	千円
～	5	0	120	～ 130	3,144	380	～ 400	7,270
5	～ 10	131	130	～ 140	3,406	400	～ 420	7,532
10	～ 15	262	140	～ 150	3,668	420	～ 440	7,794
15	～ 20	393	150	～ 160	3,930	440	～ 460	8,056
20	～ 25	524	160	～ 170	4,192	460	～ 480	8,318
25	～ 30	655	170	～ 175	4,454	480	～ 500	8,580
30	～ 35	786	175	～ 180	4,585	500	～ 550	8,842
35	～ 40	917	180	～ 200	4,650	550	～ 600	9,235
40	～ 45	1,048	200	～ 220	4,912	600	～ 650	9,628
45	～ 50	1,179	220	～ 240	5,174	650	～ 700	10,021
50	～ 60	1,310	240	～ 260	5,436	700	～ 750	10,414
60	～ 70	1,572	260	～ 280	5,698	750	～ 800	10,807
70	～ 80	1,834	280	～ 300	5,960	800	～ 850	11,200
80	～ 90	2,096	300	～ 320	6,222	850	～ 900	11,593
90	～ 100	2,358	320	～ 340	6,484	900	～ 950	11,986
100	～ 110	2,620	340	～ 360	6,746	950	～ 1,000	12,379
110	～ 120	2,882	360	～ 380	7,008	1,000	～	12,772

表13-(1)①-7 大都市地域住宅供給型共同建築助成額表、

a) 対象床面積		b) 金額	a) 対象床面積		b) 金額	a) 対象床面積		b) 金額
㎡以上	㎡未満	千円	㎡以上	㎡未満	千円	㎡以上	㎡未満	千円
～	5	0	120	～ 130	4,092	380	～ 400	10,627
5	～ 10	170	130	～ 140	4,433	400	～ 420	11,082
10	～ 15	341	140	～ 150	4,774	420	～ 440	11,537
15	～ 20	511	150	～ 160	5,115	440	～ 460	11,991
20	～ 25	682	160	～ 170	5,456	460	～ 480	12,446
25	～ 30	852	170	～ 175	5,797	480	～ 500	12,901
30	～ 35	1,023	175	～ 180	5,967	500	～ 550	13,355
35	～ 40	1,193	180	～ 200	6,081	550	～ 600	13,867
40	～ 45	1,364	200	～ 220	6,535	600	～ 650	14,378
45	～ 50	1,534	220	～ 240	6,990	650	～ 700	14,890
50	～ 60	1,705	240	～ 260	7,445	700	～ 750	15,401
60	～ 70	2,046	260	～ 280	7,899	750	～ 800	15,913
70	～ 80	2,387	280	～ 300	8,354	800	～ 850	16,424
80	～ 90	2,728	300	～ 320	8,809	850	～ 900	16,936
90	～ 100	3,069	320	～ 340	9,263	900	～ 950	17,447
100	～ 110	3,410	340	～ 360	9,718	950	～ 1,000	17,959
110	～ 120	3,751	360	～ 380	10,173	1,000	～	18,470

表13-(1)①-8 大都市地域住宅供給型共同建築助成額表、

a) 対象床面積		b) 金額	a) 対象床面積		b) 金額	a) 対象床面積		b) 金額
----------	--	-------	----------	--	-------	----------	--	-------

6-2-(2) 宅地耐震化推進事業

1. 交付金事業者

沖縄県

2. 交付対象事業

次の第1項から第5項までに定める事業をいう。

1 大規模盛土造成地の変動予測調査等

次に掲げる事業をいう。

一 大規模盛土造成地の変動予測調査

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第45条の規定に基づく造成宅地防災区域の指定、同法第10条の規定に基づき指定された宅地造成等工事規制区域内で同法第22条の規定に基づく勧告又は同法第26条の規定に基づき指定された特定盛土等規制区域内で同法第41条の規定に基づく勧告を行うために必要な大規模盛土造成地の大地震時等における変動予測に関する調査

二 宅地擁壁等の危険度調査

同法第45条の規定に基づく造成宅地防災区域の指定、同法第10条の規定に基づき指定された宅地造成等工事規制区域内で同法第22条の規定に基づく勧告又は同法第26条の規定に基づき指定された特定盛土等規制区域内で同法第41条の規定に基づく勧告を行うために必要な一団の造成宅地の大地震時等における宅地擁壁等の危険度を評価するための調査

三 宅地の液状化による変動予測調査

宅地の大地震時等における液状化による変動予測に関する調査

四 宅地擁壁等の防災対策

宅地擁壁等に崩落のおそれがあるため、これを放置するときは当該宅地擁壁等の崩落により、公共施設等に著しい被害が発生するおそれがあると認められる場合において、その著しいおそれを除去するために行う防災対策

2 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業

大地震時等に大規模盛土造成地が滑動崩落することを防止するために行われる事業（事業費は、対象区域面積1ha当たり1.6億円を限度とする。ただし、盛土厚さ5m超の大規模盛土造成地においては、限度額1.6億円/haは、『通常の工法※』に要する費用を対象とし、その他の「杭等により大規模な滑動崩落を抑止する工法」、「大規模な土地の形質の変更を伴う工法」

等の『特殊な工法』を行う場合は、その限度を超えて当該費用を補助対象事業費に加算できるものとする。）

※ 擁壁工、アンカー工（擁壁補強）、地表水排除工、
地下水排除工、間隙水圧消散工

3 宅地液状化防止事業

公共施設と宅地との一体的な液状化対策により、大地震時等における宅地の液状化による公共施設の被害を抑制するために行われる事業

4 宅地嵩上げ安全確保事業（土砂災害対策）

大規模な土砂災害被災地において復興事業と連携して地域の安全性を確保するために、公共施設と宅地との一体的な嵩上げを行う事業

5 宅地嵩上げ安全確保事業（浸水対策）

大規模な浸水害被災地において地域の安全性を確保するために、公共施設と宅地との一体的な嵩上げを行う事業

3. 施行地区

1 大規模盛土造成地の変動予測調査は、宅地造成及び特定盛土等規制法第45条の規定に基づく造成宅地防災区域の指定、同法第10条の規定に基づき指定された宅地造成等工事規制区域内で同法第22条の規定に基づく勧告又は同法第26条の規定に基づき指定された特定盛土等規制区域内で同法第41条の規定に基づく勧告を行うために調査が必要な地域において行うものとする。

2 宅地擁壁等の危険度調査は、次の各号の要件に該当する一団の造成宅地において行うものとする。

一 公共施設等（道路、河川、鉄道又は地域防災計画に記載されている避難地若しくは避難路）に接しているもの

二 次のいずれかに該当するもの

イ 盛土の高さが2m以上あり、当該盛土斜面が崩壊した際にその影響範囲に家屋が2戸以上あるもの

ロ 切土の高さが2m以上あり、当該切土斜面が崩壊した際にその影響範囲に家屋が2戸以上あるもの

3 宅地の液状化による変動予測に関する調査は、主に宅地の用に供され、大地震時等に液状化現象が発生する可能性のある地域において行うものとする。

4 宅地擁壁等の防災対策は、次の各号の要件に該当する一団の造成宅地において行うものとする。

- 一 同法第45条の規定に基づき指定された造成宅地防災区域、同法第10条の規定に基づき指定された宅地造成等工事規制区域内で同法第22条の規定に基づく勧告がなされた区域、同法第26条の規定に基づき指定された特定盛土等規制区域内で同法第41条の規定に基づく勧告がなされた区域又は災害対策基本法第60条の規定に基づく避難の指示等がなされた地域
 - 二 公共施設等（道路、河川、鉄道又は地域防災計画に記載されている避難地若しくは避難路）に著しい被害が発生するおそれがあるもの
 - 三 次のいずれかに該当するもの
 - イ 盛土の高さが2m以上あり、当該盛土斜面が崩壊した際にその影響範囲に家屋が2戸以上あるもの
 - ロ 切土の高さが2m以上あり、当該切土斜面が崩壊した際にその影響範囲に家屋が2戸以上あるもの
- 5 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業は、次の各号の要件に該当する地区において行うものとする。
- 一 次のいずれかに該当する区域
 - イ 宅地造成及び特定盛土等規制法第45条の規定に基づき指定された造成宅地防災区域
 - ロ 同法第10条の規定に基づき指定された宅地造成等工事規制区域内で同法第22条の規定に基づく勧告がなされた区域又は同法第26条の規定に基づき指定された特定盛土等規制区域内で同法第41条の規定に基づく勧告がなされた区域
 - 二 地震時に滑動崩落するおそれの大きい大規模盛土造成地又は一団の造成宅地であって、次のいずれかに該当するもの
 - イ 滑動崩落するおそれのある盛土部分の面積が3,000㎡以上であり、かつ滑動崩落により被害を受けるおそれのある家屋が10戸以上であるもの
 - ロ 滑動崩落するおそれのある盛土部分の盛土をする前の地盤面が水平面に対し20度以上の角度をなし、かつ盛土の高さが5m以上であるものであって、かつ滑動崩落により被害を受けるおそれのある家屋が5戸以上であるもの
 - ハ 滑動崩落するおそれのある盛土の高さが2m以上であるものであって、当該盛土上に存在する家屋が2戸以上であるもので、かつ、(1)及び(2)の要件に該当するもの
 - (1) 震度7の内陸浅発地震による災害に係る激甚災害に対処するための特別の財政支援等に関する法律（昭和37年法律第150号）第三条

の規定に基づく措置が適用された市町村の区域において、被災した擁壁の合計件数が1万件以上であること

(2) (1)に定める区域の道府県の財政力指数が0.4未満、かつ、市町村の財政力指数（市町村が複数の場合は平均値）が0.5未満であること

三 当該盛土の滑動崩落により、次のいずれかの施設に被害が発生するおそれのあるもの

イ 道路、河川、鉄道

ロ 地域防災計画に記載されている避難地又は避難路

6 宅地液状化防止事業は、次の各号の要件に該当する地区において行うものとする。

一 大規模盛土造成地等の変動予測調査等により、液状化による顕著な被害の可能性が高いと判定された3,000㎡以上の一団の土地の区域であり、かつ区域内の家屋が10戸以上であるもの

二 当該宅地の液状化により、公共施設（道路、公園、下水道、河川、水路その他公共の用に供する施設をいう。以下6-2-(2)関係部分において同じ。）に被害が発生するおそれのあるもの

三 公共施設と宅地との一体的な液状化対策が行われていると認められるもの

7 宅地嵩上げ安全確保事業（土砂災害対策）は、次の各号の要件に該当する地区において行うものとする。

一 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第三条の規定に基づく措置が適用された市町村の区域内で土砂災害により宅地が被災し土砂が堆積した地区

二 沖縄県が作成する当該激甚災害からの復興計画等において公共施設と宅地との一体的な嵩上げを行うと定められた地区

三 前号の地区の区域内において一体的な嵩上げを行う家屋が5戸以上であるもの

四 堆積した土砂を活用して宅地の嵩上げを行うもの

五 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第二章又は第三章に定める宅地造成に関する工事の技術的基準に適合して行うもの

8 宅地嵩上げ安全確保事業（浸水対策）は、次の各号の要件に該当する地区において行うものとする。

一 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第3条の規定に基づく措置が適用された市町村の区域内で、当該激甚災害により宅地が浸水し、治水対策を実施しても当該激甚災害と同規模の出水で浸水するおそれがある地区

- 二 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 39 条の規定に基づき指定された災害危険区域に含まれること
- 三 宅地嵩上げに要する事業費が、家屋の集団移転に要する事業費及び浸水防止に必要な連続堤整備等に要する事業費を上回らないこと
- 四 沖縄県が作成する当該激甚災害からの復興計画等において公共施設と宅地との一体的な嵩上げを行うと定められた地区
- 五 前号の地区の区域内において一体的な嵩上げを行う家屋が 5 戸以上であるもの
- 六 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第二章又は第三章に定める宅地造成に関する工事の技術的基準に適合して行うもの

4. 事業実施計画への記載事項

- 1 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業を行おうとする者は、事業実施計画に、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 対象とする区域
 - 二 対象区域の面積
 - 三 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業において行われる交付対象事業
 - 四 工事完了後の施設の維持管理に関する事項
 - 五 その他必要な事項
- 2 宅地液状化防止事業を行おうとする者は、事業実施計画に、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 対象とする区域
 - 二 対象区域の面積
 - 三 公共施設と宅地との一体的な液状化対策の内容
 - 四 土地所有者等の負担額
 - 五 その他必要な事項

5. 宅地耐震化推進事業に係る基礎額

- 1 沖縄県が行う大規模盛土造成地の変動予測調査等については、次の各号に掲げる費用の 3 分の 1 とする。ただし、宅地の液状化による変動予測調査は令和 7 年度までに限り 2 分の 1 とする。
 - 一 変動予測調査費
大規模盛土造成地の変動予測調査、宅地擁壁等の危険度調査、宅地の液状化による変動予測調査、宅地擁壁等の防災対策に関する調査に要する費用

二 防災対策費

宅地擁壁等の防災対策（排水工、土留工等）に要する費用

- 2 沖縄県が行う大規模盛土造成地滑動崩落防止事業（10に規定する沖縄県が行う大規模盛土造成地滑動崩落防止事業のうち、総点検又は総点検を踏まえ実施した大規模盛土造成地の変動予測調査により対応が必要とされたものを除く。以下「総点検等により実施する滑動崩落防止事業」という。）については、次の各号に掲げる費用の4分の1とする。

一 設計費

滑動崩落防止工事を行うための地盤等調査及び設計に要する費用

二 工事費

滑動崩落防止工事（排水工、アンカー工、杭工、地盤改良工、擁壁工等）に要する費用

- 3 沖縄県が行う大規模盛土造成地滑動崩落防止事業（10に規定する総点検等により実施する滑動崩落防止事業を除く。）のうち、平成19年4月1日以前に造成に着手された宅地で次の各号のいずれかに該当するものについては、第2項の各号に掲げる費用の2分の1とする。ただし、一つの宅地の範囲内のみを保全するために必要な対策にかかる費用については対象外とする。

一 立地適正化計画に都市再生特別措置法第81条第2項第五号に規定する防災指針が記載されており、当該防災指針に即して実施される事業であること。

二 滑動崩落による多量の崩土が、家屋10戸（避難路を有する場合は5戸）以上に流入し被害を及ぼすおそれのあるもの。

三 震度5弱相当の地震動により、滑動崩落のおそれのあるもの。

- 4 沖縄県が行う宅地液状化防止事業については、次の各号に掲げる費用の4分の1とする。ただし、前項第1号に該当するものについては、次の各号に掲げる費用の2分の1とする。

一 設計費

液状化防止工事を行うための地盤等調査及び設計に要する費用

二 工事費

液状化防止工事（地盤改良工、締固工、固結工、変形抑制工、杭打工、排水・止水工、共通仮設工等）に要する費用

- 5 沖縄県以外の交付金事業者が行う変動予測調査等については、当該交付金事業者に対する沖縄県の補助に要する第1項各号に掲げる費用の2分の1又は当該事業に要する同項各号に掲げる費用の3分の1のいずれか低い額とする。

- 6 沖縄県以外の交付金事業者が行う大規模盛土造成地滑動崩落防止事業については、当該交付金事業者に対する沖縄県の補助に要する第2項各号に掲げる費用の2分の1又は当該事業に要する同項各号に掲げる費用の4分の1のいずれか低い額とする。
- 7 沖縄県以外の交付金事業者が行う宅地液状化防止事業については、当該交付金事業者に対する沖縄県の補助に要する第4項各号に掲げる費用の2分の1又は当該事業に要する同項各号に掲げる費用の4分の1のいずれか低い額とする。
- 8 沖縄県が行う宅地嵩上げ安全確保事業（土砂災害対策）については、次の各号に掲げる費用の2分の1とする。
 - 一 設計費
宅地嵩上げ安全確保工事を行うための地盤等調査及び設計に要する費用
 - 二 工事費
宅地嵩上げ安全確保工事（宅地整地工、擁壁工、排水工、生活道路工等）に要する費用
- 9 沖縄県が行う宅地嵩上げ安全確保事業（浸水対策）については、宅地等の嵩上げを行うために必要な調査測量及び設計に要する費用並びに宅地等の嵩上げ及び関連移設工事等に要する費用の2分の1とする。
- 10 沖縄県が行う大規模盛土造成地滑動崩落防止事業のうち、「盛土による災害防止に向けた総点検について（依頼）（令和3年8月11日付け3農振第1295号・3林整治第722号・国総公第80号・国都安第29号・国都計68号・国水砂第167号・環自国発第2108112号・環循規発第2108113号農林水産省農村振興局長・林野庁長官・国土交通省総合政策局長・国土交通省都市局長・国土交通省水管理・国土保全局長・環境省自然環境局長・環境省環境再生・資源循環局長通知）」に基づき行った令和3年度実施の盛土による災害防止のための総点検（以下6-2-(2)関係部分において「総点検」という。）又は総点検を踏まえ実施した大規模盛土造成地の変動予測調査により対応が必要とされたものについては、令和7年度までに着手されるものに限り第2項の各号に掲げる費用の2分の1とする。ただし、次の各号の要件に該当するものについては第2項の各号に掲げる費用の3分の2とする。
 - 一 地下水と降雨による水を含んだ盛土の重さにより崩落のおそれがあるもの
 - 二 当該盛土の崩落により、次のいずれかに被害を及ぼすおそれがあると認められるもの

- イ 道路、河川、鉄道及びその他の公共施設のうち重要なもの
- ロ 官公署、学校又は病院等の公共建物もしくは鉱工業施設のうち重要なもの
- ハ 人家10戸以上
- ニ 農地10ha以上（農地10ha以上の被害に相当すると認められるものを含む）

6-2-(3) 盛土緊急対策事業

1. 交付金事業者

沖縄県

2. 交付対象事業

次の第1項及び第2項に定める事業をいう。

- 1 「盛土による災害防止のための総点検について（依頼）（令和3年8月11日付け3農振第1295号・3林整治第722号・国総公第80号・国都安第29号・国都計68号・国水砂第167号・環自国発第2108112号・環循規発第2108113号農林水産省農村振興局長・林野庁長官・国土交通省総合政策局長・国土交通省都市局長・国土交通省水管理・国土保全局長・環境省自然環境局長・環境省環境再生・資源循環局長通知）」に基づき行った令和3年度実施の盛土による災害防止のための総点検（以下6-2-(3)関係部分において「総点検」という。）を踏まえて行う次の事業

一 盛土の撤去事業

総点検又は総点検を踏まえ実施した盛土の安全性把握調査により、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれがあるとされた盛土を撤去する事業

二 盛土の崩落対策事業

総点検又は総点検を踏まえ実施した盛土の安全性把握調査により、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれがあるとされた盛土が崩落・流出することを防止するために行われる事業（ただし、盛土の撤去のみの事業は除く）

- 2 総点検後に新たに被害を及ぼすおそれがある盛土と把握されたものについて行う次の事業

一 盛土の安全性把握調査等

人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれがあるとされた盛土について行う次に掲げる事業をいう。

イ 盛土の安全性把握調査

盛土等の安全性を把握するために行う調査

ロ 盛土の防災対策（応急対策）

盛土に崩落のおそれがあるため、これを放置すると、盛土の崩落により、人家、公共施設等に著しい被害が発生するおそれがあると認められる場合において、その著しいおそれを一時的に回避するために行う防災対策

二 盛土の撤去事業

人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれがあるとされた盛土を撤去する事業

三 盛土の崩落対策事業

人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれがあるとされた盛土が崩落・流出することを防止するために行われる事業（ただし、盛土の撤去のみの事業は除く）

3. 施行地区

- 1 本事業の実施区域は、原則として農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条により指定された地域又は森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の地域森林計画の対象となる民有林として指定された区域以外の区域とする。ただし、その事業の性格上特定の地域に限定して実施することがかえってその十分な効果の発現を妨げることとなるものについては、この限りではない。
- 2 2. の第1項第1号及び第2号に掲げる事業は次の各号の要件に該当するものとする。
 - 一 総点検又は総点検を踏まえ実施した盛土の安全性把握調査により対応が必要と判断され、令和7年度までに着手するもの
 - 二 勧告、命令等の行政指導が行われているもの（行為者等が確知できない場合を除く）
 - 三 行為者等に対して求償を行うもの（行為者等が確知できない場合を除く）
- 3 2. の第2項第1号に掲げる事業は次の各号の要件に該当するものとする。
 - 一 人家等に被害を及ぼすおそれのある盛土として把握してから3年以内に実施するもの
 - 二 次のいずれかに該当するものであること
 - イ 応急対策工事又は対策工事等のために安全性を把握する必要があるもの

- ロ 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下6-2-(3)関係部分において「盛土規制法」という。）（規制区域指定前においては、既存法令に基づくものを含む）に基づく勧告、命令等の行政指導が行われているもの（行為者等が確知できない場合を除く）
- 4 2. の第2項第2号及び第3号に掲げる事業は次の各号の要件に該当するものとする。
 - 一 人家等に被害を及ぼすおそれのある盛土として把握してから4年以内に実施するもの
 - 二 盛土規制法（規制区域指定前においては、既存法令に基づくものを含む）に基づく行政代執行による対策工事等、緊急性の高いもの
 - 三 行為者等に対して求償を行うもの（行為者等が確知できない場合を除く）

4. 盛土緊急対策事業に係る基礎額

- 1 沖縄県が行う盛土の安全性把握調査等については、次の各号に掲げる費用の2分の1とする。
 - 一 安全性把握調査費
盛土の安全性把握調査に要する費用
 - 二 防災対策費（応急対策）
盛土の防災対策（排水工、土留工等）に要する費用
- 2 沖縄県が行う盛土の撤去事業及び盛土の崩落対策事業については、次の各号に掲げる費用の2分の1とする。
 - 一 設計費
盛土の撤去工事及び盛土の崩落防止工事を行うための地盤等調査及び設計に要する費用
 - 二 工事費
盛土の撤去工事及び盛土の崩落防止工事（排水工、アンカー工、杭工、地盤改良工、擁壁工等）に要する費用
- 3 沖縄県が行う2. の第1項第1号及び第2号に掲げる事業のうち、次の各号の要件に該当するものについては、前項の各号に掲げる費用の3分の2とする。
 - 一 地下水と降雨による水を含んだ盛土の重さにより崩落のおそれがあるもの
 - 二 当該盛土の崩落により、次のいずれかに被害を及ぼすおそれがあると認められるもの
 - イ 道路、河川、鉄道及びその他の公共施設のうち重要なもの

- ロ 官公署、学校又は病院等の公共建物もしくは鉱工業施設のうち重要なもの
- ハ 人家10戸以上
- ニ 農地10ha以上（農地10ha以上の被害に相当すると認められるものを含む）

7 都市公園

7-1 都市公園事業

都市公園等事業は、都市公園法第2条第1項第1号に規定する都市公園、農山漁村地域の生活環境の向上に資する特定地区公園（カントリーパーク）の整備等を行うことにより、安全で快適な緑豊かな都市環境の形成を推進し、豊かな国民生活の実現等を図ることを目的とする。

I 都市公園等事業

1. 交付金事業者

沖縄県、市町村（歴史まちづくり法第5条第8項に基づく認定を受けた計画等に位置付けられた都市公園において都市公園法第5条に規定する設置管理許可又は管理許可を受けた施設（許可期間終了後も継続して公園管理者に財産が帰属するもの）を整備する公園管理者以外の市町村及び歴史まちづくり法第25条に基づき認定歴史的風致維持向上計画に記載した同法第5条第3項第2号に規定する公園施設を整備する認定市町村を含む。）及び歴史的風致維持向上支援法人

2. 交付対象事業

(1) 定義

- ①この要綱において、「都市公園事業」とは、以下に掲げる(2)の要件を満たす都市公園の整備に関する事業をいう。ただし、以下の公園を除く。
 - 1) 大規模な公園（都市基幹公園及び大規模公園）
 - 2) 国家的イベント関連公園（国として開催することを決定した国際的なイベント又は国として定期的を開催することを決定しているイベントの会場となる都市公園）
- ②この要綱において、「防災公園」とは、(2)のBの①、②の要件を満たす都市公園で、災害対策基本法に基づく地域防災計画等に当該都市公園の防災に資する機能が位置づけられているものをいう。
- ③この要綱において、「防災関連施設」とは、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第31条各号に定める公園施設のうち、防災公園において、災害時に機能・役割を担う施設のことをいう。
- ④この要綱において、「防災関連計画」とは、防災部局等が関与して作成された、防災公園における防災関連施設の災害時の機能・役割及び運営方法が施設レベルで明記され、公表されている計画のことをいう。

(災害対策基本法に基づく地域防災計画のほか、学識経験者や地域住民、防災部局等関連部局が関与して作成される当該公園の整備計画等を含む。)

- ⑤この要綱において、「観光振興関連公園」とは、以下の都市公園をいう。
- ・我が国固有の優れた歴史的・自然的・文化的資源、又は景観法に基づく景観重要建造物等を活用する観光振興の拠点となる都市公園等
- ⑥この要綱において、「自然再生緑地」とは、環境の保全・創出を積極的に図るべき地域において環境の向上を図る都市公園をいう。
- ⑦この要綱において、「低炭素まちづくり公園」とは、(2)のDの①、②の要件を満たす都市公園をいう。
- ⑧この要綱において、「地域づくり拠点公園」とは、以下のいずれかの都市公園をいう。
- ・観光圏整備実施計画、外客来訪促進計画等地方公共団体における観光の振興に関する計画に位置付けられた都市公園等
 - ・緑の基本計画（地方公共団体の設置に係る都市公園の整備の方針に関する事項に、地方のシンボルや観光振興拠点となる歴史的・文化的・自然的資源を活用した都市公園の整備に関する方針及び概ねの位置や規模が定められているものに限る）に位置付けられた都市公園等
- ⑨この要綱において「CO₂吸収源となる都市公園」とは、(2)のFの①から④の要件を満たす都市公園をいう。
- ⑩この要綱において、「脱炭素先行地域」とは、民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出について2030年度までに実質ゼロを実現することなどに先行的に取り組む地域等として環境省が選定した地域等をいう。
- ⑪この要綱において「ネイチャーポジティブ公園」とは、(2)のGの①から③の要件を満たす都市公園をいう。

(2) 事業要件

下記の複数の区分に該当する場合は、該当するいずれか一つの区分の要件を満たすものとする。なお、人口20万人以上の地方公共団体が、概算事業費10億円以上と見込まれる施設の整備を新たに実施する場合は、「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」（平成27年12月15日民間資金等活用事業推進会議決定）に基づき、地方公共団体が策定している、優先的検討規程等による、平成29年の都市公園法改正により設けられた公募設置管理制度を含むPPP/PFI手法の導入に係る検討を

了することを要件とする。ただし、利用料金の徴収を伴う施設の整備を新たに実施する場合は、上記の人口、事業費の要件に関わらず、公募設置管理制度の導入に係る検討を了することを要件とする。(なお、平成 29 年度以前に着手しているものは除く。)

A-1 都市公園 (A-2~4、B~F に定める都市公園を除く。)

①都市要件

①-1 都市公園等整備水準要件

1) 市町村事業の都市公園の整備においては、以下に掲げる i) 又は ii) の要件を満たすこと。

i) 一の市町村の区域内における以下のイ) からハ) までの公園・緑地の都市計画区域内住民一人当たりの敷地面積の合計が 10 m² 未満

イ) 都市公園

ロ) 特別緑地保全地区における買い入れた土地であって市民に公開している緑地

ハ) 都市緑地法に基づく市民緑地契約又は管理協定に基づき国の補助を受け施設整備を行い市民に公開している緑地

ii) 同市町村の DID 地域内における上記 i) のイ) からハ) までの公園・緑地の住民一人当たりの敷地面積の合計が 5 m² 未満

②面積要件

原則として 2ha 以上とする。

③対象事業内容

本事業の交付の対象となる事業は、以下に掲げるとおりとする。

③-1 施設整備

都市公園法施行令 (昭和 31 年政令第 290 号) 第 31 条各号に定める公園施設の整備を対象とする。

③-2 用地取得

1) 都市公園の用地の取得を対象とする。

2) 公共施設管理者負担金を対象とする。ただし、対象となる公園、緑地は次の各号に該当するものであり、当該市街地開発事業の周辺を含めた地域において、街区公園、近隣公園、地区公園等が都市公園法に定める配置及び規模の基準等に従い、適正に計画されていること。

- i) 土地区画整理事業及び市街地再開発事業の施行者と都市公園の管理者との間で「土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第119条の2に規定する公共施設管理者負担金の取扱いについて」（昭和36年5月15日建設計発第146号通達）第1項及び第2項による覚書及び協定、都市再開発法第121条第2項の規定による承認又は協議等の手続きを完了している土地の区域であること。
- ii) 市街地開発事業として都市計画決定された区域内であり、かつ公園又は緑地として都市計画決定されている土地の区域であること。なお、整備完了後は地方公共団体により設置される都市公園となるものであること。
- iii) 土地区画整理事業にあつては次の各号に該当する区域であること。
 - イ) 減価補償金を算出する地区については、施行地区面積の1%を超える公園
 - ロ) イ)以外の既成市街地（DID）及び周辺市街地（DIDから1,000m以内）については、施行面積の2%を超える公園
 - ハ) 新市街地について、施行面積の3%を超える公園
 - ニ) イ)からハ)までの公園と一体となつて、次のa)からc)までのように、十分な効用を発揮する緑地であつて、必要性が高いと認められるもの。
 - a) 散策や身近な自然とのふれあいの場等として周辺住民に利用されるもの
 - b) 良好な居住環境の形成に資するもの
 - c) 野生動物の生息・生育空間となるなど、良好な樹林地等を保全・活用するもの

④総事業費要件

市町村が実施する事業は2.5億円以上、沖縄県が実施する事業は5億円以上。

A-2 街区公園、近隣公園

A-1に定める要件を適用する。ただし、以下の要件はA-1に定める要件に替えて適用する。

①面積要件

原則として2ha以上とする。ただし、住宅宅地関連公共施設整備及び面的整備事業における公共施設管理者負担金にかかる都市公園については、これを適用しない。

②対象事業内容

②-1 用地取得

都市公園の用地の取得を対象とする。ただし、街区公園の用地買収については、1箇所当たり面積0.25ha以上の街区公園について0.25haまでを対象とする。

A-3 都市緑地

A-1に定める要件を適用する。ただし、以下の要件はA-1に定める要件に替えて適用する。

①面積要件

- 1) 都市の自然的環境の保全及び改善並びに都市景観の向上のために設けられる面積0.05ha以上の緑地
- 2) 都市計画区域内の山林、農地、宅地等で遊休となっている面積0.05ha以上の私的空閑地で土地所有者と沖縄県又は市町村との間で概ね10年以上の賃貸借契約を結び都市公園として整備するもの

②対象事業内容

②-1 用地取得

都市公園の用地の取得を対象とする。ただし、都市緑地の用地買収については、1箇所当たり面積0.10ha以上の都市緑地を対象とする。

A-4 特殊公園

A-1に定める要件を適用する。ただし、以下の要件はA-1に定める要件に替えて適用する。

①対象事業内容

①-1 施設整備

都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第31条各号に定める公園施設の整備を対象とする。ただし、風致公園及び墓園のうち緑地部分を対象とする。

B 防災公園

A-1に定める要件を適用する。ただし、①-1については適用しない。また、以下の要件はA-1に定める要件に替えて適用する。

①都市要件

①-1 防災公園対象都市要件

地域防災拠点の機能を有する都市公園については1)～3)、広域避難地の機能を有する都市公園については1)～4)のいずれかに掲げる都市に所在するものであること。

- 1) 大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域に含まれる都市
- 2) 県庁所在都市、人口 10 万人以上の都市、又はこれらの都市との広域連携が地域防災計画等に位置付けられている都市
- 3) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域に含まれる都市
- 4) DID 区域を有する都市
- 5) 立地適正化計画を策定している都市（人口 5 万人以上の都市に限る）

①-2 防災公園対象地域要件

1) 広域避難地の機能を有する都市公園

以下の i) 又は ii) に掲げる要件を満たす地域

i) 以下のイ) 及びロ) を満たす地域

イ) 人口密度 40 人/ha 又は地域防災計画に基づく津波被害若しくは風水害が想定される地区（ただし、地域防災計画に基づく津波被害又は風水害が想定される地区において整備される防災公園については、各地区における津波又は風水害のハザードエリアの状況を踏まえ、立地適正化計画に定める防災指針等において津波又は風水害からの避難地としての機能を確保することが位置づけられた公園に限る）。

ロ) 10ha 以上の広域避難地として、都市公園以外の広域避難地を含めても歩行距離 2km 以内の避難圏域内人口 1 人当たり 2 m²が確保されていないこと。ただし、既設の広域避難地について、防災関連施設を追加的に整備する事業に限り、本要件を適用しないこととする。

ii) 帰宅困難者が 1 万人以上発生することが想定される地域及びこれに隣接する地域であること。

2) 一次避難地の機能を有する都市公園

以下の i) 又は ii) に掲げる要件を満たす地域

i) 人口集中地区（DID 地区）又は地域防災計画に基づく津波被害若しくは風水害が想定される地区であり、災害発生時の緊急な 1ha 以上の一次避難地として、学校施設等他施設を含めても歩行距離 500m 以内の避難圏域内人口 1 人当たり 2 m²が確保されていないこと（ただし、地域防災計画に基づく津波被害又は風水害が想定される地区において整備される防災公園については、各地区における津波又は風水害のハザードエリアの状況を

踏まえ、防災指針等において津波又は風水害からの避難地としての機能を確保することが位置づけられた公園に限る)。

- ii) 帰宅困難者が1万人以上発生することが想定される地域及びこれに隣接する地域であること。

②面積要件

1) 広域防災拠点の機能を有する都市公園

災害が発生した場合において、災害復旧活動の支援拠点、復旧のための資機材や生活物資の中継基地等、広域防災拠点の機能を発揮する都市公園で、面積が概ね50ha以上のもの

2) 地域防災拠点の機能を有する都市公園

広域防災拠点や避難地との円滑なアクセス性が確保され、災害が発生した場合において、救援救護活動の前線基地、復旧のための資機材や生活物資の中継基地としての機能を発揮する都市公園で、面積が概ね10ha以上のもの

3) 広域避難地の機能を有する都市公園

災害が発生した場合において、給水機能・トイレ機能が確保される見込み(ただし、令和6年度末までに整備計画が策定・提出されている事業については、当該整備計画の事業期間に限り給水機能・トイレ機能の確保を要件としない)である広域的な避難地としての機能を発揮する都市公園で、面積が10ha以上のもの(周辺の空地とあわせて10haとなる4ha以上の都市公園及び周辺の不燃化の状況等を勘案して10ha以上の都市公園と同等の有効避難面積が確保される都市公園(面積概ね8ha以上)を含む。)

4) 一次避難地の機能を有する都市公園

災害発生時において、主として周辺住民の避難収容、広域避難地への段階的な避難等、一次避難地としての機能を発揮する都市公園で、面積が2ha以上のもの(周辺の市街地とあわせて2haとなる都市公園を含む。)

ただし、県庁所在都市又は中核市におけるDID地域を含む地区の都市公園及び防災指針かつ地域防災計画で津波避難場所又は風水害からの避難場所として位置づけられる都市公園に関しては、面積が1ha以上のもの(周辺の市街地とあわせて1haとなる都市公園を含む。)

5) 避難路となる緑道

災害発生時において、周辺住民の一次避難地等への避難路となる都市公園で、幅員10m以上のもの。(周辺の不燃化の状況等を勘案

して幅員 10m 以上の都市公園と同等の避難上有効な幅員が確保されるものを含む。)

③対象事業内容

③-1 施設整備

都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 31 条各号に定める公園施設のうち、防災関連施設として次に掲げるすべての要件を満たす施設*及びこれらの施設とあわせて日常時の利用に供される施設の整備を対象とする。

- ・ 防災関連計画において、施設レベルで災害時の機能・役割及び運営方法が明記されていること
- ・ 大規模な工作物等を付帯する場合は、災害時の機能・役割に即して適当な規模・仕様となる範囲までであること
- ・ 災害時の円滑な公園利用に向けた平常時の取組が行われること

※ 園路、広場、植栽（芝生、花壇、生け垣を含む）、便益施設、管理施設及び災害応急対策施設については、防災公園に必要な基盤施設として、防災関連計画への明記は求めずに支援対象とする。

また、修景施設にある彫像、灯籠及び石組、飛石並びに教養施設にある自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設及び遺跡等については、支援対象から除く。

さらに、遊戯施設については、原則支援対象外とし、施設を構成する主たる部分が災害時に使用できるものに限り防災関連計画への位置付けをもって支援対象とする。

C 観光振興関連公園、自然再生緑地

A-1 に定める要件を適用する。ただし、①-1 については適用しない。

D 低炭素まちづくり公園

A-1 に定める要件を適用する。ただし、以下の要件は A-1 に定める要件に替えて適用する。

①都市要件

①-1 都市公園等整備水準要件

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく「低炭素まちづくり計画」に位置付けられた「都市機能の集約を図るための拠点となる地域（以下、「集約地域」という。）」の区域内における A-1 に定める①-1 の 1) の i) のイ) からハ) までの公園・緑地の住民一人当たりの敷地面積の合計が 5 m²未満

①-2 低炭素まちづくり公園対象地域要件

以下に掲げる 1) 及び 2) の要件を満たす地域

- 1) 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく「低炭素まちづくり計画」に位置付けられた集約地域
- 2) 直前の国勢調査に基づく DID 区域内又は隣接する地区

①-3 その他

以下に掲げる 1) 及び 2) の要件を満たすものであること。

- 1) 都市計画決定された公園・緑地であること。
- 2) 高木を含む緑化率が 80%以上であること。

②面積要件

0.5ha 以上のもの

E 地域づくり拠点公園

A-1 に定める要件を適用する。ただし、①-1 については適用しない。

F CO₂吸収源となる都市公園

A-1 に定める要件を適用する。ただし、④については適用しない。また、以下の要件は A-1 に定める要件に替えて適用する。

①都市要件

①-1 対象地域要件

脱炭素先行地域、都市緑地法に基づく緑化地域又は緑化重点地区内のいずれかで行う取組であること。

①-2 都市公園等整備水準要件

以下に掲げる i) ~ iii) の要件のいずれかを満たすこと。

- i) 一の市町村の区域内における以下のイ) からハ) までの公園・緑地の都市計画区域内住民一人当たりの敷地面積の合計が 10 m²未満
 - イ) 都市公園
 - ロ) 特別緑地保全地区（近郊緑地特別保全地区を含む。）又は歴史的風土特別保存地区における買い入れた土地であって市民に公開している緑地
 - ハ) 都市緑地法に基づく市民緑地契約又は管理協定に基づき国の補助を受け施設整備を行い市民に公開している緑地
- ii) 同市町村の DID 地域内における上記 i) のイ) からハ) までの公園・緑地の住民一人当たりの敷地面積の合計が 5 m²未満
- iii) 同市町村の対象地域内における上記 i) のイ) からハ) までの公園・緑地の住民一人当たりの敷地面積の合計が 5 m²未満

②面積要件

1 箇所当たりの面積が 0.05ha 以上であり、5 箇所以上の整備を行うものであること。

③緑化要件

整備する都市公園は緑化率 8 割以上で樹木がその過半を占めるものに限る。

④対象事業内容

本事業の交付の対象となる事業は、以下に掲げるとおりとする。

④-1) 施設整備

都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 31 条各号に定める公園施設の整備を対象とする。ただし、既存の都市公園における整備については、③の要件を満たすためのものに限る。

G ネイチャーポジティブ公園

A-1 に定める要件を適用する。ただし、①-1 及び④については適用しない。また、以下の要件は A-1 に定める要件に替えて適用する。

①都市要件

①-1 対象地域要件

緑の基本計画や生物多様性地域戦略等において、生物多様性保全上重要な地域として位置づけられた都市公園かつ、生物多様性の確保に関する具体的な目標が掲げられた都市公園であること。

②面積要件

0.25ha 以上であること。ただし、1 箇所当たりの面積が 0.05ha 以上である複数の都市公園で本事業を実施し、当該都市公園の合計面積が 0.25ha 以上となる場合も対象とする。

③対象事業内容

本事業の交付の対象となる事業は、以下に掲げるとおりとする。

③-1 施設整備

都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 31 条各号に定める公園施設の整備のうち、生物多様性の確保に資すると認められる園路広場、修景施設（植栽等）、教養施設（自然生態園、動植物の保護増殖施設等）及びこれらと一体的に整備する施設のうち、生物多様性の確保に資する活動に必要な公園施設（休養施設、便所・手洗場等の便益施設及び管理施設）の整備を対象とする。ただし、植栽については、樹種選定、植栽方法及び管理方法について学識者の意見を踏まえたもの若しくは地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和 6 年法律第 18 号）による認定を受けた計画に基

づくもの限り交付対象とする。

③-2 用地取得

③-1 の施設整備を実施するために必要な都市公園の用地の取得を対象とする。

3. 都市公園事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、都市公園法第 29 条に基づき、施設整備及び用地取得に要する費用について、それぞれ以下に掲げるとおりとする。なお、都市公園法以外の法令により、都市公園法施行令第 31 条に定める補助率の特例が規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率を適用する。

(1) 施設整備に要する費用

都市公園法施行令第 31 条各号に定める公園施設の整備に要する費用について、当該費用の額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。市町村が施設を整備し、沖縄県が当該市町村に対し、当該施設の整備に要する費用を補助する場合にあっては、当該施設の整備に要する費用の額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。

また、歴史的風致維持向上支援法人が設置管理若しくは管理する施設を整備し、市町村が当該法人に対し、当該整備に要する費用を補助し、沖縄県が当該市町村に対し、当該補助に要する費用を補助する場合にあっては、当該市町村が補助に要する費用の 2 分の 1 又は当該施設の整備に要する全体費用の 3 分の 1 のいずれか低い額とする。

(2) 用地取得に要する費用

① 都市公園の用地の取得に要する費用について、当該費用の額に 3 分の 1 を乗じて得た額とする。市町村が用地を取得し、沖縄県が当該市町村に対し、当該用地の取得に要する費用を補助する場合にあっては、当該用地の取得に要する費用の額に 3 分の 1 を乗じて得た額とする。

② 公共施設管理者負担金に要する費用

当該年度の公共施設管理者負担金に要する費用の額に 3 分の 1 を乗じて得た額とする。市町村が公共施設管理者負担金を支払い、沖縄県が当該市町村に対し、当該公共施設管理者負担金に要する費用を補助する場合にあっては、当該公共施設管理者負担金に要する費用の額に 3 分の 1 を乗じて得た額とする。

管理者負担金の額は、土地区画整理事業認可時（市街地再開発事業については、都市計画決定時）における都市公園用地の鑑定評価による価額により算定するものとする。

4. 留意事項

- (1) 防災公園の整備として支援対象となる公園施設についての要件は令和4年度予算以降に適用する。ただし、令和4年度予算においては、この要件を満たす対応を令和4年度中に講じる場合は支援対象とする。
- (2) 市街化調整区域（線引き都市計画区域）又は用途地域外（非線引き都市計画区域）若しくは都市計画区域外における都市基幹公園以上の既設の都市公園の再整備については、事業化に当たり、当該公園についての利用実績（事業化の前3箇年度内のものに限る）及び中長期的（供用開始から10年後以降）な将来見通しの定量的な検証が行われることを要件とし、令和4年度予算以降に適用する。ただし、令和4年度予算においては、この要件を満たす対応を令和4年度中に講じる場合は支援対象とする。
- (3) 新築する建築物は、原則としてZEB水準^{*}に適合すること。ただし、令和6年度までに工事着手した建築物については、この限りではない。
※ 再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が、省エネ基準の基準値から用途に応じて30%削減又は40%削減（小規模（300㎡未満）は20%削減）となる省エネ性能の水準に適合すること（ただし、建築物省エネ法第18条により適用除外となる建築物を除く）。
- (4) 運動施設の整備については次に掲げる i) 及び ii) の要件を満たす施設の整備を対象とする。
 - i) 住民利用や行政機関が共催する競技大会での利用に即して適当な規模・仕様となる範囲までであること。
 - ii) 主としてプロスポーツやコンサート等の興行に際し必要となる施設（大型映像装置、音響施設、VIP ラウンジ等）ではないこと。

II 防災緑地緊急整備事業

1. 交付金事業者

沖縄県及び市町村

2. 交付対象事業

(1) 定義

- ① この要綱において「防災緑地」とは、都市計画公園又は都市計画緑地のうち、7-1のIの2.の(2)のBで規定する防災公園（ただし「避難路となる緑道」を除く。）となる予定の土地及び施設であって、都市公園法第2条の2の規定に基づく公告前において避難地として一般の利用に供するものをいう。

②この要綱において、「防災緑地緊急整備事業」とは、防災緑地の用に供する土地の取得及び施設の整備に関する事業をいう。

③この要綱において「再生資源活用緑地」とは、次の要件を満たす都市公園となる予定の土地及び施設であって、都市公園法第2条の2の規定に基づく公告前において一般の利用に供するものをいう。

・建設副産物等の盛土材料等としての計画的な活用により、幅広い資源の有効活用と廃棄物の削減に資するものであること。

④この要綱において、「再生資源活用緑地整備事業」とは、建設副産物等を計画的に活用し、幅広い資源の有効利用と廃棄物の削減に資する再生資源活用緑地の用に供する土地の取得及び施設の整備に関する事業をいう。

(2) 事業要件

①事業計画

①-1 防災緑地緊急整備事業を行おうとする場合は、事業実施計画に、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- 1) 事業の目的
- 2) 防災緑地の整備及び管理に関する事項
- 3) 防災緑地の区域に係る都市公園の整備の予定に関する事項

①-2 再生資源活用緑地整備事業を行おうとする場合は、事業実施計画に、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- 1) 事業の目的
- 2) 再生資源活用緑地の整備及び管理に関する事項
- 3) 再生資源活用緑地における建設副産物等の受け入れの予定に関する事項

②面積要件

再生資源活用緑地は、10ha以上の面積を有すること。

③対象事業内容

本事業の交付の対象となる事業は、以下に掲げるとおりとする。

③-1 防災緑地の施設の整備については、都市公園法施行令第31条各号に定める公園施設のうち次に掲げる施設を対象とする。

- 1) 園路又は広場
- 2) 植栽その他の修景施設
- 3) 休憩所、ベンチその他の休養施設
- 4) 便所、水飲場その他の便益施設
- 5) 門、さく、管理事務所、照明施設、水道その他の管理施設
- 6) 備蓄倉庫その他都市公園法施行規則（昭和31年建設省令第30

号) で定める災害応急対策に必要な施設。ただし、一次避難地に該当する場合は、備蓄倉庫、耐震性貯水槽に限る。

③-2 再生資源活用緑地の施設の整備については、前項の 1) から 5) までは掲げる施設を対象とする。

(3) 留意事項

沖縄県又は市町村は、防災緑地又は再生資源活用緑地について、都市公園に準じて避難地としての機能が十分確保されるよう又は建設副産物等の有効活用が図られるよう、原則として都市公園法第 33 条に規定する都市公園を設置すべき区域を定め、公園予定地及び予定公園施設として、適正な整備及び予定公園施設とし、適正な管理を行うものとする。

3. 防災緑地緊急整備事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、以下のとおりとする。

- (1) 防災緑地緊急整備計画に基づく防災緑地の施設の整備については、施設の整備に要する費用の 2 分の 1 とする。市町村が施設を整備し、沖縄県が当該市町村に対し、当該施設の整備に要する費用を補助する場合にあっては、当該施設の整備に要する費用の額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。
- (2) 再生資源活用緑地整備計画に基づく再生資源活用緑地の施設の整備については、施設整備に要する費用の 2 分の 1 とする。市町村が施設を整備し、沖縄県が当該市町村に対し、当該施設の整備に要する費用を補助する場合にあっては、当該施設の整備に要する費用の額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。

Ⅲ 特定地区公園事業

1. 交付金事業者

町村

2. 交付対象事業

(1) 定義

この要綱において、「特定地区公園」とは、農山漁村地域の生活環境の向上に資する、以下に掲げる (2) の要件を満たす公園をいう。

(2) 事業要件

① 都市要件

以下に掲げる町村に設置されるものであること。

- 1) その行政区域に都市計画区域の指定がなく、かつ将来においても指定が予測されないこと。

- 2) 定住圏又は地方生活圏（二次生活圏を含む。以下同じ。）の中心都市から概ね 10km 以上離れていること。
- 3) 人口規模が原則として、5,000 人以上であること。ただし、人口 10,000 人未満の村に設置される公園にあつては、二以上の町村の利用が見込まれること。
- 4) 定住圏又は地方生活圏の中心都市における都市公園の整備が全国の整備水準に達していないこと。

②面積要件

標準規模が 4 ha（都市公園における地区公園相当）であること

③対象事業内容

本事業の交付の対象となる事業は、以下に掲げるとおりとする。

③-1 施設整備

都市公園法施行令第 3 1 条各号に掲げる施設と同様の施設を対象とする。

③-2 用地取得

原則として 2 ha を対象とする。

④その他

当該公園が都市計画施設とされないものであること。

(3) 留意事項

①区域の選定

特定地区公園の区域の選定に当たっては、「特定地区公園（カントリパーク）の区域の選定等について」（昭和 57 年 2 月 24 日建設省都公緑発第 18 号）に留意するものとする。

②公園の設置及び管理

特定地区公園は、地方自治法第 244 条の公の施設として設置し、管理するものとするが、公園の設置に係る供用開始の手続き、公園の占用許可基準、公園台帳の作成及び保管、公園を設置し、又は公園条例を制定したときの国土交通大臣への報告等については、都市公園法の規定に準じて行うものとする。

3. 特定地区公園事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、町村が施設を整備し、沖縄県が当該町村に対し、当該施設の整備に要する費用を補助する場合にあつては、当該施設の整備に要する費用の額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。町村が用地を取得し、沖縄県が当該町村に対し、当該用地の取得に要する費用を補助する場合にあつては、当該用地の取得に要する費用の額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。

4. 留意事項

7-1 I 4. の(3)及び(4)に定める事項については、本事業においても準用する。

IV 公園事業特定計画調査

1. 交付金事業者

沖縄県及び市町村

2. 交付対象事業

(1) 定義

この要綱において、「公園事業特定計画調査」とは、以下に掲げる

(2)の要件を満たす先導的・モデル的な公園緑地の配置計画の策定及び都市公園等の整備を推進するための計画調査をいう。

(2) 事業要件

①都市要件

①-1 公園緑地の配置計画の策定に関する計画調査の対象地域

- 1) 自然的経済的社会的条件から見て一体として総合的に基幹的な公園緑地を配置し整備を図ることが適当と認められる地域であること。
- 2) 対象地域においては先導的・モデル的な観点から公園緑地の計画的な整備が必要であると認められること。

①-2 都市公園等の整備計画調査の対象地区

- 1) 地域の有する資源・特性等を活かし、先導的・モデル的な都市公園等の中核とした地区の整備を行うことが適当と認められること。
- 2) 対象地区の整備が相当程度の広域性及び地域波及効果等を有すると認められること。

②対象事業内容

1) 公園緑地の配置計画の策定に関する計画調査の調査内容

調査内容は、地域の防災性の向上、自然環境の保全・再生、歴史・文化資産の保全・活用等の推進に資する、基幹的な公園緑地の総合的かつ計画的な配置・整備を効果的に進めるための計画を策定することを目的とする。

2) 都市公園等の整備計画調査の調査内容

調査内容は、以下の都市公園等及びその周辺整備のための整備計画を策定することを目的とする。

- i) 地区の防災性の向上に資する都市公園等
- ii) 地区の自然環境の保全・再生に資する都市公園等
- iii) 地区の歴史・文化資産の保全・活用に資する都市公園等
- iv) 上記の他、特に、地域の総合計画に基づき特定の目的のもとに先導的・モデル的に整備することが必要な都市公園等

3. 公園事業特定計画調査に係る基礎額

本事業の基礎額は、公園事業特定計画調査の実施に要する費用の3分の1とする。市町村が公園事業特定計画調査を実施し、沖縄県が当該市町村に対し、当該調査の実施に要する費用を補助する場合にあっては、当該調査の実施に要する費用の3分の1とする。

V 官民連携型賑わい拠点創出事業

1. 交付金事業者

沖縄県及び市町村

2. 交付対象事業

(1) 定義

この要綱において、「官民連携型賑わい拠点創出事業」とは、以下に掲げる(2)の要件を満たす民間資金を活用した地域の賑わい拠点等となる公園施設の整備を推進するための事業をいう。

(2) 事業要件

① 地方公共団体費用負担削減要件

認定計画提出者又は都市再生特別措置法第62条の3第1項に基づく公園施設設置管理協定を締結した者が行う特定公園施設の整備に対して地方公共団体が負担する費用が、当該特定公園施設の整備に要する費用の積算額に対して1割以上削減されること。

② 面積要件

都市公園の面積が0.25ha以上であること。

③ 対象事業内容

都市公園法に規定する公募手続きにより選定された認定計画提出者又は都市再生特別措置法第62条の3第1項に基づく公園施設設置管理協定を締結した者が行う、飲食店、売店等の公募対象公園施設又は滞在快適性等向上公園施設の整備及び園路、広場等の特定公園施設の整備を一体的に実施する事業。

3. 官民連携型賑わい拠点創出事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、認定計画事業者又は都市再生特別措置法第 62 条の 3 第 1 項に基づく公園施設設置管理協定を締結した者が行う特定公園施設の整備に対して地方公共団体が負担する費用の 2 分の 1 とする。

4. 留意事項

7-1 I 4. の (2)、(3) 及び (4) に定める事項については、本事業においても準用する。

VI 官民連携型公園計画策定調査

1. 交付金事業者

沖縄県及び市町村

2. 交付対象事業

(1) 定義

この要綱において、「官民連携型公園計画策定調査」とは、以下に掲げる (2) の要件を満たす調査をいう。

(2) 事業要件

①対象事業内容

本事業の交付の対象となる事業は、官民連携による都市公園の整備・管理運営を推進することを目的とした調査（官民連携の事前調査としてのデータ収集分析、マーケットサウンディング調査、PPP/PFI 事業の実施方針策定、事業者公募資料の検討 等）とする。

3. 官民連携型公園計画策定調査に係る基礎額

本事業の基礎額は、官民連携型公園計画策定調査の実施に要する費用の 2 分の 1 とする。市町村が官民連携型公園計画策定調査を実施し、沖縄県が当該市町村に対し、当該調査の実施に要する費用を補助する場合にあっては、当該調査の実施に要する費用の 2 分の 1 とする。

VII こどもまんなか公園づくり支援事業

1. 交付金事業者

沖縄県及び市町村

2. 交付対象事業

(1) 定義

この要綱において、「こどもまんなか公園づくり支援事業」とは、以下に掲げる(2)の要件を満たす都市公園の整備に関する事業をいう。

(2) 事業要件

①事業計画

- 1) 本事業を行おうとする場合は、事業実施計画に、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
 - i) 計画期間中の整備方針と目標、及びその効果
 - ii) 計画期間中の事業実施箇所及び整備内容
 - iii) 計画期間中の事業実施箇所における概算事業費

②都市要件

②-1 対象都市要件

以下の1)及び2)に掲げる要件を満たす都市を対象とする。

- 1) こども基本法に基づくこども計画又は緑の基本計画等において、こどもの遊び場となる都市公園の整備に関する方針を位置づけている都市(こども計画については策定が確実に見込まれる場合も含む。)
- 2) 公園施設長寿命化計画を策定している都市

②-2 都市公園等整備水準要件

- 1) 都市公園の新設(既存の都市公園の拡張整備を含む。)を伴う市町村事業においては、以下に掲げるi)又はii)の要件を満たすこと。
 - i) 一の市町村の区域内における以下のイ)からハ)までの公園・緑地の都市計画区域内住民一人当たりの敷地面積の合計が10㎡未満
 - イ) 都市公園
 - ロ) 特別緑地保全地区における買い入れた土地であって市民に公開している緑地
 - ハ) 都市緑地法に基づく市民緑地契約又は管理協定に基づき国の補助を受け施設整備を行い市民に公開している緑地
 - ii) 同市町村のDID地域内における上記i)のイ)からハ)までの公園・緑地の住民一人当たりの敷地面積の合計が5㎡未満

②-3 対象地域要件

以下に掲げる1)又は2)の要件を満たす地域。

- 1) 地方公共団体において住宅部局等と連携し、子育て世代の居住環境の改善に向けた取組が行われる地域
子育て世帯等が優先的に入居できる仕組みの導入を図る公営住宅等の公

的賃貸住宅の周辺地域、又は子育て世帯が住宅に入居しやすい環境を整理する観点から設定された空き家の活用を促す区域。

2) 都市公園の利用圏域等を勘案し、こどもの遊び場が不足している地域
本事業（新設又は再整備）を実施する都市公園から 250m の範囲内の過半が、既存の都市公園（ただし、遊戯施設の存在しない都市公園は除く。）から 250m の範囲に含まれないこと。

③対象事業内容

本事業の交付の対象となる事業は、以下に掲げるとおりとする。

③-1 施設整備

都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 31 条各号に定める公園施設（ただし、運動施設を除く。）の整備を対象とする。

③-2 用地取得

③-1 の施設整備を実施するために必要な都市公園の用地の取得を対象とする。

③-3 計画策定

公園協議会やワークショップ等を活用したこどもや子育て当事者の意見を踏まえた公園の整備計画の策定及び計画策定に必要なコーディネートに係る経費を対象とする。

④総事業費要件

事業期間中における事業の合計国費が 15 百万円（沖縄県が実施する事業は 30 百万円）×計画年数以上であるもの。

3. こどもまんなか公園づくり支援事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、都市公園法第 29 条に基づき、施設整備及び用地取得に要する費用について、それぞれ以下に掲げるとおりとする。なお、都市公園法以外の法令により、都市公園法施行令第 31 条に定める補助率の特例が規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率を適用する。

(1) 施設整備に要する費用

当該費用の額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。市町村が施設を整備し、沖縄県が当該市町村に対し、当該施設の整備に要する費用を補助する場合にあっては、当該施設の整備に要する費用の額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。

(2) 用地取得に要する費用

当該費用の額に 3 分の 1 を乗じて得た額とする。市町村が用地を取得し、沖縄県が当該市町村に対し、当該用地の取得に要する費用を補助する場合にあっては、当該用地の取得に要する費用の額に 3 分の 1 を乗じて得た額とする。

(3) 計画策定に要する費用

当該費用の額に2分の1を乗じて得た額とする。市町村が計画策定を実施し、沖縄県が当該市町村に対し、当該計画策定の実施に要する費用を補助する場合にあっては、当該計画策定の実施に要する費用の額に2分の1を乗じて得た額とする。

7-2 都市公園安全・安心対策事業

都市公園安全・安心対策事業とは、大規模地震に備えた市街地の防災性の向上や、公園施設の戦略的な機能保全・向上対策による安全性の確保、都市公園の適正な管理による公園利用者の安全・安心の確保や、公園施設に係るトータルコストの低減等、都市公園における安全・安心対策事業を実施し、子どもや高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備等を行うことを目的とする。

I 都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業

1. 交付金事業者

沖縄県及び市町村

2. 交付対象事業

(1) 定義

この要綱において、「都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業」とは、以下に掲げる(2)の要件を満たす事業をいう。

(2) 事業要件

①事業実施計画

1) 本事業を行おうとする場合は、事業実施計画に、次のi)からiv)に掲げる事項を記載するものとする。

i) 事業期間中の整備方針と目標、及びその効果

ii) 事業期間中の事業実施箇所及び整備内容

iii) 事業期間中の事業実施箇所における概算事業費

2) 事業を実施できる期間は、令和10年度までとする。

(ただし、「都市公園における公園施設のバリアフリー化」については、令和7年度まで、「都市公園における感染症対策」については、令和5年度までに事業実施計画に定められた事業に限ることとする。)

②対象事業内容

本事業の交付の対象となる事業は、以下に掲げるとおりとする。

1) 施設整備

都市公園法施行令第31条各号に定める公園施設の整備のうち、次のi)からiv)までの施設整備を対象とする。

i) 都市公園の防犯性の向上(ただし「登下校防犯プラン」に基づく「通学路における緊急合同点検」等、関係機関や地域住民等が連携して実施する点検等の結果に基づき実施される、施設管理カメラの整備並びに、施設管理カメラの整備と一体的に実施することで防犯性の向上が図られる照明灯、植栽、さく及びこれらに付随する施設の整備に限る。)

ii) 都市公園の豪雨対策

iii) 地域防災計画又は地震防災緊急事業五箇年計画に位置付けのある都市公園における建物又は橋梁等の耐震改修

iv) 都市公園における公園施設のバリアフリー化

v) 都市公園における感染症対策(ただし、感染防止の観点から有効性のある衛生環境改善や3密回避等の対策に限る。)

2) 用地取得

都市公園の用地の取得を対象とする。

③総事業費要件

事業期間中における事業の合計国費が15百万円(沖縄県が実施する事業は30百万円)×事業年数以上であるもの。

3. 都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、都市公園法第29条に基づき、施設整備及び用地取得に要する費用について、それぞれ以下に掲げるとおりとする。なお、都市公園法以外の法令により、都市公園法施行令第31条に定める国費率の特例が規定されている場合は、当該国費率を適用する。また、特定地区公園にあっては、7-1のⅢに定める国費率を適用する。

(1) 施設整備に要する費用

当該費用の額に2分の1を乗じて得た額とする。市町村が施設を整備し、沖縄県が当該市町村に対し、当該施設の整備に要する費用を補助する場合にあっては、当該施設の整備に要する費用の額に2分の1を乗じて得た額とする。

(2) 用地取得に要する費用

当該費用の額に3分の1を乗じて得た額とする。市町村が用地を取得

し、沖縄県が当該市町村に対し、当該用地の取得に要する費用を補助する場合にあっては、当該用地の取得に要する費用の額に3分の1を乗じて得た額とする。

4. 留意事項

7-1 I 4. の(2)及び(4)に定める事項については、本事業においても準用する。

II 公園施設長寿命化対策支援事業

1. 交付金事業者

沖縄県及び市町村

2. 交付対象事業

(1) 定義

この要綱において、「公園施設長寿命化対策支援事業」とは、以下に掲げる(2)の要件を満たす事業をいう。

(2) 事業要件

①事業実施計画

本事業を行おうとする場合は、事業実施計画に、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- 1) 事業期間中の整備方針と目標、及びその効果
- 2) 事業期間中の事業実施箇所及び整備内容
- 3) 事業期間中の事業実施箇所における概算事業費

②面積要件

原則として面積2ha以上の都市公園における施設の改築を対象とする。なお、都市公園事業における防災公園に該当する都市公園については、防災公園の面積要件を適用する(2ha未満の防災公園において、平成28年度以降に事業に着手するものについては、地域防災計画等に位置づけられた機能に必要な施設に限る)。ただし、遊戯施設については、これを適用しない。

③対象事業内容

1) 施設整備

本事業の交付の対象となる事業は、都市公園法施行令第31条各号に定める公園施設のうち、健全度調査等で改善が必要と判断されたもので、地方公共団体が策定する「公園施設長寿命化計画」に基づき適

切に維持管理されている施設の改築とする。

④総事業費要件

事業計画期間中における事業の合計国費が15百万円（沖縄県が実施する事業は30百万円）×計画年数以上であるもの。

3. 公園施設長寿命化対策支援事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、都市公園法第29条に基づき、施設整備に要する費用について、当該費用の額に2分の1を乗じて得た額とする。市町村が施設を整備し、沖縄県が当該市町村に対し、当該施設の整備に要する費用を補助する場合にあっては、当該施設の整備に要する費用の額に2分の1を乗じて得た額とする。なお、都市公園法以外の法令により、都市公園法施行令第31条に定める国費率の特例が規定されている場合は、当該国費率を適用する。

4. 留意事項

7-1 I 4. の（2）及び（4）に定める事項については、本事業においても準用する。

III 公園施設長寿命化計画策定調査

1. 交付金事業者

沖縄県及び市町村

（1）定義

①この要綱において、「公園施設長寿命化計画」とは、公園管理者が管理する公園施設のうち、建物又は工作物（附帯設備や舗装等を含む。）を対象として、公園施設の点検・調査結果に基づき、以下に掲げる事項を定めるものをいう。

- 1) 都市公園整備状況
- 2) 計画期間（概ね10年以上）
- 3) 対象都市公園（種別別公園数、選定理由）
- 4) 対象公園施設（公園施設種類別の数、これまでの維持管理状況、選定理由）
- 5) 健全度を把握するための点検調査結果の概要
- 6) 日常的な維持管理に関する基本方針
- 7) 公園施設の長寿命化のための基本方針
- 8) 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策

内容・時期等

9) 計画全体の長寿命化対策の実施効果（ライフサイクルコストの縮減額）

なお、長寿命化対策の実施効果については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条の規定に基づき国土交通大臣が定める処分制限期間以上の使用年数を期待でき、かつ長寿命化対策を実施しない場合よりもライフサイクルコストが安価となるものであること。

- ②この要綱において、「長寿命化対策」とは、予防保全的管理により、既存の公園施設の耐用年数の延伸及びライフサイクルコストの低減に寄与する対策をいう。
- ③この要綱において、「予防保全的管理」とは、以下に掲げる修繕・改築をいう。

1) 予防保全型管理

劣化・損傷状況を目視等で直接確認できる施設について、点検等により把握した健全度に基づき、時間経過に伴う劣化・損傷を予測した上で、施設の機能保全や安全性確保に支障となる劣化・損傷を未然に防止することを目的として行う計画的な修繕・改築。

2) 予測保全型管理

劣化・損傷状況を目視等で直接確認できない施設について、定期的な保守点検や分解検査等により把握した健全度に基づき、施設の機能保全や安全性確保に支障となる劣化・損傷を未然に防止することを目的として行う修繕・改築。

3) 事後保全型管理

劣化や損傷、異常、故障が確認された時点で行う修繕・改築（安全性の確保及びライフサイクルコストの縮減の観点で対策を行っても、ライフサイクルコストの低減効果が得られない施設を含む。）。

(2) 事業要件

①対象事業内容

本事業の交付の対象となる事業は、公園施設の計画的な修繕・改築を行うための点検・調査、及び同点検・調査の結果に基づく公園施設長寿命化計画の策定とする。ただし、公園施設長寿命化計画の新規策定又は変更（長寿命化計画策定後に新規又は追加整備された公園施設を対象とした計画についても変更とみなす。）にあたり、公園施設の再編・集約化や新技術等の活用の検討を踏まえた費用の縮減に関する具体的な方針を計画に記載し、公表することを要件とする。

(3) 留意事項

- ①平成 26 年度（500 箇所以上、若しくは面積 500ha 以上の都市公園を管理する地方公共団体においては平成 28 年度）以降、公園施設の改築・更新に係る交付対象事業は「公園施設長寿命化計画」に基づく予防保全的な管理を実施しているものに限定する。
- ②本事業は、令和 7 年度までの措置とする。ただし、沖縄県及び人口 10 万人以上の市町村においては公園施設長寿命化計画の変更に限った措置とする。
- ③本事業により策定した公園施設長寿命化計画は、沖縄総合事務局長に提出するものとする。なお、計画を変更した場合も同様とする。

2. 公園施設長寿命化計画策定調査に係る基礎額

本事業の基礎額は、公園施設の計画的な修繕・改築を行うための点検・調査、及び同点検・調査の結果に基づく公園施設長寿命化計画の策定に要する費用の 2 分の 1 とする。

市町村が点検・調査及び公園施設長寿命化計画の策定を実施し、沖縄県が当該市町村に対し、当該点検・調査及び計画策定に要する費用を補助する場合にあっては、当該点検・調査及び計画策定に要する費用の額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。

7-3 市民農園等整備事業

市民農園等整備事業は、良好な都市環境の形成に資する生産緑地等の有する緑地機能の保全活用を図るとともに、健康的でゆとりある国民生活の確保を図る市民農園等の整備を実施する事業の円滑な運用を図ることを目的とする。

1. 交付金事業者

沖縄県及び市町村

2. 交付対象事業

(1) 定義

この要綱において、「市民農園等整備事業」とは、以下に掲げる(2)の要件を満たす、次の①から③までの都市公園等を整備する事業をいう。

- ①分区園を主体とする都市公園
- ②一団の農地を主体とする農体験の場となる都市公園（ただし、都市緑地法に基づく緑の基本計画等に位置付けられた緑地と農地の一体的な保全を図る区域に限る。）
- ③生産緑地において、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」に規定する

特定都市農地貸付け又は「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」に規定する特定農地貸付けの承認を受けた地方公共団体や緑地保全・緑化推進法人が開設する市民農園（市民農園整備促進法第 11 条の規定に基づき承認を受けたものとみなされる市民農園を含む。以下本要綱において同じ。）

（２）事業要件

①面積要件

面積は原則として 0.25ha 以上であること。ただし、以下の場合を除く。

- 1) 都市緑地にあつては概ね 0.1ha 以上であること。（農協等が設置する分区園と一体として沖縄県又は市町村が休憩施設等の園地のみを整備するものについてはその合計面積。）
- 2) 集約化地域（都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素まちづくり計画に位置付けられた都市機能の集約地域、又は都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画における居住誘導区域（都市機能誘導区域を含む。）をいう。）外において、生産緑地の買取り申出に基づく農地の買取り又は貸借を行う場合は、0.05ha 以上であること。ただし、条例で生産緑地の規模に関する条件が定められている場合にあつては、0.03ha 以上 0.05ha 未満の範囲内で当該条例で定める規模以上であること。
- 3) 都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画における居住誘導区域内において、教育・学習又は防災に係る計画等の位置付けがある生産緑地の買取り申出に基づく農地の買取り又は貸借を行う場合は、0.05ha 以上であること。ただし、条例で生産緑地の規模に関する条件が定められている場合にあつては、0.03ha 以上 0.05ha 未満の範囲内で当該条例で定める規模以上であること。
- 4) 都市緑地法に基づく緑の基本計画等に位置付けられた緑地と農地の一体的な保全を図る区域において、農地の買取り又は貸借を行う場合は、0.05ha 以上であること。ただし、生産緑地の買取り申出に基づく農地の買取り又は貸借を行う場合で、条例で生産緑地の規模に関する条件が定められている場合にあつては、0.03ha 以上 0.05ha 未満の範囲内で当該条例で定める規模以上であること。

②対象事業内容

本事業の交付の対象となる事業は、園路、広場、植栽、休憩施設等の施設整備（分区部分を除く。）及び用地取得（２．（１）③に掲げる事業を除く）とする。

③その他

- 1) 良好な都市環境の形成に資するとともに、適切な市民利用が図られるよ

う地域の実情に応じた位置、規模等を備えること。

- 2)借地して設置する場合、事業主体が、土地所有者と賃貸借契約等により、概ね 10 年以上の権原を取得するものであること。
- 3)原則として都市計画施設（公園又は緑地）であること。ただし、借地による場合及び買取り申出がされた生産緑地地区又は都市緑地法に基づく緑の基本計画等に位置付けられた緑地と農地の一体的な保全を図る区域において農地の買取りを行う場合を除く。

(3) 留意事項

居住誘導区域に係る面積要件を適用し平成 28 年度末までに事業を開始する場合は、平成 28 年度末までに立地適正化計画を策定し都市機能誘導区域を指定すること、平成 30 年度末までに居住誘導区域を指定することを前提に、居住誘導区域見込み地を居住誘導区域とみなして実施が可能なものとする。また、平成 29 年度又は 30 年度中に事業を開始する場合にあっては、都市機能誘導区域を指定した上で平成 30 年度末までに居住誘導区域を立地適正化計画に記載することを前提に居住誘導区域見込み地を居住誘導区域とみなして実施が可能なものとする。

3. 市民農園等整備事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、都市公園法第 29 条に基づき、施設整備に要する費用（分区分を除く。）にあっては、当該費用の 2 分の 1、用地取得に要する費用にあっては、当該費用の 3 分の 1 とする。市町村が施設を整備し、沖縄県が当該市町村に対し、当該施設の整備に要する費用を補助する場合にあっては、当該施設の整備に要する費用の額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。市町村が用地を取得し、沖縄県が当該市町村に対し、当該用地の取得に要する費用を補助する場合にあっては、当該用地の取得に要する費用の額に 3 分の 1 を乗じて得た額とする。

また、2. (1) ③に定める事業において、緑地保全・緑化推進法人が施設整備し、地方公共団体が当該緑地保全・緑化推進法人に対し、当該整備に要する費用を補助する場合には、当該地方公共団体が補助に要する費用の 2 分の 1 又は当該施設の整備に要する全体費用の 3 分の 1 のいずれか低い額とする。

4. 留意事項

7-1 I 4. の (2)、(3) 及び (4) に定める事項については、本事業においても準用する。

7-4 緑地環境事業

緑地環境事業は、グリーンインフラの一層の推進、商店街等の中心市街地の活性化等を図るため、公園緑地の整備、公共公益施設の緑化等を推進することを目的とする。

I グリーンインフラ活用型都市構築支援事業

1. 交付金事業者

沖縄県及び市町村

2. 交付対象事業

(1) 定義

- ①この要綱において、「グリーンインフラ活用型都市構築支援事業」とは、以下に掲げる(2)(通常型)又は(3)(防災・減災推進型)の要件を満たす公園緑地の整備、公共公益施設の緑化等を行う事業をいう。
- ②この要綱において、「脱炭素先行地域」とは、民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出について2030年度までに実質ゼロを実現することなどに先行的に取り組む地域等として環境省が選定した地域等をいう。

(2) 事業要件(通常型)

- ①本事業を行おうとする場合は、グリーンインフラ活用型都市構築支援事業計画に、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
 - 1) 事業計画の区域
 - 2) 事業計画の目標
 - 3) 事業計画の目標を達成するために必要な交付対象事業
 - 4) 計画期間
 - 5) 事業計画の対象となる地区の名称
 - 6) 交付期間における各交付対象事業の概算事業費
 - 7) 事業計画の評価に関する事項
- ②緑の基本計画や市町村都市計画マスタープラン等の計画においてグリーンインフラの取り組みに関する整備目標・内容に関する記載があり、その内容と事業計画の内容が整合していること。
- ③①2)で記載する目標は以下1)及び2)を満たすものとする。
 - 1) 事業計画の区域における課題解決、又は本事業の実施目的に関連する目標設定であること

- 2) 緑や水が持つ多面的機能の発揮を目的とした目標を3つ以上設定し、そのうち2つ以上は定量的な目標設定であること
- ④本事業の交付の対象となる事業は、以下1)及び2)を満たすものとする。
- 1) 事業計画の目標達成に資する以下に掲げる事業
 - i) 公園緑地の整備及び用地取得
 - ii) 公共公益施設の緑化
 - iii) 民間建築物の緑化
 - iv) 市民農園の整備
 - v) 緑化施設の整備
 - vi) グリーンインフラに関する計画策定
 - vii) 整備効果の検証
 - viii) 認定優良緑地確保計画に基づく緑地の整備等
 - 2) 複数の事業主体により実施するもの又は1) i)～v)のうち2つ以上の事業を実施するもの。ただし、iii)について、脱炭素先行地域、都市緑地法に基づく緑化地域又は緑化重点地区のいずれかの地域で行われ、敷地面積の25%以上かつ500㎡以上であり、10年以上にわたり適切に管理されるものである場合又はviii)の場合については、本要件は適用しない。
- (3) 事業要件（防災・減災推進型）
- ①本事業を行おうとする場合は、グリーンインフラ活用型都市構築支援事業計画に、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
 - 1) 事業計画の区域
 - 2) 事業計画の目標
 - 3) 事業計画の目標を達成するために必要な交付対象事業
 - 4) 計画期間
 - 5) 事業計画の対象となる地区の名称
 - 6) 交付期間における各交付対象事業の概算事業費
 - 7) 事業計画の評価に関する事項
 - ②緑の基本計画や市町村都市計画マスタープラン等の計画においてグリーンインフラの取り組みに関する整備目標・内容に関する記載があり、その内容と事業計画の内容が整合していること。
 - ③防災指針や流域水害対策計画等の防災・減災関連の計画においてグリーンインフラの取り組みに関する整備目標・内容に関する記載があり、その内容と事業計画の内容が整合しており、グリーンインフラの取り組みを実施することで防災・減災関連の計画の達成に寄与するこ

と。

- ④ ①2) で記載する目標は以下 1) 及び 2) を満たすものとする。
- 1) 事業計画の区域における課題解決、又は本事業の実施目的に関連する目標設定であること
 - 2) 緑や水が持つ多面的機能の発揮を目的とした目標を 3 つ以上設定し、そのうち 2 つ以上は定量的な目標設定であること。ただし、指標内容のうち 1 つは防災・減災関連の指標であること。
- ⑤ 本事業の交付の対象となる事業は、以下 1) 及び 2) を満たすものとする。
- 1) 事業計画の目標達成に資する以下に掲げる事業
 - i) 公園緑地の整備及び用地取得
 - ii) 公共公益施設の緑化
 - iii) 民間建築物の緑化
 - iv) 市民農園の整備
 - v) 緑化施設の整備
 - vi) 既存緑地の保全利用施設の整備
 - vii) グリーンインフラに関する計画策定
 - viii) 整備効果の検証
 - ix) 認定優良緑地確保計画に基づく緑地の整備等
 - 2) 複数の事業主体により実施するもの又は 1) i) ~ vi) のうち 2 つ以上の事業を実施するもの。ただし、iii) について、脱炭素先行地域、都市緑地法に基づく緑化地域又は緑化重点地区のいずれかの地域で行われ、敷地面積の 25% 以上かつ 500 m² 以上であり、10 年以上にわたり適切に管理されるものである場合又は ix) の場合については、本要件は適用しない。

(4) 留意事項

- ① 公園緑地の整備については、原則として都市公園として管理するものであること。(都市計画決定されていないものを含む。止むを得ない場合は、沖縄県又は市町村の条例等に基づく公園、緑地として管理するもの。)
- ② 公共公益施設緑化については、同施設の敷地及び建築物の緑化を行うものであること。
- ③ 民間建築物の緑化については、公開性があるものに限る(脱炭素先行地域、都市緑地法に基づく緑化地域又は緑化重点地区のいずれかの地域で行われ、敷地面積の 25% 以上かつ 500 m² 以上であり、10 年以上にわたり適切に管理されるものを除く)。

- ④市民農園の整備については、7-32.(2)に定める事業要件を満たすものに限る。
- ⑤緑化施設の整備については、2④1) i)～iv)と併せて整備することで目標達成に資するものに限る。
- ⑥既存緑地の保全利用施設の整備については、特別緑地保全地区や市民緑地など都市緑地法等の法令に基づき保全している緑地や条例等により保全している緑地において、保全利用施設（雨水貯留浸透施設など緑地の防災・減災機能を発揮するために必要な施設を含む）の整備を行うものであること。
- ⑦グリーンインフラに関する計画策定及び整備効果の検証については、2④1) i)～v)と併せて実施することで目標達成に資するものに限る。
- ⑧都市緑地法に基づく認定優良緑地確保計画に記載された緑地確保事業において行う緑地の整備等については、心身の健康の増進、コミュニティの形成、こどもの健全な成長等の公益性の高いWell-being向上に資する事業が含まれるものに限る。

3. グリーンインフラ活用型都市構築支援事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、施設整備及び計画策定、整備効果の検証に要する費用にあつては、当該費用の2分の1、用地取得に要する費用にあつては、当該費用の3分の1とする。

また、民間事業者等が交付金事業者である場合にあつては、施設整備に要する費用について地方公共団体が民間事業者等に補助する額の2分の1又は当該費用の3分の1のいずれか低い額とする。

4. 留意事項

7-1 I 4. の(2)、(3)及び(4)に定める事項については、本事業においても準用する。

II 中心市街地活性化広場公園整備事業

1. 交付金事業者

沖縄県及び市町村

2. 交付対象事業

(1) 定義

この要綱において、「中心市街地活性化広場公園整備事業」とは、以下に掲げる（２）の要件を満たす公園・緑地の整備を行う事業をいう。

（２）事業要件

①事業計画

本事業を行おうとする場合は、事業実施計画に、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- 1) 事業期間中の整備方針と目標、及びその効果
- 2) 事業期間中の事業実施箇所及び整備内容
- 3) 事業期間中の事業実施箇所における概算事業費

②都市要件

中心市街地活性化法に基づく「中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画」に位置づけられた地区を含む地区、又は都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画における都市機能誘導区域で、3箇所以上の公園・緑地の整備を行うものであること。

③面積要件

対象事業の一箇所当たりの面積が 500 m²以上であること。

④対象事業内容

本事業の交付の対象となる事業は、以下に掲げるとおりとする。

④-1 施設整備

都市公園法施行令第 31 条各号に定める公園施設の整備を対象とする。

④-2 用地取得

都市公園の用地の取得を対象とする。

⑤総事業費要件

全ての箇所の合計事業費が 2.5 億円以上であるもの。

（３）留意事項

①都市計画決定されていない公園、緑地を含む。ただし、事業完了後、都市公園として管理すること。

②中心市街地活性化法に基づく「中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画」に位置づけられた地区を含む地区における事業に対する措置は、平成 28 年度末までに当該計画を策定した事業に限る。

3. 中心市街地活性化広場公園整備事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、都市公園法第 29 条に基づき、施設整備及び用地取得

に要する費用について、それぞれ以下に掲げるとおりとする。なお、都市公園法以外の法令により、都市公園法施行令第31条に定める国費率の特例が規定されている場合は、当該国費率を適用する。

①施設整備に要する費用

当該費用の額に2分の1を乗じて得た額とする。市町村が施設を整備し、沖縄県が当該市町村に対し、当該施設の整備に要する費用を補助する場合には、当該施設の整備に要する費用の額に2分の1を乗じて得た額とする。

②用地取得に要する費用

当該費用の額に3分の1を乗じて得た額とする。市町村が用地を取得し、沖縄県が当該市町村に対し、当該用地の取得に要する費用を補助する場合には、当該用地の取得に要する費用の額に3分の1を乗じて得た額とする。

4. 留意事項

7-1 I 4. の(3)及び(4)に定める事項については、本事業においても準用する。

Ⅲ 市民緑地等整備事業

1. 交付金事業者

沖縄県及び市町村

2. 交付対象事業

(1) 定義

この要綱において、「市民緑地等整備事業」とは、以下に掲げる2の要件を満たす、次の①から④までの施設整備を行う事業をいう。ただし、市民緑地契約、認定を受けた市民緑地設置管理計画（以下、「市民緑地設置管理計画」という。以下7-4関係部分において同じ。）又は管理協定において、10年以上の期間にわたって公開が継続することが確実であるものとする。

①沖縄県、市町村又は緑地保全・緑化推進法人（都市緑地法第81条に規定する緑地保全・緑化推進法人をいう。以下Ⅲ関係部分において同じ。）が、市民緑地契約に基づき行う緑地の利用又は管理のために必要な施設整備。

②緑地保全・緑化推進法人又は都市再生推進法人（都市再生特別措置法第

118条に基づき、市町村の指定を受けた法人をいう。以下同じ。)が市民緑地設置管理計画に基づき行う施設整備。ただし、以下の1)及び2)に掲げる要件を満たす市民緑地の設置に当たり行う施設整備を対象とする。

- 1) 緑の基本計画に都市公園の不足する地域の定めがあつて、当該地域に設置されるもの
- 2) 市町村が緑の基本計画に記載し、支援の対象とする市民緑地の概ねの位置及び施設の種類の適合するもの
- ③ 沖縄県、市町村又は緑地保全・緑化推進法人が、緑地保全地域又は特別緑地保全地区内の土地に係る管理協定に基づき行う緑地の利用又は管理のために必要な施設整備。
- ④ 沖縄県又は市町村が、緑の基本計画等に位置付けられた緑地と農地の一体的な保全を図る区域において、条例等に基づき保全措置が講じられた緑地（10年以上の期間にわたって保全が継続することが確実で、普及啓発等の際に公開されるものに限る。）において行う施設整備。

(2) 事業要件

① 都市要件

以下の1)及び2)に掲げる要件を満たす都市を対象とする。

- 1) 緑の基本計画（都市緑地法第4条に規定する基本計画をいう。以下7関係部分において同じ。）が策定済み若しくは策定中の都市、又は景観計画が策定済み若しくは策定中の都市
- 2) 以下のいずれかの要件を満たす都市
 - i) 重点都市
 - ii) 都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画において都市機能誘導区域又は居住誘導区域を指定した都市
 - iii) 人口10万人以上の都市

② 面積要件

- 1) 市民緑地契約、市民緑地設置管理計画又は管理協定に係る緑地にあつては面積が原則2ha以上（周辺の都市公園と一体となって2ha以上となるものを含む。）であること。ただし、以下の場合を除く。
 - i) 地域防災計画において避難地として位置付けられるなど、防災上の位置付けがあるものについては、1ha以上であること。（重点都市における事業は、0.25ha以上。）
 - ii) 都市機能誘導区域又は居住誘導区域におけるものについては、0.05ha以上であること。
- 2) 緑の基本計画等に位置付けられた緑地と農地の一体的な保全を図る区

域におけるものについては、0.05ha以上であること。

③対象事業内容

本事業の交付の対象となる事業は、以下に掲げるとおりとする。

- 1) 市民緑地契約及び市民緑地設置管理計画に基づく施設整備。ただし、市民緑地設置管理計画に基づく施設整備は、①、②、③又は⑤に限る。

①園路又は広場、②修景施設、③休憩所、ベンチその他の休養施設、④便所、水飲場その他の便益施設、⑤門、さく、照明施設、水道その他の管理施設、⑥備蓄倉庫その他の災害応急対策施設

- 2) 緑地保全地域における管理協定に基づく施設整備

①防火施設、②土砂崩壊防止施設、③景観保全のための植栽、④防火・病虫害防除維持管理上の道路、⑤立入防止柵・標識等の管理施設、⑥散策路、⑦ベンチ、⑧休憩所、⑨公衆便所、⑩解説板、⑪駐輪場、⑫水質保全のための水辺周辺施設

- 3) 借地公園において行う施設整備

都市公園法施行令第31条各号に規定する施設

- 4) 先導的都市環境形成計画が認定された地区内において行う施設整備

都市公園法施行令第31条各号に規定する施設

- 5) 条例等に基づくその保全措置に関する施設整備

①園路又は広場、②修景施設、③休憩所、ベンチその他の休養施設、④便所、水飲場その他の便益施設、⑤門、さく、照明施設、水道その他の管理施設、⑥備蓄倉庫その他の災害応急対策施設

④総事業費要件

当該市民緑地等の開設に必要な全体事業費が2億円以上であること。

(①の2)のi)及びii)に該当する事業には適用しない。)なお、この場合、全体事業費には、当該市民緑地等について用地取得を行う場合の想定事業費及び緑地保全・緑化推進法人又は都市再生推進法人による施設整備費を見込むことができる。

3. 市民緑地等整備事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、施設の整備に要する費用の2分の1とする。

また、緑地保全・緑化推進法人又は都市再生推進法人が公園・緑地の利用又は管理に必要な施設を整備し、沖縄県又は市町村が当該緑地保全・緑化推進法人又は都市再生推進法人に対し、当該施設の整備に要する費用を補助する場合には、当該地方公共団体が補助に要する費用の額に2分の1又は当該施設の整備に要する全体費用の3分の1のいずれか低い額とする。

8 広域的地域活性化基盤

8-1 広域的地域活性化基盤整備事業

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成19年法律第52号。以下「広域活性化法」という。）第5条第1項の広域的地域活性化基盤整備計画（複数の都道府県が連携・協力して作成されたものを除き、かつ、この要綱の施行の際、現に国土交通大臣に提出されているものに限る。以下「広域活性化計画」という。）に基づく広域活性化法第5条第2項第2号及び第3号の事業等をいう。

1. 交付対象事業者

沖縄県

2. 交付対象事業

- 1 交付対象事業は、広域活性化計画に基づき実施される表 8-1 に掲げる事業等をいう。
- 2 広域活性化計画の基幹事業（広域活性化のために必要な表 8-1 第4項から第11項までの拠点施設関連基盤施設整備事業をいい、8-1 関係部分において単に「基幹事業」という。）については、広域活性化法第2条第2項に定める拠点施設の整備に関する事業の施行に関連して一体的に実施することが必要となる事業又は同法第2条第1項に定める広域的特定活動に伴う人の往来又は物資の流通に対応するために必要な事業に限られる。また、交付期間内に一定の成果をあげることでできない大規模な事業は基幹事業としては適切ではない。
- 3 表 8-1 第1項から第3項までの事業等については、基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要なものに限る。

表 8-1（広域的地域活性化基盤整備事業の交付対象事業）

交付対象事業	交付対象事業の費用の範囲	間接交付の場合の事業に要する額
1. 事業活用調査	広域活性化計画の対象となる地区における交付対象事業の活用等に関する調査等に要する費用	沖縄県が市町村等に対して負担する費用の額の範囲内
2. 地域自立・活性化活動推進事業	情報収集・提供活動、社会実験等の地域活性化の促進等に関する事業等に要する費用	同上
3. 地域自立・活性化基盤整備支援事業	広域活性化計画の目標を達成するために必要な事業等に要する費用	同上

4. 住宅市街地盤整備事業	附属編9-2に規定する住宅市街地盤整備事業の交付の対象となる事業であって、沖縄県が事業を実施するのに要する費用	—
5. 公園	附属編7-1に規定する都市公園事業の交付の対象となる事業であって、沖縄県が事業を実施するのに要する費用	—
6. 下水道	附属編5に規定する事業の交付の対象となる事業のうち、流域下水道の採択基準に適合する沖縄県事業に要する費用	—
7. 河川	以下のいずれかに該当する河川の整備であって、附属編3に規定する事業の交付の対象となる事業に要する費用 1 沖縄県が実施する一級河川の改良工事若しくは修繕 2 沖縄県が実施する二級河川の改良工事	—
8. 道路	以下のいずれかに該当する道路の整備であって、附属編1に規定する事業の交付の対象となる事業に要する費用 1 沖縄県が実施する一般国道、県道の新設、改築又は修繕 2 沖縄県が実施する街路事業	—
9. 港湾	港湾管理者（沖縄県）が実施する次に掲げる事業であって、附属編2に規定する事業の交付の対象となる事業に要する費用 1 港湾改修事業 2 港湾環境整備事業	—
10. 土地区画整理事業	附属編1の2. の1の二に規定する道路事業の交付の対象となる事業であって、沖縄県が事業を実施するのに要する費用	—
11. 市街地再開発事業	附属編1の2. の1の二に規定する道路事業の交付の対象となる事業であって、沖縄県が事業を実施するのに要する費用	—

3. 広域的地域活性化基盤整備事業に係る基礎額

本事業の基礎額は次に掲げる式により算出された額とする。

広域的地域活性化基盤整備事業に係る基礎額

$$= \text{当該年度の事業費} \times \text{交付率}$$

上記交付率については次に掲げる式により算出されたものとする。

$$\text{交付率} = \text{交付限度額} / \text{交付対象事業費}$$

上記交付限度額については、以下により算出する。

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行規則（平成19年国土交通省令第74号）第17条第2項の規定により、同規則第17条第1項に基づき算出した額又は次に掲げる式により算出された額のいずれか低い額とする。

$$\text{交付限度額} = \frac{1}{2} \times \alpha$$

この場合において、 α は、次に掲げる式により算出した額のうちいずれか少ない額とし、かつ、財政法第4条の規定に基づく公債対象経費に該当するものとする。

$$1) \alpha = \frac{9}{10} \times (A + B)$$

$$2) \alpha = \frac{12}{11} \times A$$

A : 表8-1第4項から第11項までの事業ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

B : 表8-1第1項から第3項までの事業等ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

なお、沖縄県が市町村等に対し、表8-1第1項から第3項までの事業等に要する経費の一部を負担する場合においては、上記Bにおける「交付対象事業の費用の範囲」を「間接交付の場合の事業に要する額」とする。

4. 雑則

広域活性化計画に基づく本交付金の交付限度額は、表 8-1 の事業に係る事業費に沖縄振興公共投資交付金の創設による変更後の社会資本総合整備計画に記載された事業（新たに沖縄振興公共投資交付金を充てて実施するものを除く。）に係る事業費の額を加えて算定した額から、当該広域活性化計画に係る社会資本整備総合交付金の交付限度額を控除して算定した額とする。

9 住宅

9-1 地域住宅計画に基づく事業

地域住宅計画に基づく地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成17年法律第79号。以下「地域住宅法」という。）第6条第2項第1号及び第2号の事業等をいう。

1. 交付金事業者

沖縄県、市町村及び民間事業者等

2. 交付対象事業

地域住宅法第6条第2項に掲げる事項が記載された計画に基づき実施される表に掲げる事業等（他の法律又は予算制度に基づく国の補助又は負担を得て実施する事業等を除く。）をいう。

表9-1-1（地域住宅計画に基づく事業の交付対象事業）

交付対象事業	交付対象事業の費用の範囲
1. 公営住宅等整備事業	公営住宅等整備事業対象要綱（平成17年8月1日付け国住備第37号）に規定する公営住宅等整備事業のうち、戸数がおおむね200戸未満の公営住宅団地に係る事業（地域福祉拠点等の重点整備に係る事業を除く。）に係る交付対象額
2. 公営住宅ストック総合改善事業	公営住宅等ストック総合改善事業対象要綱（平成17年8月1日付け国住備第38-3号）に規定する公営住宅ストック総合改善事業のうち、以下の第一号又は第二号のいずれかに該当する事業（地域福祉拠点等の重点整備に係る事業を除く。）に係る交付対象額 一 戸数がおおむね200戸未満の公営住宅団地に係る事業 二 小規模な改善工事に係る事業
3. 住宅市街地基礎整備事業	9-2に規定する住宅市街地基礎整備事業のうち、道路、都市公園又は河川に係る事業の事業費の額
4. 公的賃貸住宅家賃低廉化事業	公的賃貸住宅家賃低廉化事業対象要綱（平成18年3月27日付け国住備第126号。以下この欄において

	<p>「要綱」という。)に規定する公的賃貸住宅家賃低廉化事業のうち、以下の第一号又は第二号のいずれかに該当する事業に係る交付対象額</p> <p>一 要綱第5に規定する公営住宅等の家賃の低廉化に係る対象額（公営住宅を対象とした事業に限る。）</p> <p>二 要綱第6に規定する公営住宅等ストック総合改善事業に係る公営住宅の家賃の低廉化に係る対象額</p>
5. 地域住宅政策推進事業	<p>地域住宅計画の目標を達成するために必要な事業等（施設整備については、公営住宅整備事業等に関連して実施されるものに限る。）に要する費用の額（地方公共団体が、事業を実施する機構等に対し費用の一部を負担する場合にあっては、当該負担額を超えない額）</p>

3. 地域住宅計画に基づく事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次に掲げる式により算出された額とする。

$$\text{基礎額} = \text{当該年度の事業費} \times \text{交付率}$$

上記交付率については、次に掲げる式により算出されたものとする。

$$\text{交付率} = \text{交付限度額} / \text{交付対象事業費}$$

4. 交付限度額

交付限度額は、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行規則（平成17年国土交通省令第80号。以下「地域住宅法施行規則」という。）第5条第2項の規定により、地域住宅法第7条の交付金の額は地域住宅法施行規則第5条第1項に基づき算出した額又は次に掲げる式により算出した額のいずれか少ない額とする。

$$\text{交付限度額} = \frac{1}{2} \times \alpha + 0$$

この場合において、 α は、次に掲げる式により算出した額のうちいずれか

少ない額とする。

$$1) \alpha = 9/10 \times (A + B) + K$$

$$2) \alpha = 10/9 \times A + K$$

A：表9-1-1第1項から第4項までの事業ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

B：表9-1-1第5項の事業について、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額

K：表9-1-1第1項から第4項までの事業について、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額（以下「交付対象事業費」という。）は、それぞれKに含めて α を算出することができる（ただし、Kに含める場合の額は、交付対象事業費に、既往の補助金における国の地方公共団体に対する補助の割合に2を乗じた数値を乗じた額とする。）ものとする。

O：次に掲げる費用の額を合計した額

イ 表9-1-1第1項及び第2項の事業について、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額のうち、公営住宅等整備事業対象要綱第2第二号に規定する公営住宅等の建設等に係る費用の額に4分の1を乗じて得た額

ロ 表9-1-1第3項の事業について、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額のうち、沖縄振興特別措置法施行令（平成14年政令第102号）別表第1各項に掲げるものに係る額に、同表各項に掲げる割合から2分の1を除いた割合を乗じて得た額

9-2 住宅市街地基盤整備事業

良好な住宅又は宅地の供給を行う計画的な住宅宅地事業及び計画的に開発された良質な住宅団地において行われる住宅ストック改善事業に関連する公共施設の整備を行う事業をいう。

1. 交付金事業者

沖縄県及び市町村

2. 交付対象事業

住宅市街地基盤整備事業で基礎額算定の対象となる交付金事業の範囲は、事業実施計画に定められた、住宅宅地事業又は住宅ストック改善事業に関連

する国土交通省所管の次の各号に掲げる公共施設のいずれかの整備に関する事業（計画には住宅基盤施設（住宅宅地事業又は住宅ストック改善事業に関連して実施しようとする住宅市街地基盤整備事業に係る公共施設等をいう。）の名称、住宅市街地基盤整備事業を実施しようとする者、種別、工種、事業期間及び全体事業費を記載するものとする。）で、制度要綱別表の**別紙3**に定める事業のうち、次の各号に掲げる公共施設ごとに当該各号に定める事業に係る本交付金の採択要件として本要綱に定める内容及び表 9-2-1 の要件に適合するものとする。

- 一 道路 道路の修繕に関する事業を除いた事業
- 二 治水 河川、砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設に関する事業（ただし、応急対策事業を除く）
- 三 下水道 すべての事業
- 四 都市公園 都市公園事業

3. 住宅市街地基盤整備事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、**2.** に定める交付対象事業ごとに本要綱の規定に基づき算出された基礎額を合計した額とする。

4. その他

住宅市街地基盤整備事業の運営は、本編に定めるところによるほか、次の各号に定めるところにより行われなければならない。

- 一 公営住宅建設事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年 4 月 15 日付け建設省住発第 120 号）
- 二 その他関係法令、関係告示、関係通知に定めるもの

表 9-2-1

区分	要件の内容	
	土地有効活用・居住環境整備 タイプ	団地再生タイプ
一般的 要件	住宅建設事業又は宅地開発事業に関連して緊急に整備することが必要な公共施設の整備に関する事業で、その実施により住宅宅地事業の隘路が打開される等住宅宅地事業の推進に効果があるものであること。	住宅ストック改善事業の目的達成に資する公共施設の整備に関する事業であって、その実施により良好な居住環境の形成に効果があるものであること。

施 設 別 要 件	道 路	<p>一般国道以外の道路で、次のいずれかに該当するものの整備に関する事業であること。(都市計画道路を含む。)</p> <p>一 住宅宅地事業の事業区域(以下「事業区域」という。)内の主要な道路。</p> <p>二 事業区域と事業区域外の主要な道路又は、最寄り主要駅等交通上の重要拠点とを連絡する道路のうち、当該住宅宅地事業に起因して緊急に整備を行うことが必要な区間。</p> <p>三 事業区域と事業区域外の義務教育施設等主要な公益施設とを連絡する道路で、緊急に整備することが当該住宅宅地事業にとって不可欠な区間。</p> <p>なお、個別の道路施設の採択に当たっては、当該住宅宅地事業との関係を具体的に精査し、上記一から三までの要件のいずれかに合致することを確認すること。</p>	<p>一般国道以外の道路で、次のいずれかに該当する歩道等の整備に関する事業であること。</p> <p>一 住宅ストック改善事業の事業区域(以下「改善事業区域」という。)内の主要な道路。</p> <p>二 改善事業区域と改善事業区域外の主要な道路又は最寄り主要駅等交通上の重要拠点とを連絡する道路のうち、当該住宅ストック改善事業にあわせて緊急に整備を行うことが必要な区間。</p> <p>三 改善事業区域と改善事業区域外の義務教育施設等主要な公益施設とを連絡する道路のうち、当該住宅ストック改善事業にあわせて緊急に整備を行うことが必要な区間</p> <p>なお、個別の道路施設の採択に当たっては、当該住宅ストック改善事業との関係を具体的に精査し、上記一から三までの要件のいずれかに合致することを確認すること。</p>
	河 川	<p>一級河川、二級河川又は準用河川に係る事業であって、当該河川の下流の治水計画上也効果的と認められるもので、かつ、次のいずれかに該当する施設の整備に関する事業であること。</p> <p>一 事業区域の開発の影響により改修が必要となる河川の部分又は事業区域を通過し、若しくは接する河川の部分で、当該住宅宅地事業と一体的に整備することが必要なもの。</p> <p>二 当該住宅宅地事業と関連して</p>	<p>一級河川、二級河川又は準用河川に係る事業であって、当該河川の下流の治水計画上也効果的と認められるもので、かつ、次のいずれかに該当する施設の整備に関する事業であること。</p> <p>一 改善事業区域の治水安全度向上のため、当該住宅ストック改善事業と一体的に整備することが必要なもの。</p> <p>二 当該住宅ストック改善事業と関</p>

	整備することが必要とされる防災調節池、流域調節池、雨水貯留施設又は貯留浸透施設。	連して整備することが必要とされる防災調節池、流域調節池、雨水貯留施設又は貯留浸透施設。
砂防設備	<p>砂防指定地に存する溪流における砂防事業であって、当該溪流の下流の砂防計画上也効果的と認められるもので、かつ、次のいずれかに該当する施設の整備に関する事業であること。</p> <p>一 事業区域の開発の影響により砂防事業が必要となる溪流又は事業区域を通過し、若しくは事業区域に接する溪流に係るもので、当該住宅地事業と一体的に整備することが必要なもの。</p> <p>二 当該事業区域に直接土砂害を及ぼすおそれのある溪流に係るもの。</p>	<p>砂防指定地に存する溪流における砂防事業であって、当該溪流の下流の砂防計画上也効果的と認められるもので、かつ、次のいずれかに該当する施設の整備に関する事業であること。</p> <p>一 改善事業区域の砂防安全度向上のため、当該住宅ストック改善事業と一体的に整備することが必要なもの。</p> <p>二 当該改善事業区域に直接土砂害を及ぼすおそれのある溪流に係るもの。</p>
急傾斜地崩壊防止	<p>急傾斜地崩壊危険区域内で行われる急傾斜地崩壊対策事業であって、次のいずれかに該当する急傾斜地に係る事業であること。</p> <p>一 事業区域外に存する急傾斜地で、崩壊によって事業区域に被害を及ぼすおそれがあるもの。</p> <p>二 第一号の急傾斜地と一体的に整備を行う必要があるもの。</p>	<p>急傾斜地崩壊危険区域内で行われる急傾斜地崩壊対策事業であって、次のいずれかに該当する急傾斜地に係る事業であること。</p> <p>一 改善事業区域外に存する急傾斜地で、崩壊によって改善事業区域に被害を及ぼすおそれがあるもの。</p> <p>二 第一号の急傾斜地と一体的に整備を行う必要があるもの。</p>
下水道	<p>下水道法による下水道の整備に関する事業で、次のいずれかに該当する施設の整備に関する事業であること。</p> <p>一 事業区域内の主要な管渠。</p> <p>二 事業区域と事業区域外の主要な幹線管渠若しくは流域下水道の管渠とを結ぶ公共下水道の管</p>	<p>下水道法による下水道の整備に関する事業で、次のいずれかに該当する施設の整備に関する事業であること。</p> <p>一 改善事業区域内の主要な管渠。</p> <p>二 改善事業区域と改善事業区域外の主要な幹線管渠若しくは流域下水道の管渠とを結ぶ公共下水道の管</p>

	<p>渠又は事業区域の下水の流入点から既成市街地の下水の流入点までの流域下水道の管渠で、もっぱら当該住宅宅地事業に起因して緊急に整備を行うことが必要なもの。</p> <p>三 もっぱら事業区域内の下水を処理する終末処理場の新設で、当該住宅宅地事業に起因して緊急に整備を行うことが必要なもの。</p>	<p>管渠又は事業区域の下水の流入点から既成市街地の下水の流入点までの流域下水道の管渠で、もっぱら当該住宅ストック改善事業に起因して緊急に整備を行うことが必要なもの。</p> <p>三 もっぱら改善事業区域内の下水を処理する終末処理場の新設で、当該住宅ストック改善事業に起因して緊急に整備を行うことが必要なもの。</p>
都市公園	<p>都市計画施設である住区基幹公園、都市緑地、緑道等の設備に関する事業で、原則として事業区域内において行われる事業であること。</p>	<p>都市計画施設である住区基幹公園、都市緑地、緑道等の設備に関する事業で、原則として改善事業区域内において行われる事業であること。</p>

10 関連事業

10-1 関連社会資本整備事業

制度要綱別表の別紙3の10.イに定めるところによる。

1. 関連社会資本整備事業に係る国費の算定方法

(1) 事業費

基礎額算定に用いる事業費は、当該年度の当該関連社会資本整備事業の事業費（事務費を除く。）とする。

なお、間接補助の場合、沖縄県が交付金事業者に対し、交付対象事業に要する経費の一部を負担し、又は補助する場合においては、沖縄県が負担し、又は補助する費用（事務費を除く。）の額の範囲内に限り、事業費として計上することができる。

(2) 国費率

イ 社会資本整備重点計画法第2条第2項各号（第2号から第4号まで及び第6号を除く。）及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第2条第1項第1号から第3号までに掲げる事業

1道路から9住宅までと同じとする。

ロ イに掲げる事業以外の事業

基礎額の算定に用いる国費率は、国の負担又は補助について個別の法令に規定がある場合は、当該法令に規定する負担の割合又は補助の割合とする。

それ以外の場合は2分の1とする。

10-2 効果促進事業

沖縄振興一括交付金制度要綱別表の別紙3の10.ロに定めるところによる。

1. 効果促進事業に係る国費の算定方法

(1) 事業費

基礎額算定に用いる事業費は、当該年度の当該効果促進事業の事業費（事務費を除く。）とする。

なお、間接補助の場合、沖縄県が交付金事業者に対し、交付対象事業に要する経費の一部を負担し、又は補助する場合においては、沖縄県が負担し、又は補助する費用（事務費を除く。）の額の範囲内に限り、事業費と

して計上することができる。

(2) 国費率

基礎額の算定に用いる国費率は、国の負担又は補助について個別の法令に規定がある場合は、当該法令に規定する負担の割合又は補助の割合とする。

それ以外の場合は2分の1とする。

なお、道路事業と一体となって実施される効果促進事業に係る補助率は、当該事業に係る国の負担又は補助について個別の法令に規定がある場合は、当該法令に規定する負担率又は補助率、国の負担又は補助について個別の法令に規定がない場合は、表10-2に定める率とする。

ただし、表1-1の右欄に掲げる率を適用する事業と一体となって実施される効果促進事業に係る補助率は、2分の1（国の負担又は補助について個別の法令に規定がある場合は、当該法令に規定する負担率又は補助率）とし、沖縄振興公共投資交付金制度要綱別紙3に定める「沖縄都市モノレール3両化導入加速化事業」の補助率については、10分の8とする。

表 10-2

	引上率 δ	
	1.00	1.01～
率	5.5/10	$5.5/10 \times \delta$

注) δ は地方公共団体の引上率で、財政力指数が0.46未満の地方公共団体（以下「適用団体」という。）については、次の式によって計算した値とする。なお、これに該当しない地方公共団体においては、1.00とする。

$$\text{引上率} = 1 + 0.25 \times \frac{0.46 - \text{当該適用団体の当該財政力指数}}{0.46 - \text{財政力指数が最小の適用団体の当該財政力指数}}$$

(小数点第二位未満は切り上げ)

なお、財政力指数は、地方交付税法第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で、当該年度の前々年度より過去3年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値とする。